

「クラウドペイ」決済サービス利用規約

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー（以下、「DGFT」といいます。）は、「クラウドペイ」決済サービス（以下、「本件決済サービス」といいます。）を提供するにあたり、以下のとおり「クラウドペイ」決済サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

第1章 総則

第1条 （適用）

1. 本規約は、本件決済サービスの提供条件および本件決済サービスの利用に関する DGFT と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、DGFT と利用者との間の本件決済サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. DGFT が所定のウェブサイトに掲載する本件決済サービスに関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。

第2条 （用語の定義）

本規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「利用者」とは、第4条（登録申請）に基づいて本件決済サービスの利用の登録を申請し、第5条（審査および登録）において DGFT および／または決済事業者が本件決済サービスを利用することを承諾した者をいいます。
- (2) 「ショップ」とは、利用者が運営する店舗をいいます。
- (3) 「取扱商品」とは、利用者がショップで顧客へ販売または提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェア等をいいます。
- (4) 「顧客」とは、ショップにおいて利用者に対し取扱商品の販売・提供を申し込んだ、または利用者より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (5) 「商品代金」とは、対面販売にかかる取扱商品の代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料等を含む場合があります。）をいいます。
- (6) 「対面販売」とは、ショップおよび顧客間の取扱商品の販売・提供にかかる対面取引をいいます。
- (7) 「クラウドペイ QR」とは、DGFT が利用者に対し、本件決済サービスの利用のために提供する QR コードが印字された媒体をいいます。
- (8) 「QR 決済」とは、顧客がクラウドペイ QR に表示された QR コードを読み取ることにより行われる、顧客と利用者間の対面販売にかかる決済をいいます。
- (9) 「決済データ」とは、QR 決済において、DGFT が決済処理のために用いるデータをいいます。
- (10) 「ショップ管理機能」とは、利用者がショップにおける QR 決済取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFT がショップに対し提供する機能をいいます。
- (11) 「コンテンツ」とは、利用者がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (12) 「決済品目」とは、本件決済サービスを構成する、次のサービスをいいます。
 - ① d払い（バーコード決済）
 - ② アリペイ決済サービス
 - ③ WeChat Pay 決済サービス
 - ④ Alipay+決済サービス
 - ⑤ LINE Pay 決済サービス
 - ⑥ au PAY 決済サービス
 - ⑦ メルペイ決済サービス
 - ⑧ 楽天ペイ決済サービス
 - ⑨ J-Coin Pay 決済サービス
 - ⑩ その他 DGFT が定め、利用者に通知する他の決済サービス
- (13) 「決済事業者」とは、本件決済サービスに含まれる各決済品目における次の事業者をいいます。なお、各決済品目において、顧客がクレジットカードを登録することにより、QR 決済が当該クレジットカードの支払いを通じて行われる場合には、各決済事業者が指定するクレジットカード会社も決済事業者に含まれるものとします。
 - ① d払い（バーコード決済）においては、DGFT が、d払い（バーコード決済）に関する業務

- を行うことを定めた契約（以下、「d払い（バーコード決済）包括加盟店契約」といいます。）を締結した株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）
- ② アリペイ決済サービスにおいては、DGFTが、アリペイ決済に関する業務を行うことを定めた契約（以下、「アリペイ決済サービス契約」といいます。）を締結した支付宝（中国）网络技术有限公司（以下、「アリペイ」といいます。）
 - ③ WeChat Pay 決済サービスにおいては、DGFTが、WeChat Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「WeChat Pay 決済サービス契約」といいます。）を締結した財付通支拓科技有限公司（以下、「テンペイ」といいます。）
 - ④ Alipay+決済サービスにおいては、直接または間接に DGFT に対して Alipay+の利用に係るサービスを提供する事業者をいい、本規約においてはおよび DGFT との間で Alipay+決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「Alipay+決済サービス契約」といいます。）を締結した Alipay Connect Pte.Ltd. 及び Alipay.com co.,Ltd を個別にまたは総称して意味するものとします。
 - ⑤ LINE Pay 決済サービスにおいては、DGFTが、LINE Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「LINE Pay 業務提携契約書」といいます。）を締結した LINE Pay 株式会社（以下、「LINE Pay」といいます。）
 - ⑥ au PAY 決済サービスにおいては、DGFTが、au PAY 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「au PAY 包括代理加盟店契約」といいます。）を締結した KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます。）
 - ⑦ メルペイ決済サービスにおいては、DGFTが、メルペイ決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「メルペイ包括代理加盟店契約」といいます。）を締結した株式会社メルペイ（以下、「メルペイ」といいます。）
 - ⑧ 楽天ペイ決済サービスにおいては、DGFTが、楽天ペイ決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「楽天ペイ包括代理加盟店契約」といいます。）を締結した楽天ペイメント株式会社（以下「楽天ペイメント」といいます。）
 - ⑨ J-Coin Pay 決済サービスにおいては、DGFTが、J-Coin Pay 決済サービスに関する業務を行うことを定めた契約（以下、「J-Coin 包括代理加盟店契約」といいます。）を締結したユーシーカード株式会社（以下「ユーシーカード」といいます。）
 - ⑩ 前各号に掲げる決済品目以外のものについては、DGFTが利用者に通知する他の事業者
- (14) 「決済事業契約」とは、d払い（バーコード決済）包括加盟店契約、アリペイ決済サービス契約、WeChat Pay 決済サービス契約、Alipay+決済サービス契約、LINE Pay 業務提携契約書、au PAY 包括代理加盟店契約、メルペイ包括代理加盟店契約、楽天ペイ包括代理加盟店契約、その他 DGFT と決済事業者との間の本件決済サービスに関連する契約の総称をいいます。

第3条 （本件決済サービスの内容）

DGFT は、「本件決済サービス」として、利用者に対し、以下に定めるサービスを包括的または個別的に提供するものとします。

- (1) 決済事業者と連携した各決済品目にかかる決済サービスを利用し、顧客の有する携帯端末を用いた QR 決済により、顧客が商品代金を支払うことを可能とする決済手段の提供
- (2) 決済事業者からの商品代金の受領、集約および利用者に対する支払い
- (3) 決済事業者との契約処理、折衝、事務に係る通信、その他事務処理の代行
- (4) 各決済品目にかかる決済サービス等に関わるデータ伝送や取引処理（与信取得、売上請求、キャンセル処理、その他各決済サービスにおいて発生する運用上の処理全般）等のデータプロセッシングの実施
- (5) 決済結果等を確認、集約しまたは処理することができるシステムの提供
- (6) その他前各号に付随するサービス

第4条 （登録申請）

1. 本件決済サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ、本件決済サービスの申込情報（以下、「申込情報」といいます。）および店舗申請データ（以下、「店舗申請データ」といいます。）を DGFT 所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に記載のうえ提供（DGFT 所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上申込書を電

磁的方法で提供する場合を含みます。) することにより、DGFT に対し、本件決済サービスの利用の登録を申請することができるものとします。

2. 登録希望者は、前項の登録申請にあたり、以下に掲げる事項を表明し、かつ保証するものとします。
 - (1) 登録希望者が、特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また過去5年間に同法による行政処分を受けていないこと
 - (2) 登録希望者が、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また過去5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと
 - (3) 第23条ないし第27条を遵守するための体制を構築していること
3. 登録希望者は、DGFT に対し、本条第1項に基づく登録申請の時点において登録希望者(登録希望者が法人である場合にはその代表取締役)が未成年者ではないことを表明し、保証するものとします。

第5条 (審査および登録)

1. DGFT および/または決済事業者は、DGFT および/または決済事業者の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者の登録の可否を審査し、DGFT および/または決済事業者が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。なお、登録希望者が提供した申込情報および店舗申請データに誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないものとします。
2. DGFT および/または決済事業者は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録または再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) DGFT および決済事業者に提供した申込情報および店舗申請データの全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 未成年者である場合
 - (4) 登録希望者が過去において DGFT との間の契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (5) 第39条(反社会的勢力の排除)に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (6) 第41条(契約の解除)に定める措置を受けたことがある場合
 - (7) その他、DGFT または決済事業者が登録を適当でないと判断した場合

第6条 (利用契約の成立等)

1. DGFT が、前条第1項の通知を行ったことをもって、利用者と DGFT の間に本規約に基づく利用契約(以下、「利用契約」といいます。)が成立するものとします。
2. 前項の利用契約は、各決済品目にかかる決済事業契約が有効に存続していることを前提としており、利用者は、当該決済事業契約が終了した場合には、当該決済品目にかかる利用契約は終了することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 第1項の利用契約に加え、同利用契約成立時点において、利用者と決済事業者との間において以下に定める決済品目にかかる加盟店契約が成立するものとします。なお、第1項の利用契約は、かかる加盟店契約が有効に存続していることを前提としており、利用者は、当該加盟店契約が終了した場合には、当該決済品目にかかる利用契約(利用者側の解約により当該加盟店契約が終了した場合は、全ての決済品目にかかる利用契約)は終了することを、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) d払い(バーコード決済)の場合 利用者とドコモの間における加盟店契約
 - (2) 前号の他、別途 DGFT が利用者に通知する事業体との加盟店契約
4. 前項に基づく各決済事業者との各決済品目にかかる加盟店契約の締結にあたり、利用者は、DGFT に対して、決済事業者との加盟店契約の締結およびこれに付随する合意をすること、その他加盟店契約に関連する決済事業者との間の一切の取引に関する包括的な代理権を授与するものとします(決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含みます。)
5. 前項の他、利用者は、DGFT に対し、商品代金を DGFT が利用者を代理して受領する権限を授与し(決済事業者が連鎖する場合において DGFT が当該代理権を他の決済事業者に再授与する権限を含みます。)し、DGFT が商品代金を受領することにつき同意するものとします。この場合、利用者は、DGFT から、DGFT が代理受領した商品代金の引き渡しを受ける際、当該商品代金から、決済手数料、その他利用契約に基づき発生する手数料、諸費用、ペナルティ、その他各サービス規約等に基づく商品

代金の支払の拒絶・保留、返還請求等に係る額、その他決済事業者が徴収する各種手数料が控除され得ることにあらかじめ同意するものとします。

6. 利用者は、前二項の代理権について、利用契約が有効に継続する期間中、その全部または一部を撤回することができないものとします。
7. 利用者は、第4条（登録申請）に基づき届け出たショップに追加がある場合には、あらかじめ DGFT 所定の方法で DGFT に届け出、DGFT の承認を得るものとします。
8. 利用者は、DGFT の承認のない店舗において本件決済サービスを利用することはできないものとします。

第7条（本件決済サービスのサービス開始日）

DGFT は、利用者が申込情報に入力した利用開始希望日をもとに、本件決済サービスの開始日（以下、「サービス開始日」といいます。）を利用者に通知するものとします。ただし、利用者は、理由の如何にかかわらず、利用者が利用する決済品目の一部について、サービス開始日に利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、DGFT は、サービス開始日以降に提供可能となる決済品目については、当該決済品目のサービス利用が可能となる日が判明した時点で、その旨を利用者に通知するものとします。なお、複数の決済品目の利用を希望し、各決済品目の利用開始日が複数日にわたって存在する場合には、最初の決済品目の利用開始日をもってサービス開始日とします。

第8条（本規約等の変更）

DGFT は、本規約を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、DGFT は、一定の予告期間において、変更後の本規約の内容を利用者に通知するものとします。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更にあたりは、DGFT 所定の方法により、利用者の同意を得るものとします。

第9条（決済品目の追加）

1. DGFT は、いつでも決済品目を追加することができるものとします。
2. 前項の場合、DGFT および／または追加された決済品目を提供する決済事業者は、DGFT および／または当該決済事業者の基準に従って、利用者による当該決済品目の利用の可否を審査します。当該審査にあたっては、第4条（登録申請）の登録申請に関して、利用者が DGFT に提供した申込情報および店舗申請データを利用する場合があります。なお、これらの情報等に誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないものとします。
3. 前項の審査にあたっては、第5条（審査および登録）第2項を準用するものとします。
4. DGFT は第2項の審査に先立って、利用者に対し、同項の審査を行う旨および第1項の決済品目の追加に伴う本規約の変更内容を通知します。利用者は、追加される決済品目の利用を希望しない場合には、DGFT 所定の期日までに、DGFT に対してその旨を通知することにより、同項の審査を拒否することができます。なお、当該所定の期日までに当該通知が DGFT に到達しない場合には、利用者は、同項の審査手続きに同意したものとみなされます。
5. DGFT および／または第2項の決済事業者が、利用者による追加された決済品目の利用を認める場合には、DGFT は、その旨を利用者に対して通知します。当該通知が発送された時点をもって、DGFT と利用者との間で、追加された決済品目に関する利用契約および当該決済事業者との加盟店契約が成立するものとします。また、当該契約が成立した時点で、第8条（本規約等の変更）にかかわらず、利用者は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第10条（利用環境等の整備）

1. 利用者は、本件決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担によりコンピュータ端末、ソフトウェアその他の機器および本件決済サービスにアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等を導入するものとし、利用契約の有効期間中、これを維持するものとします。
2. DGFT は、利用者に対して、ショップ管理機能の利用のために必要となる ID およびパスワードを付与するものとします。利用者は、当該 ID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害については、利用者が一切の責任を負うものとします。

3. 利用者は、利用契約の有効期間中、クラウドペイ QR その他販促物を、善良なる管理者の注意をもって使用し管理するものとし、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。これらの管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害については、利用者が一切の責任を負うものとします。

第11条（決済手数料）

1. 利用者は、本件決済サービス利用の対価として、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第1項に定める決済手数料（以下、「決済手数料」といいます。）を、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第2項に定める取扱期間、締切日、振込日および支払日（以下、「精算サイクル」といいます。）ならびに次条および別紙2「決済手数料等に関する課金条件」の定めに従って支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、前項の精算サイクルの全部または一部について、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第2項に定める内容とは異なる条件を希望する場合は、DGFT 所定の方法により DGFT に対して承認申請を行うものとし、DGFT が承認した場合は、当該利用者に適用される精算サイクルを第4条（登録申請）の申込書に定めるものとします。
3. 利用者が決済手数料を期日までに支払わなかった場合、DGFT は利用者に対し、年 14.6%の利率（支払遅延期間が1年間に満たないときは、年 365 日とする日割計算を行うものとします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。利用者は、DGFT から当該請求を受けた場合、速やかに当該遅延損害金の支払いを行うものとします。

第12条（支払方法）

1. DGFT は、商品代金の総額（DGFT または決済事業者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。）から決済手数料を差し引いた金額を利用者の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。但し、DGFT は、利用者に対して支払うべき商品代金の総額が別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第3項に定める金額（以下、「振込最低金額」といいます。）に達するまでの間、次項ないし第4項に定める場合を除き、利用者に対する商品代金の支払を留保することができるものとします。この場合において、DGFT は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
2. 前項但書の規定にかかわらず、利用者は、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第4項に従い、DGFT 所定の方法により、DGFT に対して前項に基づく支払の依頼（以下、「振込依頼」といいます。）を行うことができるものとします。この場合において、利用者は、別紙2「決済手数料等に関する課金条件」の定めに従い、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第5項に定める振込手数料（以下、「指定振込手数料」といいます。）を支払うものとします。但し、商品代金の総額が指定振込手数料および決済手数料の合計金額を超えない場合は、利用者は振込依頼を行うことができないものとします。
3. 前項に基づく振込依頼があった場合、DGFT は、第1項に基づき、商品代金の総額から指定振込手数料および決済手数料の合計金額を差し引いた金額を支払うものとします。
4. 第1項但書の規定にかかわらず、DGFT は、別紙1「本件決済サービスの提供に係る条件」第6項に定める基準日が到来した場合、第1項に基づき商品代金の総額から決済手数料を差し引いた金額を支払うものとします。
5. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、利用者は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額を DGFT の定める期日までに DGFT の指定する金融機関口座に送金して支払うものとします。
6. 利用者が前項、その他本規約に基づき DGFT に支払うべき金額を、DGFT が正当と認める理由無くして DGFT の定める期日までに支払わなかった場合、DGFT は、当該期日後に DGFT が利用者に対して支払うべき商品代金から差し引くことにより、利用者の DGFT に対する支払いに充てることができるものとします。
7. 本条に従って、利用者または DGFT が相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、別途定める場合を除き、支払を行う当事者が負担するものとします。
8. 利用者が、第5項の支払いを、DGFT の定める期日より2ヶ月を超えて遅延した場合には、DGFT は本件決済サービスの提供を停止することができるものとします。
9. 利用者は、DGFT に対し、利用者において以下の事項の一が生じた場合に、DGFT が直ちに第1項の支払いを留保する権限を付与するものとします。

- (1) 利用者が本件決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 利用者が第 22 条第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (3) 利用者が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (4) 利用者の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (5) 利用者が差押え・仮差押え・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (6) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (7) 利用者が本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
 - (8) 利用者が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (10) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (11) 次条第 1 項各号の事由に該当し、または該当するおそれがあると、DGFT が合理的判断により認めた場合
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不相当と認めた場合
10. 前項の支払保留後、DGFT が当該支払いを相当と認めた場合には、DGFT は、利用者に対し、当該留保にかかる商品代金を支払うことができるものとします。なお、この場合には、DGFT は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
11. 利用者または DGFT が相手方に対して利用契約の義務として何等かの支払いを行った場合において、相手方の金融機関のシステム障害、相手方が提供した金融機関に係る情報の誤り、その他の相手方に起因する事由により相手方において着金の確認ができない場合であっても、利用者または DGFT が自己の金融機関をして、相手方の金融機関に対し送金（出金）させた時点で、当該支払を行った利用者または DGFT の債務は履行されたものとみなすものとします。ただし、この場合において相手方が提供した金融機関に係る情報の誤りが原因であるときは、支払いを行う利用者または DGFT（以下、本項において「支払当事者」といいます。）は、相手方と連携のうえ正しい金融機関の情報を確認したうえで再度の送金を行う等、相手方に正常に着金するよう、合理的な協力を努めるものとします。なお、相手方が提供した金融機関に係る情報の誤りに起因して支払当事者に発生する組戻手数料および支払当事者が再度の送金を行うに際して発生する振込手数料については、第 7 項の規定にかかわらず、相手方が全て負担するものとし、その費用の精算方法については、本条（第 7 項を除きます。）の規定を準用するものとします。

第13条（商品代金の支払拒絶またはその返還）

DGFT は、利用者の QR 決済に関し以下の事由に該当した場合には、利用者に対し、当該 QR 決済にかかる商品代金の支払いを拒絶し、または、その返還を求めることができるものとします。

- (1) 利用者が顧客との間で成立している対面販売を解除しまたは取り消した場合
- (2) 第 20 条（顧客との紛議）第 1 項に定める紛議が生じた場合において、当該紛議にかかる対面販売の日より 60 日を経過しても解消しない場合
- (3) 顧客以外の第三者が当該顧客のクレジットカードを利用して通信販売を行った場合
- (4) 決済事業契約または決済事業者と利用者との間の加盟店契約に定める事由に基づき、決済事業者が利用者または DGFT に対し、商品代金の支払いを拒絶しまたはその返還を求めた場合
- (5) 利用契約の定め違反して対面販売が行われたことが判明した場合
- (6) その他、DGFT の合理的判断により、利用者に対し対面販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をした場合

第14条（第三者への委託）

1. DGFT は、本件決済サービスの提供に必要な業務の全部または一部を、DGFT の責任において、決済事業者その他の第三者に委託することができるものとします。
2. 前項に基づき DGFT がサービスの全部または一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督ならびに委託先の行った業務の結果について、当該委託先が利用者の指定によるものである場合を除き、DGFT が一切の責任を負うものとします。

第15条 (利用者の義務、提供する商品またはサービス等)

1. 利用者は本件決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 利用者がショップで提供し、または提供する予定の取扱商品は、利用者が DGFT に申請した店舗申請データ、または今後利用者が DGFT に提出し、DGFT が承認した修正後の店舗申請データに記載したものに限ること
 - (2) 利用者のコンテンツにおいて表示した販売条件や商品説明等の表示内容に基づく瑕疵のない取扱商品の販売・提供を行うこと
 - (3) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること
 - (4) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ DGFT にこれを証明する関連書類を提出し、事前に DGFT および必要に応じて DGFT を通じて決済事業者の承認を得ること
 - (5) クラウドペイ QR を顧客が容易に認識できる状態でショップに設置すること
 - (6) DGFT が利用者に送付する各決済品目を表示したシールその他の標識を、クラウドペイ QR に貼付する等の方法により、利用者が利用する決済品目の種類について顧客が容易に認識できる状態に置くこと
2. 利用者は、本規約に従って、取扱商品を顧客に販売もしくは提供することができるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとします。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令の定めに違反するもの
 - (2) 生き物
 - (3) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (4) 生命または身体に危険を及ぼすおそれがあるもの
 - (5) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (6) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 第三者の著作権、商標権、意匠権および特許権等知的財産権を侵害するもの
 - (9) 第三者の財産またはプライバシーを侵害するもの
 - (10) DGFT または決済事業者のイメージを低下させる販売または提供行為
 - (11) その他公序良俗に反するもの
 - (12) その他 DGFT または決済事業者が不相当と認めた場合
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、利用者の責任において解決するものとします。

第16条 (業務内容等の変更)

1. 利用者は、本規約に基づき DGFT へ届け出た申込情報(氏名、名称、商号、所在地、電話番号を含みますがこれらに限られません。)、店舗申請データ(対面販売の方法、課金形態を含みますがこれらに限られません。)その他本件決済サービスにかかる重要な事項に変更が生じる場合はあらかじめ DGFT に届け出るものとし、DGFT が必要と認めた場合は別途書面による変更手続きを行うものとします。
2. 前項において必要な場合、利用者は、DGFT を通じて決済事業者に対して DGFT または決済事業者所定の様式をもって所定の変更事項を提出するものとします。
3. 前各項に定める場合のほか、利用者は、取扱商品等の種別、銀行口座その他 DGFT および/または決済事業者が指定する一定の事項について、届け出た事項を変更しようとする場合は、DGFT または決済事業者所定の方法により、変更事項および変更予定日等を変更予定日の 30 日前までに DGFT および/または DGFT を通じて決済事業者に提出するものとします。
4. 利用者が前各項の手続きを怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFT は一切責任を負いません。

第17条 (本件決済サービスの利用)

1. 利用者は、本件決済サービスを、本規約の目的の範囲内かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
2. DGFT は、利用者が誤って送信した本件決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処

理したことによって利用者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。

3. 利用者は、QR 決済の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済サービスを利用して対面販売の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱や本件決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
4. DGFT または決済事業者が本規約に関連し、顧客または第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに利用者に通知するものとし、利用者は、DGFT または DGFT を通じた決済事業者の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知もしくは指示は、利用者の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。
5. 利用者に第 41 条（契約の解除）第 2 項各号に該当する事由が生じた場合、利用者は、直ちに DGFT へ連絡するとともに、履行が完了していない利用者の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。

第18条（禁止事項）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 第 15 条（利用者の義務、提供する商品またはサービス等）に違反する行為
 - (2) 本件決済サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
 - (3) 本件決済サービスを本規約に定める商品代金の回収または収納以外の目的に使用する行為
 - (4) 有害なコンピュータ・プログラム等を DGFT または決済事業者のシステムまたは第三者（顧客を含みます。以下、本条において同じ。）のコンピュータに送信または書き込む行為
 - (5) 第三者に成りすまし本件決済サービスを利用する行為、および利用者になりすまして本件決済サービスを利用させる行為
 - (6) DGFT または第三者の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (7) 第三者の設備等、または、DGFT および決済事業者による本件決済サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (8) 取引 1 回あたりの金額を減少させることを意図して、1 個の取引を 2 個以上の取引に分割する行為
 - (9) 以下に掲げる態様で本件決済サービスを利用する行為
 - ①取扱商品を販売したときに同時（一般商取引通念上、同時とみなせる場合を含む。以下、この①において同じ。）に、あるいは取扱商品がサービス（役務）である場合にあっては当該サービス（役務）提供を完了したときに同時に本件決済サービスを利用して決済を行うのではなく、取扱商品の販売または提供前に、あるいは販売または提供後に本件決済サービスを利用して決済を行う行為。
 - ②取扱商品の引渡し（取扱商品がサービス（役務）である場合には、当該サービス（役務）の提供）を複数回にわたり、または継続的に行う取引において、本件決済サービスを利用して決済を行う行為。（当該行為が特定商取引法第 41 条第 1 項に定義される「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られない。）
 - (10) 本規約の規定に反する行為
 - (11) 公序良俗に反する行為
 - (12) 法令に違反または違反するおそれのある行為
 - (13) その他 DGFT または決済事業者が不適切と判断する行為
2. DGFT は、利用者が前項各号に該当する行為を行っているか、もしくは当該行為を行うおそれがあると判断した場合、または決済事業者が利用者の行う対面販売が不相当であると判断した場合は、利用者に、ショップのコンテンツの全部もしくは一部の削除、または取扱商品の全部もしくは一部の提供の停止を求めることができるものとし、利用者は、DGFT からかかる要求があった場合はこれに従うものとします。

第19条（第三者の権利の処理）

利用者は、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを利用者が行った上で、取扱商品を提供するものとします。

第20条（顧客との紛議）

1. 利用者は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、利用者とその顧客との間で本件決済サービスにおける商品代金の回収または収納の原因関係たる売買取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる紛議が生じた場合であっても DGFT および決済事業者は一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの利用者の取扱商品に対する苦情・商品返品・商品取替・中途解約の請求・広告上の解釈・アフターサービス等については、利用者がその全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、DGFT および決済事業者は一切迷惑をかけないものとします。

第21条（資料提供等）

1. 利用者は、DGFT からショップの運営に必要な情報・資料等その他 DGFT または決済事業者が本件決済サービスを提供・維持するために必要と判断する情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 利用者は、決済事業者と DGFT との間の契約に定める事項について、決済事業者から利用者に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとします。

第22条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、DGFT は、自らまたは DGFT が適当と認めて選定した者により、利用者に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。
 - (1) 利用者において、秘密情報（第 30 条（秘密保持）に定める秘密情報をいいます。）、個人情報（第 31 条（個人情報の取扱等）に定める個人情報をいいます。）、その他各決済品目にかかるサービスの規約等で定める本規約に関連する重要な情報（以下、これらを総じて「秘密情報等」といいます。）が漏えい、滅失もしくは毀損し、またはそのおそれが生じたとき。
 - (2) 利用者が秘密情報等の取扱いを委託した第三者（以下、「受託者」といいます。）において当該情報が漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれが生じたとき。
 - (3) 利用者が行った対面販売について秘密情報等の不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が本規約の条項のいずれかに違反しているおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、DGFT が利用者に対する調査を実施する必要があると認めたとき。
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
 - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - (2) 秘密情報等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する利用者の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - (3) 利用者もしくは前項第 2 号に定める第三者またはその役員もしくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 利用者または前項第 2 号に定める第三者において前項第 1 号の情報の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、当該情報の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. DGFT は、本条第 1 項第 1 号から第 3 号までの調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを利用者に対して請求することができるものとします。ただし、利用者が自主的な調査および DGFT への報告を実施している場合にはこの限りではありません。
5. 前四項の規定にかかわらず、DGFT は、利用者に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができるものとします。

第23条（秘密情報等の適切な管理）

1. 利用者は、すべて利用者の費用と責任において関連法令等に従い、秘密情報等を自ら管理する場合、秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとします。また、秘密情報等につき、その漏えい、滅失または毀損を防止するため、善良なる管理者の注意をもってこれを

取り扱わなければならないものとし、利用者が秘密情報等の取扱いを第三者に委託する場合には、関連法令等に従い、当該委託先を適切に管理するものとし、

2. 利用者は、前項で義務付けられる秘密情報等の適切な管理のため、DGFT または決済事業者から求められる合理的措置（以下、「合理的措置」といいます。）を講じなければならないものとし、
3. 利用者が前項の規定により秘密情報等の適切な管理のために講じる合理的措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとします。
4. DGFT は、前項の規定にかかわらず、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が合理的措置に該当しないおそれがあるとき、その他秘密情報等の漏えい、滅失または毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて利用者に対し当該方法または態様の変更を求めることができるものとし、利用者はこれに応ずるものとし、
5. 利用者は、本条第 4 項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ DGFT と協議しなければならないものとし、

第24条（事故時の対応）

1. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損しまたはそのおそれが生じた場合には、利用者は、自らの費用と責任で遅滞なく以下の措置を講じなければならないものとし、
 - (1) 漏えい、滅失または毀損の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい、滅失または毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失または毀損の対象となった秘密情報等の特定を含みます。）その他の事実関係および発生原因を調査すること
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏えい、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表しまたは影響を受ける顧客に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい、滅失または毀損の対象となる秘密情報等の範囲が拡大するおそれがあるときには、利用者は、直ちに秘密情報等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとし、
3. 利用者は、第 1 項柱書の場合には、直ちにその旨を DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者に対して報告すると共に、遅滞なく、第 1 項各号の事項につき、以下の各号の事項を報告しなければならないものとし、
 - (1) 第 1 項第 1 号および第 2 号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
 - (2) 第 1 項第 1 号および第 2 号の調査につき、その途中経過および結果
 - (3) 第 1 項第 3 号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール
 - (4) 第 1 項第 4 号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
 - (5) 前各号の他これらに関連する事項であって DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者が求める事項
4. 利用者またはその受託者の保有する秘密情報等が漏えい、滅失または毀損した場合であって、利用者が遅滞なく本条第 1 項第 4 号の措置を講じない場合には、DGFT、決済事業者その他 DGFT が指定する者は、事前に利用者の同意を得ることなく、自らその事実を公表しまたは漏えい、滅失または毀損した秘密情報等に係る顧客に対して通知することができるものとし、

第25条（不正利用防止対策）

1. 利用者は、本件決済サービスを利用した対面販売を実施するに際しては、関連法令等に従い、善良なる管理者の注意をもって、顧客による QR 決済がなりすましその他の不正利用（以下、「不正利用」といいます。）に該当しないことを確認しなければならないものとし、
2. 利用者が前項の確認のために講じる措置の具体的方法および態様は、DGFT が所定の方法により別途定めるとおりとします。
3. 前項の規定にかかわらず、DGFT は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、利用者はこれに

応ずるものとしします。

4. 利用者が本人以外の者を正当な顧客と誤認してQR決済を行ったことにより生ずる紛争については、すべて利用者がその責任と費用において解決するものとしします。

第26条（不正利用発生時の対応）

1. 利用者は、その行った対面販売につき、QR決済の不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとしします。
2. 利用者は、前項の場合には、直ちにその旨をDGFTおよびDGFTを通じて決済事業者その他DGFTが指定する者に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告しなければならないものとしします。

第27条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、DGFTまたは決済事業者その他DGFTが指定する者は利用者に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとしします。
 - (1) 利用者が第23条（秘密情報等の適切な管理）第2項から第5項までの義務を履行しない場合、またはそれらのおそれがあるとき。
 - (2) 利用者または受託者の保有する秘密情報等が、漏えい、滅失もしくは毀損またはそのおそれがある場合であって、第24条（事故時の対応）第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (3) 利用者が第25条（不正利用防止対策）または第26条（不正利用発生時の対応）に違反したまたはそのおそれがあるとき。
 - (4) 利用者が行った対面販売について本件決済サービスの不正利用が行われた場合であって、前条の義務を相当期間内に履行しないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、利用者の対面販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、関連法令に基づき、DGFTまたは決済事業者その他DGFTが指定する者に対し、利用者についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. DGFTまたは決済事業者その他DGFTが指定する者は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、利用者が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、利用者との協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、利用者はこれに応ずるものとしします。

第28条（通知）

1. DGFTから利用者に対する通知は、別段の定めのある場合を除き、利用者があらかじめDGFTに通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールにより行うものとしします。ただし、通信障害等やむをえない事態が発生した場合は他の適当な方法で行うものとしします。
2. DGFTから利用者への通知は、前項により利用者が通知した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したときをもって利用者に通知されたものとしします。ただし、前項ただし書の場合を除くものとしします。
3. 利用者は、DGFTからの通知の有無およびその内容を確認するため利用者宛ての電子メールをその営業日において毎日1回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段をDGFTに通知するものとしします。
4. 利用者は、電子メールアドレスを変更する場合、DGFT所定の方法により事前にDGFTに通知するものとしします。
5. 利用者が第3項または前項の通知を怠ったことにより生じた利用者の損失その他の負担について、DGFTは一切責任を負いません。

第29条（本件決済サービスの停止または中断）

1. DGFTは、以下の場合に該当する場合は、本件決済サービスの一部または全部の提供を停止すること

ができるものとします。

- (1) DGFT、決済事業者等によるシステムの定期的または緊急の点検・補修のため
 - (2) DGFT、決済事業者等がシステムの適正な運用のため必要と認めた場合
 - (3) DGFT、決済事業者等のシステムによって利用者のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) DGFT、決済事業者等のサービスに使用する通信回線が輻輳または使用不能な場合
 - (5) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本件決済サービスの運営ができなくなった場合
 - (6) その他、DGFT または決済事業者が停止または中断を必要と判断した場合
2. DGFT が前項に基づき本件決済サービスの停止を行う場合には、あらかじめ、その理由、実施期日および期間を利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合、または地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力による場合は除くものとします。
 3. DGFT は、本件決済サービスにおける利用者もしくは顧客と DGFT 間の伝送に用いる第三者の回線または利用者の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等本件決済サービスの運営障害について一切の責任を負わないものとします。

第30条（秘密保持）

1. 利用者および DGFT は、相手方の書面による事前の承諾なくして、本規約に基づき知り得た相手方固有の業務上、技術上、営業上、その他一切の秘密情報（以下、「秘密情報」といいます。）を第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを、開示を受けた当事者が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - (6) 前各号に定めるほか、利用契約の定めに従い第三者に開示する場合
3. DGFT は、次の各号の一に該当する場合には秘密情報を第三者に開示できるものとします。
 - (1) 本件決済サービスにおける通常取引の処理またはサービスの維持に用いる場合
 - (2) 顧客の同一性確認（本人確認）のために用いる場合
 - (3) 紛争の解決のために用いる場合
 - (4) 法令または政府当局もしくは裁判所の命令または指導等に従うために開示する場合
 - (5) 利用者を特定しない形で統計的データを開示する場合
 - (6) 前各号に定めるほか、利用契約の定めに従い第三者に開示する場合
4. 第1項の第三者とは、利用者および DGFT の役員・従業員、利用者または DGFT が指定し相手方が同意した者、ならびに DGFT においては第14条（第三者への委託）第1項に基づく委託先以外の者をいいます。

第31条（個人情報の取扱等）

1. DGFT は本件決済サービスの遂行のため取扱を委託された個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号、その後の改正を含みます。）、「JIS Q 15001：2017 個人情報保護に関するマネジメントシステム—要求事項」により定義されるものおよび利用者と DGFT の間で個人情報として取り扱うものとして同意した情報をいいます。）を、秘密として保持し、利用契約の定めに従い取り扱うほか、利用者の事前の同意を得ることなく、第三者（第14条（第三者への委託）第1項に基づく委託先を除きます。）に提供・開示・漏洩せず、本件決済サービス提供以外の目的に利用しないものとします。
2. DGFT は個人情報を取り扱うにあたって、個人情報の取扱責任者を定め、その指導のもとに個人情報を適切に保護するものとし、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。
3. DGFT は、前項の定めにかかわらず、秘密情報に関わる事件・事故が発生した場合、または、そのお

それがあある場合、速やかに利用者に報告しなければならないものとします。

4. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合または利用者から個人情報の消去等に関する要求があつた場合においても、DGFT と決済事業者との契約の義務を履行することその他 DGFT の正当な業務遂行目的のために、当該個人情報を保有することができるものとします。ただし、法令の定めに従い、個人情報の消去等が求められる場合はこの限りではなく、かかる場合には、DGFT は法令の定めに従い対応を行うものとします。

第 31 条の 2 (海外に所在する第三者への個人情報の提供および及び取扱いの委託)

1. DGFT は、決済事業者のガイドラインに基づき、取引時においてマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止の対策を求められている場合があり、下記の国に所在する第三者 (以下、「海外第三者」といいます。) に対し、当該海外第三者が保有する専門的なデータベース等に照会する目的で個人情報を提供し、または取扱いを委託する場合があります。当該場合における「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」および「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」については、下記の当該国における制度 (個人情報保護委員会による「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」) を参照するものとします。

記

- ・ 国の名称 : アメリカ合衆国 (連邦)
- ・ 当該国における制度 : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

2. DGFT は、個人情報の提供先または取扱いの委託先である海外第三者について、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を講じていることを確認するものとします。DGFT は、海外第三者が同措置を講じていない場合には、その旨を利用者に情報提供するものとします。

第 32 条 (加盟店情報の取得・保有・利用)

1. 利用者およびその代表者 (以下、本条ないし第 35 条 (契約終了後の加盟店情報の利用) において、「利用者等」といいます。) は、DGFT および/または決済事業者と利用者等との利用契約および加盟店契約 (以下、本条ないし第 35 条 (契約終了後の加盟店情報の利用) において、「利用契約等」といいます。) の申込審査 (決済品目の追加申込審査を含みます。以下、本章において同じ。)、利用契約等の締結後の管理等取引上の判断、利用契約等の締結後の利用者調査の義務の履行、不正利用の防止および取引継続に係る審査ならびに本件決済サービス等利用促進にかかわる業務のために、DGFT および/または決済事業者が以下の利用者等の情報 (以下「加盟店情報」といいます。) のうち個人情報を、DGFT および/または決済事業者が適当と認める保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。なお、これらの利用の中には、加盟店情報を、DGFT から決済事業者または決済事業者が指定する者に提供する (他の決済事業者または他の決済事業者が指定する者を介して提供する場合も含みます。以下、本条において同じ。) ことが含まれます。
 - (1) 利用者ならびにカード取扱店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等利用者等が利用契約等申込時および変更届け時に届け出た事項 (申込情報および店舗申請データを含みますがこれらに限られません。)
 - (2) 利用契約等締結日、登録申請または加盟申込日、登録または加盟日 (決済品目を追加した日を含みます。)、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の利用者等と DGFT および/または決済事業者の取引に関する事項
 - (3) 利用者等のカードの取扱い状況 (決済データおよびオーソリゼーション申請に係る情報を含みます。)
 - (4) DGFT および/または決済事業者が収集した利用者等のカード利用履歴 (利用者等がカード等の保有者または本件決済サービスの利用者としてカード等または本件決済サービスを利用して商品等の購入等を行った履歴をいいます)
 - (5) 利用者等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - (6) DGFT および/または決済事業者が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項
 - (7) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - (8) DGFT および/または決済事業者が登録もしくは加盟または決済品目の追加を認めなかった場

合、その事実および理由

- (9) 割賦販売法第 35 条の 3 の 5 および割賦販売法第 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 - (10) 割賦販売法に基づき同施行規則第 60 条第 2 号イまたは同 3 号の規定による調査を行った事実および事項
 - (11) 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
 - (12) 顧客から DGFT および／または決済事業者に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、DGFT および／または決済事業者が、顧客およびその他の関係者から調査収集した情報
 - (13) 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）および当該内容について調査収集した情報
 - (14) DGFT、決済事業者が興信所等から提供を受けた内容（倒産情報等）
2. 利用者等は、前項第 1 号ないし第 7 号記載の加盟店情報のうち個人情報に DGFT および／または決済事業者が以下の目的の為に利用することに同意するものとします。但し、利用者等が第 2 号に定める営業案内について中止を申し出た場合、DGFT および／または決済事業者は業務運用上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
- (1) DGFT および／または決済事業者が利用契約等または利用契約等に付随する特約に基づいて行う業務
 - (2) 宣伝物、ダイレクトメールの送付等、DGFT、決済事業者、他の利用者等または DGFT の提携先の営業案内
 - (3) DGFT および／または決済事業者の事業（DGFT および／または決済事業者の定款記載の事業をいいます。）における新商品、新機能、新サービス等の開発のための分析
3. 利用者等は、DGFT および／または決済事業者が利用契約等に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条第 1 項第 1 号ないし第 14 号記載の加盟店情報のうち個人情報について、当該委託先に預託することに同意するものとします。
4. DGFT は、本件決済サービスが終了した場合または利用者等から加盟店情報のうち個人情報の消去等に関する請求があった場合においても、DGFT と決済事業者との契約の義務を履行することその他 DGFT の正当な業務遂行目的のために、当該個人情報を保有することができるものとします。但し、法令の定めに従い、個人情報の消去等が求められる場合はこの限りではなく、かかる場合には、DGFT は法令の定めに従い対応を行うものとします。
5. 利用者は、利用者の代表者に対し、本条ないし第 35 条（契約終了後の加盟店情報の利用）の内容について説明するものとし、利用者の代表者がこれらの内容に同意していることについて保証するものとします

第 32 条の 2（個人事業主の個人情報にかかる海外移転）

利用者のうち個人事業主は、加盟店情報のうち個人情報を、DGFT が、以下 URL においてリンクする先において定める内容に従い、外国にある決済事業者（または決済事業者の指定する者）に提供することについて同意するものとします。

URL : <https://www.veritrans.co.jp/tos/overseaspaymentsserviceproviders.pdf>

第 33 条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1. 利用者等は、加盟店情報につき、DGFT および／または決済事業者が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意するものとします。（加盟店信用情報機関は別紙 3 に記載のとおりとします。）
 - (1) 利用契約等の締結審査、登録申請または加盟申込審査、利用契約等締結後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、DGFT および／または決済事業者が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）に照会し、利用者等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - (2) 加盟信用情報機関所定の利用者等に関する情報（以下「登録加盟店情報」といいます。）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理等取引上の判断、利用者調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

- (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための登録申請または加盟申込審査、登録または加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. DGFT および／または決済事業者が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、別紙3に記載のとおりとします。なお、DGFT および／または決済事業者が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または別紙3に記載するものとします。

第34条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

DGFT および／または決済事業者は、利用者等が第32条（加盟店情報の取得・保有・利用）ないし前条に定める加盟店情報について承諾できない場合には、決済品目の追加を断ることや、解約または決済品目の一部の取扱いの終了の手続きをとることができます。なお、第32条（加盟店情報の取得・保有・利用）第2項第2号に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、決済品目の追加を断ることや解約または決済品目の取扱いの一部の終了の手続きをとらないものとします。

第35条（契約終了後の加盟店情報の利用）

1. DGFT および／または決済事業者が登録または加盟を承諾しない場合であっても、登録申請または加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第32条（加盟店情報の取得・保有・利用）に定める目的（ただし、第32条（加盟店情報の取得・保有・利用）第2項第2号に定める個人情報を利用した営業案内を除きます。）および第33条（加盟店信用情報機関の利用および登録）の定めに基づき利用されるものとします。
2. DGFT および／または決済事業者は、利用契約等終了後または決済品目の一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等またはDGFT および／もしくは決済事業者が定める所定の期間、加盟店情報ならびに利用契約等の終了に関する情報を保有し利用します。

第36条（地位の譲渡等の禁止）

1. 利用者およびDGFTは、相手方の承諾なく、利用契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 利用者は、本件決済サービスに関して有する自己のDGFTに対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、利用者から利用契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から30日以内にDGFTまたは決済事業者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、DGFTは何らの催告なくして利用契約を解約できるものとします。

第37条（賠償責任）

1. 利用者およびDGFTは、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用または提供に関して、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、かかる損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の特別損害および間接損害は含まれないものとし、DGFTは、DGFTの責に帰すことのできない事由に基づく本件決済サービスの変更、中断もしくは停止またはデータ処理のエラー等に起因する利用者の損害に対して賠償の責任を負わないものとします。
2. 本規約に基づくDGFTの利用者に対する損害賠償金の額は、DGFTの故意または重過失による場合を除き、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害賠償を行う時点で過去3ヶ月間に利用者がDGFTに支払った決済手数料（ただし、決済事業者所定の手数料を含みません。）の総額を上限とします。
3. 利用者およびDGFTは、本規約に違反することにより、または、本件決済サービスの利用および提供に関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の責任で解決するものとします。
4. 前3項の規定にかかわらず、DGFTは、合理的もしくは回避不可能な事由または決済事業者の責に帰すべき事由に基づく本件決済サービスの一部または全部の変更、停止、中断またはご処理等に起因する利用者の損害に対して、賠償の責を一切負わないものとします。
5. 万一、DGFTと決済事業者間の決済事業契約が終了したことにより、DGFTによる一部または全部の本件決済サービスの提供が不可能となった場合であっても、その理由の如何を問わず、本規約の違

反とみなされず、DGFT はそれによる責任を負わないものとします。

6. 利用者および DGFT は、本規約の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第38条（契約期間）

利用契約は契約成立の日から有効とし、サービス開始日の1年後の前日をもって期間が満了するものとします。ただし、期間満了の2ヶ月前までに利用者または DGFT のいずれからも解約の意思表示がない場合は更に1年間同一条件にて延長するものとし、以降も同様とします。

第39条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者および DGFT は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 利用者および DGFT は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者および DGFT は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引（本規約に基づく取引に限られない。本条において以下同じ。）の全部または一部を停止し、または相手方との契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、利用者および DGFT は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何ら説明しまたは開示する義務を負わないものとし、解除に起因しまたは関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負うものではないことを確認するものとします。
4. 利用者および DGFT が第1項または第2項の確約に反したことにより相手方が損害を被った場合、利用者および DGFT は、その損害を賠償する義務を負うことを確認するものとします。

第40条（中途解約）

1. 利用者は、利用契約有効期間中であっても、サービス開始日より1年が経過した後は、2ヶ月以上前の書面による通知により、DGFT が当該書面を受領してから1ヶ月以上が経過した日の属する月の末日を解約の効力発生日として、利用契約を解約できることとします。なお、利用者は、一部の決済品目にかかる利用契約のみを解約することはできないものとします。
2. 利用者が前項の規定に従い利用契約に係る解約通知を行う場合、当該通知を実施した日以降、第12条（支払方法）第2項に定める振込依頼を行ってはならないものとします。利用者が処理の誤り、その他の特段の事情により前記通知を実施した日以降に振込依頼を行った場合、遅滞なくその旨を DGFT にその旨を申告するとともに、左記申告を受けた DGFT からの指示に従うものとします。
3. 前項の規定は、第38条（契約期間）の規定に従い期間満了の2ヶ月前までに利用者から DGFT に対

して解約の意思表示を行う場合に準用するものとします。この場合、前項における「当該通知を実施した日以降」とは、「利用者から DGFT に対して解約の意思表示を行った日以降」と読み替えるものとします。

4. DGFT は、利用契約期間中に DGFT の合理的な支配の及ばない事由により決済品目の一部またはすべての提供を継続することが困難とする事情が生じた場合、緊急かつやむを得ない事情による場合を除き、3 ヶ月以上の事前の利用者への通知により、当該決済品目の一部の提供の中止、または利用契約の解約をすることができるものとします。

第41条（契約の解除）

1. 顧客からの苦情等により、DGFT または決済事業者により利用契約の継続が不相当と判断され、DGFT が相当期間を定め催告を行ったにもかかわらず当該事由が解消しない場合には、DGFT は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. DGFT は、利用者に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用者の故意または重過失により、店舗申請データ瑕疵等が発生した場合
 - (2) 本件決済サービスの利用を申込みするのに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (3) 第 18 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (4) 前号のほか、本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、利用者がこれを是正しないとき
 - (5) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (6) 利用者の財務状態・信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (7) 差押え・仮差押え・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (8) 利用者が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (9) 第 36 条（地位の譲渡等の禁止）に違反した場合
 - (10) 本件決済サービスを悪用していることが判明した場合
 - (11) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (12) 利用者の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (13) DGFT または決済事業者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (14) 本件決済サービスを利用した QR 決済が 1 年間行われていない場合
 - (15) 第 4 条（登録申請）第 3 項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
 - (16) その他 DGFT または決済事業者が合理的理由に基づき、利用契約の継続を不相当と認めた場合
3. 利用者は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、相当期間内に、DGFT がこれを是正しないとき
 - (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押え・仮差押え・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 利用者および DGFT は、相手方が第 1 項ないし第 3 項各号の事由により利用契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 37 条に従って相手方に請求することができるものとします。
5. 利用者が第 2 項各号のいずれかに該当した場合、利用者は期限の利益を失い、DGFT が請求した場合は、直ちに、利用者が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第42条（契約の終了に伴う措置）

1. 利用契約が終了した場合、利用者は、直ちに本規約を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
2. 利用契約の終了以前に、利用者が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ本件決済サービスにおいては決済事業者に売上請求がなされた取引については、利用契約の終了後においても本規約に従って利用者、DGFT 共にこれを履行するものとします。

第43条（準拠法）

1. 本規約は、日本法が適用され、日本法に準拠し解釈されるものとします。
2. 利用契約に基づき発生した権利義務、あるいは利用契約に基づき行われた法律行為または事実上の行為（どちらも不作為による行為を含みます。）に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）が適用される場合で、かつ、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号、以下、本条において「改正民法」といいます。）において改正された条項が適用される場合、改正民法の規定にかかわらず、当該権利義務の発生あるいは法律（または事実）行為が 2020 年 4 月 24 日（以下、本条において「改正民法適用日」といいます。）以降である場合には、改正民法を適用するものとします。この場合、権利義務の発生原因が改正民法適用日より以前であったとしても、改正民法を適用するものとします。
3. 利用者および DGFT は、本規約は、主要な契約条件である決済手数料について当事者の協議に基づき可変する可能性があることから、改正民法第 548 条の 2 に定める定型約款に該当しないことを確認するものとします。

第44条（合意管轄裁判所）

利用契約に関し、利用者と DGFT との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 d払い（バーコード決済）

利用者が第2条第12号①に定めるd払い（バーコード決済）の利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第45条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「d払い（バーコード決済）」とは、顧客がドコモの提供する専用アプリをインストールした端末でバーコードを利用し、利用者と顧客との間の取引の代金の支払いを、第2号の「支払方法」に規定する支払い方法から選択して行う決済サービスをいいます。本章においては、以下単に「d払い」と表記します。
- (2) 「支払方法」とは、d払いの利用に際し、顧客が選択することができる、請求代金または請求代金に相当する額を支払う以下の方法（ドコモが別に定める「d払いご利用規約」に定義するものと同義とします。）をいい、その詳細はサービスガイドラインで定めるとおりとします。
 - ① 電話料金合算払いからの支払い
 - ② dカードからの支払い
 - ③ dカード以外のクレジットカードからの支払い
 - ④ dポイント利用
 - ⑤ d払い残高からの支払い／d払い残高利用
- (3) 「加盟店契約」とは、利用者がd払いの提供を受けるために、利用者とドコモとの間で締結される、本章に定める内容の契約をいいます。
- (4) 「顧客」とは、利用者から購入した商品等の代金または対価の支払のためにd払いを利用する者をいいます。
- (5) 「商品等」とは、利用者がd払いを利用して販売または提供する商品および役務をいいます。
- (6) 「請求代金」とは、利用者が顧客との間で締結した商品等の売買契約または提供契約等（以下本章において、総称して「売買契約等」といいます。）に基づき顧客に対して請求権を有する代金または対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。）をいいます。
- (7) 「売上情報」とは、利用者がドコモに対して送信する売上日、請求代金等に関する情報をいいます。
- (8) 「サービスセンタ」とは、ドコモが利用者に対してd払いを提供するために設置する電子計算機および電気通信設備等をいいます。
- (9) 「サービスガイドライン」とは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するため、本章の規定の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるものをいい、DGFT所定のウェブページ（https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf）に最新版を掲載するものとします。
- (10) 「ドコモ口座」とは、ドコモが別に定める「ドコモ口座利用規約」に定めるドコモ口座をいいます。
- (11) 「クレジットカード」とは、クレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含みます。）のうち、ドコモが指定するものをいいます。
- (12) 「クレジットカード支払い」とは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。
- (13) 「クレジットカード支払い加盟店契約」とは、クレジットカード支払いにおけるクレジットカードによる決済に関する、クレジットカード会社とドコモとの間の契約をいいます。
- (14) 「提携クレジットカード会社」とは、自己が加盟または提携する組織（VISA インターナショナル サービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号および次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人または法人を指すものとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社（クレジットカード会社から、クレジットカード会社の業務を代行する権限を授与された会社を含みます。）のうち、ドコモとの間でクレジットカード支払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。

- (15) 「提携会社」とは、提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織並びにドコモがクレジットカード支払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社または提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織との間で、当該クレジットカード支払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。
- (16) 「dポイント」とは、ドコモが別に定める「dポイントクラブ会員規約」（以下、「dポイントクラブ会員規約」といいます。）に定めるdポイントをいいます。
- (17) 「dポイント付与（請求代金額連動）」とは、ドコモが別途通知する「d払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。
- (18) 「dポイント付与（キャンペーン）」とは、ドコモと利用者との間で別途締結する、dポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「dポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「dポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を利用者が支払うことを条件として、ドコモが、利用者の指定に基づいて、dポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動してdポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従ってdポイントを付与する機能であって、ドコモが利用者に対して提供するものをいいます。

第46条（包括代理権の授与）

1. 利用者は、d払いの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFTが利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) ドコモに対するd払い利用の申込み
 - (2) 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) ドコモに対する一切の各種届出、報告および申請
 - (4) ドコモに対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する事項
 - (5) ドコモに対する売上債権の立替払いの請求およびその解除に関する事項
 - (6) ドコモからの売上債権の譲渡代金および立替払金の受領に関する一切の事項
 - (7) ドコモに対する一切の通知、審査依頼およびドコモからの通知の受領
 - (8) その他、加盟店契約に基づく利用者の義務の履行または権利の行使に関する一切の事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者がDGFTに授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者がDGFTに対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFTが代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべてDGFTが行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、ドコモは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのドコモの行為を行うことができるものとします。

第47条（加盟店契約）

1. 利用者は、d払いの利用を希望する場合は、本章（サービスガイドラインを含みます。）の内容に承諾した上で、DGFT所定の方法により、DGFTを通じてドコモに対して加盟店契約の申込みを行うものとします。
2. 加盟店契約は、希望者による前項の申込みをドコモが承諾した時点をもって、ドコモと希望者との間に成立するものとします。
3. ドコモは、前項に基づきd払いの利用の申込みをした利用者が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあるとき
 - (2) ドコモが技術上または業務の遂行上支障があると判断したとき
 - (3) その他ドコモまたは提携クレジットカード会社が不適当と判断したとき

第48条（提供条件）

1. d払いを提供することが可能な地域およびd払いの提供条件等についてはサービスガイドラインに定めるところによります。なお、利用者は、d払いの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守するものとします。
2. 利用者（利用者が法人である場合の当該法人の役員を含みます。）は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、または受けるおそれのある行為をしてはならないものとします。また、ドコモが関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、利用者は必要な協力を行うものとします。
3. ドコモが加盟店契約に定める規定に違反しているまたはd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、利用者は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取るものとします。
4. ドコモが、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するためにまたはd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項についての調査への協力、報告またはデータ・文書等の提出を求めた場合には、利用者は、速やかにこれに応じるものとします。
5. 利用者は、自己の責任と費用において、d払いを利用するために必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行うものとします。

第49条（クレジットカード支払い）

1. 利用者は、第2章別紙に掲げる各提携クレジットカード会社所定の規約等（以下、「提携クレジットカード会社規約」といいます。）に基づくクレジットカード払い加盟店契約を締結するために必要な権限及びクレジットカード払いのために必要な一切の権限をドコモに委任するものとします。この場合、提携クレジットカード会社と利用者との間におけるクレジットカード払い加盟店契約は、第47条（加盟店契約）第2項で定める承諾をもって成立するものとします。
2. 利用者は、第2章別紙のうちいずれの提携クレジットカード会社とクレジットカード払い加盟店契約が成立したのかについては、本章の他、提携クレジットカード会社規約の定めに従って提供されることについて、承諾するものとします。なお、クレジットカード払いについて、本章と提携クレジットカード会社規約の間に矛盾がある場合は、提携クレジットカード会社規約が優先して適用されるものとします。
3. 前二項にかかわらず利用者は、クレジットカード支払い加盟店契約について、ドコモのみがその契約当事者となる場合があることを確認します。
4. 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第2章別紙1-2に定める提携クレジットカード会社との間でクレジットカード払い加盟店契約を締結する場合は、当該クレジットカード払い加盟店契約を締結するために必要な権限及びクレジットカード払いのために必要な一切の権限をドコモに委任するものとします。この場合、当該クレジットカード払い加盟店契約は、第47条（加盟店契約）第2項で定める承諾をもって成立するものとし、クレジットカード払い加盟店契約の条件は、本章に定めるところによるものとします。
5. 利用者は、クレジットカード支払いを提供するにあたって、利用者がDGFTを通じてドコモに提供した情報を、ドコモが提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。

第50条（加盟店契約の解約）

1. 利用者は、ドコモに対して加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約申込書をDGFTを通じてドコモに提出することにより加盟店契約を解約できるものとします。
2. ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の90日前までにドコモ所定の解約通知書をDGFTに対して送付することにより加盟店契約を解約できるものとします。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第51条（ドコモが行う加盟店契約の解除）

1. ドコモは、利用者が加盟店契約に違反した場合、または第54条（d払いの停止）第1項各号の規定によりd払いの提供が停止された場合において、10日程度の相当期間を定めてDGFTに対し当該違反または当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されな

い場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

2. ドコモは、利用者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知または催告を要せず、ただちに加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、爾後利用者において違反を是正してもなおd払いを提供することが困難であるとき
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関またはそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき
 - (5) ドコモへの届出内容が事実と反しており、当該届出が意図的に行われたことが判明したとき
 - (6) 社会通念上不相当と認められる態様においてd払いを利用しているとドコモが判断したとき
 - (7) 加盟店契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (8) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または仮差押え、保全差押えもしくは差押えを受けたとき
 - (9) 利用者の営業または業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき
 - (10) ドコモに重大な危害または損害を及ぼしたとき
 - (11) その他d払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第1項または前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第52条（d払い（バーコード決済）包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了）

d払い（バーコード決済）包括加盟店契約が終了した場合（解約、解除による場合を含みます。）は、加盟店契約も同時に終了するものとします。また、この場合、利用者は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する日までに履行するものとします。

第53条（提供中止）

1. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合にはd払いの全部または一部の提供を中止することがあります。
 - (1) サービスセンタの保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) サービスセンタの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 電気通信サービスの停止により、d払いの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 提携カード会社の指示があった場合
 - (5) その他ドコモがd払いの全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づきd払いの提供を中止されたことにより利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部または一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法でDGFTを通じて利用者に通知または周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第54条（d払いの停止）

1. ドコモは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合はd払いの全部または一部の提供を停止することがあります。
 - (1) 加盟店契約の規定に違反したとき
 - (2) 第51条（ドコモが行う加盟店契約の解除）第2項各号のいずれかに該当したとき
 - (3) 利用者において、6ヶ月以上継続してd払いの利用の事実がないとき
 - (4) 商品等についてドコモが不相当と判断したとき
 - (5) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、前項の措置に替えてまたは前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコ

モが前項の措置を取ることまたは第51条（ドコモが行う加盟店契約の解除）に基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。

3. ドコモは、第1項に基づきd払いの提供を停止されたことにより利用者、顧客または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部または一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法でDGFTを通じて利用者へ通知または周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第55条（サービスの廃止）

1. ドコモは、都合により、d払いの全部または一部を廃止することができるものとします。なお、d払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
2. ドコモは、前項に基づきd払いを廃止されたことにより利用者または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定により、d払いの全部または一部を廃止するときは、DGFTを通じて利用者に対し廃止する60日前までに書面によりその旨を通知します。

第56条（商品等の保証）

1. 利用者は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。
2. ドコモは、商品等について一切の責任を負わないこととします。
3. 利用者は、売買契約等の債務不履行、商品等の瑕疵、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと顧客その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、ドコモは自ら顧客その他の第三者との前項の紛争を解決することができるものとし、第5項の規定により、利用者へその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。
5. ドコモが顧客その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合は、利用者はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第57条（事前承認の義務）

1. DGFTは、顧客から利用者に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して、利用者へ代わって事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。
2. 前項のドコモの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有すること等を保証するものではありません。

第58条（顧客との売買契約等の締結）

1. 売買契約等の締結は、利用者と顧客との間で行うものとして、ドコモおよびDGFTは一切関与しないものとします。
2. 利用者は、利用者の責任において、顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有することを確認して顧客と売買契約等を締結するものとします。
3. 利用者は、顧客と締結する商品等に関する売買契約等を以下の条件を満たす内容にします。
 - (1) 売買契約等の請求代金の金額がドコモの別に定める基準を満たしていること
 - (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと
 - (3) 公序良俗に反しないこと
4. 利用者は、顧客が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことを承諾するものとします。
 - (1) 電話料金の支払いに指定しているクレジットカード会社が、d払いの利用を認めていること
 - (2) サービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと
 - (3) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日以内に収納していることをドコモが確認できていること

5. 利用者は、顧客において次に掲げる行為に相当する事由が存在し、不正使用と分かる場合には、顧客との売買契約を締結しないものとし、直ちに DGFT を通じてドコモに対して当該事象を連絡し、ドコモの指示に従うものとします。
 - (1) 決済画面を偽造し、決済完了と偽る行為
 - (2) 他の顧客が表示する QR コードを盗撮、複製し利用する行為
 - (3) その他、利用者において不正使用と分かる行為

第59条（広告方法、内容等）

1. 利用者は、商品等の販売または提供にかかる請求代金の決済に d 払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含まれます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、消費者契約法、不当景品類および不当表示防止法その他関係法令に違反しないこと。
 - (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと。
 - (3) 利用者が販売または提供する商品等について、顧客にあたかもドコモが販売、提供または保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしてはならないこと。
 - (4) 公序良俗に反する表現および社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと。
 - (5) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体および異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (6) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (7) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (8) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと。
 - (9) 利用者のサイトにおける d 払いでの決済行為を他のサイトを利用するための条件とするなど、顧客に商品等の利用の意思がないまま d 払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと。
2. 利用者は、商品等の販売または提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、または第三者をして提供させてはならないものとします。また、利用者は、その手段の如何を問わず、顧客に対し、現金等を得る目的で d 払いを利用することを勧奨し、または第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第60条（サービス名称等の利用）

利用者は、d 払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d 払い サービス表記ガイドライン」に従うものとします。

第61条（苦情対応）

1. 利用者は、d 払いの利用および商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. ドコモが顧客等から利用者の d 払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、利用者は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. 利用者は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかるものとします。
4. 利用者は、利用者の d 払いの利用および商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとします。

5. 利用者は、ドコモが顧客等から利用者のd払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して利用者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。
6. 利用者は、DGFTまたはドコモから加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うものとします。

第62条（取引データの保持）

利用者は、d払いを利用して販売または提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子的データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとします。

第63条（売上情報の送信）

1. DGFTは、利用者に代わり、売上情報をドコモに送信するものとします。
2. 前項に基づきDGFTが送信した売上情報は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
3. DGFTは、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちに修正または取消の通知をするものとします。当該通知は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなします。
4. 利用者は、ドコモが売上情報の全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。

第64条（請求代金の立替払等）

1. ドコモは、請求代金を利用者の代理人であるDGFTに対して立替払により支払うものとします（ドコモが利用者に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下本章において「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード支払いの場合、利用者は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を利用者の代理人であるDGFTに対して支払うものとします。（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、本章において「立替金等」といいます。）
2. DGFTは、利用者に代わってドコモに対して売上情報を送付するものとします。なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払または債権譲受け（以下、本章において、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとします。
3. 第1項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、本章において「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
4. 利用者は、請求代金に係る債権、ドコモに対する立替払請求権およびドコモに対する債権譲渡代金請求権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 利用者は、加盟店契約に別段の定めがある場合その他ドコモが別途認める場合を除き、請求代金を顧客に対して請求し、または受領してはならないほか、ドコモが請求代金の立替払等を行い、当該請求代金相当額を顧客に対して請求するために必要な一切の手続きにドコモの指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限をドコモに対して授与するものとします。

第65条（返品等）

1. 利用者は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等に係る取引の取消しを受け付け、DGFTは、ドコモ所定の方法にて取消しの対象たる請求代金にかかる売上情報（以下、本章において「取消情報」といいます。）をd払いの利用日から90日以内に利用者に代わってドコモに対して送付するものとし、当該請求代金は立替払等の対象外とします。
2. 利用者は、前項により立替払等の対象外とした請求代金にかかる立替金等を受領している場合、当該立替金等を直ちに、DGFTの選択に従い、DGFTまたはドコモに返還するものとします。ただし、この場合においてDGFTまたはドコモは、翌月以降の利用者に対する立替金等から当該取消しにかかる立替金等を差し引くことができるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

第66条（商品の所有権）

1. d払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから利用者に立替払されたときにドコモに移転するものとします。ただし、前条第1項に従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、利用者がDGFTを通じて当該立替金等をドコモに返還したときに、利用者に戻るものとします。
2. 商品の所有権が利用者に属する場合でも、ドコモが必要と認めたときは、利用者に代わって商品を回収することができます。

第67条（請求代金の立替払等の解除等）

1. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、以下の事由が生じた場合にはこれを立替払等の対象外とすることができるものとします。
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき
 - (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (3) ドコモの承認を得ずd払いを利用して商品等の販売または提供を行ったとき
 - (4) 顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき
 - (5) 顧客より利用者に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき
 - (6) 利用者が顧客との間の売買契約等に違反したとき
 - (7) 顧客との紛議が解決されないとき
 - (8) 請求代金に係る債権またはドコモに対する立替払請求権を第三者に譲渡したとき
 - (9) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
 - (10) その他加盟店契約に違反してd払いが利用されたとき
2. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。調査開始日から30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとします。この場合、利用者は、ドコモの調査に協力するものとします。
3. 第1項各号および前項のいずれかに該当した場合、ドコモは利用者の代理人であるDGFTに対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、利用者は、第65条（返品等）第2項の定めに従い、当該立替金等を返還するものとします。

第68条（差押えの場合）

利用者がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きによる限り、利用者に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第69条（相殺）

ドコモは、利用者に支払義務を負う立替金等とドコモが利用者に対して有する支払い期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。

第70条（端数処理）

ドコモは、立替金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第71条（dポイント付与）

1. dポイント（請求代金額連動）の付与対象となる請求代金に変更されまたは売買契約等が取消された場合におけるdポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、サービスガイドラインに従うものとします。
2. 利用者は、ドコモとの間で別途dポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、dポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与されるdポイント（以下、本章において「dポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、dポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、dポイントクラブ会員である顧客に対して、dポイントを付与することができるものとし

(本項に基づき付与される d ポイントを以下、本章において「d ポイント (キャンペーン)」といいます。)、この場合における d ポイント (キャンペーン) の付与に係る費用のドコモと利用者との間の負担割合および精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金の変更されまたは売買契約等が取消された場合における d ポイント (キャンペーン) に係るポイント付与処理等については、d ポイント付与 (キャンペーン) 覚書の定めに従うものとします。

3. 利用者は、ドコモが d ポイントクラブ会員である顧客に対して付与する d ポイント (請求代金額連動) および d ポイント (キャンペーン) は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売または提供にあたり、利用者が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の決定等に際して、ドコモによる d ポイント (請求代金額連動) および d ポイント (キャンペーン) の付与分を考慮する等、不当景品類および不当表示防止法並びに公正取引委員会告示その他の法令等 (利用者の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合はこれらの公正競争規約等を含み、総称して以下、本章において「景品等規制」といいます。) に違反しない範囲でこれを提供等するものとします (利用者が d 払いを利用して販売または提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選または総付景品施策との景品類の重複提供を含みます)。
4. 利用者は、商品等以外について実施する一般懸賞施策または総付景品施策等の景品類として d ポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該 d ポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。
5. 利用者は、前四項に基づく d ポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、d ポイントクラブ会員規約に基づき、d ポイントクラブ会員である顧客に対して d ポイントを付与する場合があります。

第72条 (d ポイント付与の取消等)

1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号の一に該当する場合、利用者への事前の通知なく顧客に対して d ポイント (請求代金額連動) および d ポイント (キャンペーン) を付与せず、または付与した d ポイント (請求代金額連動) および d ポイント (キャンペーン) を取り消すことができるものとします。
 - (1) 顧客がドコモが別に定める各種規約に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (2) 顧客による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれるまたは含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (3) 商品等が d ポイント (請求代金額連動) および d ポイント (キャンペーン) の付与の対象外となる商品または役務であるとドコモが判断した場合
 - (4) 利用者が加盟店契約等の定めに違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (5) 利用者が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合 (ただし、ドコモが当該違反または違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません)
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、利用者と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント (請求代金額連動) および d ポイント (キャンペーン) をサービスガイドラインおよび d ポイント付与 (キャンペーン) 覚書に従い取り消すことができるものとします。

第73条 (加盟店契約終了時等の措置)

1. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合または本章に基づく提供中止もしくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について利用者に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを DGFT に通知した場合は、この限りではありません。

2. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合または本章に基づく提供中止もしくは提供停止がなされる場合、利用者は、自己の費用と責任により顧客に対してd払いが利用できなくなるについて必要な周知を行う義務を負うものとします。
3. ドコモと利用者との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第56条（商品等の保証）第3項ないし第5項、第58条（顧客との売買契約等の締結）、第61条（苦情対応）、第62条（取引データの保持）、第63条（売上情報の送信）第4項、第67条（請求代金の立替払等の解除等）、第69条（相殺）、本条（加盟店契約終了時等の措置）、第74条（損害賠償）および第75条（免責）の規定は効力を有するものとします。

第74条（損害賠償）

利用者は、加盟店契約の違反、その他d払い利用に関連して、DGFT、ドコモまたは第三者に損害を及ぼした場合、DGFT、ドコモまたは第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織の規則等により直接または間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします。）等を含むものとします。

第75条（免責）

ドコモおよびDGFTは、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d払いに関して利用者が生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

第76条（加盟店名簿等への記載）

利用者は、ドコモおよびその代理店が作成し公開するd払いの加盟店名簿等に利用者の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品などを掲載することを承諾するものとします。

【第2章 別紙1】 提携クレジットカード会社規約 一覧

提携クレジットカード会社規約は、各提携クレジットカード会社欄に記載のURLの配下のインターネットウェブサイトに掲載されます。なお、提携クレジットカード会社がURL又は提携クレジットカード会社規約を変更した場合は、変更後のURL又は提携クレジットカード会社規約とします。

1. 株式会社ジェーシービー（JCB 通信販売加盟店規約）
https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/tushin_kameiten0705_03.pdf
2. トヨタファイナンス株式会社（加盟店規約（通販電商））
https://www8.ts3card.com/top/img_member_store/agree_member_online.pdf
3. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド アメリカン・エクスプレス店子販売店規約
別紙2で定める通りとします。

【第2章 別紙1-2】 提携クレジットカード会社（クレジットカード会社の業務を代行する権限を授与された会社）

1. 株式会社NTT データ

【第2章 別紙2】 アメリカン・エクスプレス店子販売店規約

- (a) 顧客に取扱い可能な支払方法を提示する場合は、利用者は必ずカードの取扱いができることを示さなければなりません。

- (b) 利用者は、アメリカン・エクスプレスのガイドライン及び（または）指示に従って、その他の支払手段の場合と同じように分かりやすくかつ同じ方法でアメリカン・エクスプレスの標識を表示しカードを促進しなければなりません。
- (c) 利用者は以下のことを行ってはなりません。
 - (i) 顧客にカードの使用を控えさせようとする事。
 - (ii) カード、またはアメリカン・エクスプレスのサービス、プログラムについて、批判したり誤った理解をさせたりすること。
 - (iii) 顧客に対し、その他の支払手段またはほかの支払方法（例えば銀行振込）を使用するように説得しようしたり、促したりすること。
 - (iv) 顧客をその他の支払手段のカード会員よりも不利益に取扱うこと。（ただし、適用される法律で認められている場合を除く。）
- (d) 利用者は、アメリカン・エクスプレスの事業またはブランドを害する活動に携わったり、直接的か間接的かを問わず、カードよりもその他の支払手段を好む意向を示唆したりしてはなりません。
- (e) 利用者は、事業の一部としてウェブサイトを持続し運営する場合、ウェブサイトに名誉毀損、中傷、卑猥、ポルノ、または冒瀆的な資料や個人を害するような指示を含んでいないことを保証します。
- (f) アメリカン・エクスプレスが利用者にアメリカン・エクスプレス店子販売店規約違反またはその他の理由に基づき通知した場合、利用者はカードの取扱いを直ちに停止し、利用者のウェブサイトやネットワーク設備からすべてのアメリカン・エクスプレスの標識、ロゴ、マークを直ちに削除するものとします。
- (g) 利用者は、顧客が利用者との取引について確認するために容易に利用できるカスタマーサービスの情報を掲示するものとします。その情報は、顧客が取引について問合せする場合に、利用者の連絡方法の明確な指示を含んでいなければなりません。その指示には、少なくとも顧客が利用情報を入手できるカスタマーサービスの電子メールアドレスと電話番号を通知するものとします。
- (h) 利用者は、アメリカン・エクスプレスと DGFT が顧客からの紛議を解決できるよう、必要な協力をするものとします。
- (i) カードによる購入に関する利用者の払戻の条件は、その他のチャージカード、クレジットカード、デビットカード、ストアデバリュカードまたはスマートカード、代金決済商品、またはその他の支払いのためのカード・サービス・商品（以下、併せて「その他の支払手段」という。）の払戻条件と同等以上の条件でなければなりません。
- (j) 利用者は、DGFT が利用者のカード取引に関するデータをアメリカン・エクスプレスと共有することを承認します。
- (k) 利用者は、アメリカン・エクスプレスの指示に基づき、アメリカン・エクスプレスに係るクレジットカード支払い加盟店契約が解除される可能性があることを承諾、同意します。
- (l) 利用者がアメリカン・エクスプレス店子販売店規約、またはクレジットカード支払い加盟店契約に違反した場合、かかる違反に起因、または関連した費用、権利主張、訴訟及び要求、及び損失、責任のすべてについて、利用者は、アメリカン・エクスプレスとその関連法人、子会社、関連会社がなんら損害を被らないようにし、これらを完全に補償するものとします。
- (m) 利用者は、事業を行うのに適用されるすべての法律、規則、及び規範を遵守しなければなりません。

第3章 アリペイ決済サービス

利用者が第2条第12号②に定めるアリペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第77条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「アリペイ決済サービス」とは、アリペイ決済サービス契約に基づき利用者に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
- (2) 「アリペイアカウント」とは、顧客がアリペイの指定サイト上で会員登録を完了した際に割り当てられる取引アカウントをいいます。
- (3) 「エクスプレステックアウト」とは、アリペイアカウントと紐付けられた顧客の銀行カードから顧客が直接引き落としとして商品代金の支払を完了させることができる支払資金の調達手段の一つをいいます。
- (4) 「アリペイ規則等」とは、アリペイ決済サービスについてアリペイが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン、仕様書等をいいます。

第78条（委託業務）

利用者は DGFT に対し、以下の業務を委託し、DGFT はこれを受託します。

- (1) アリペイへの商品代金の収納依頼
- (2) アリペイからの商品代金の入金情報の受領
- (3) アリペイからの商品代金の受領
- (4) その他利用者および DGFT で合意した業務
- (5) 前各号に付随関連する業務

第79条（取扱商品）

1. 利用者は、DGFT に対し、アリペイ決済サービスを利用して顧客へ引渡または提供される取扱商品に関し、適用ある法令もしくは規則の要求または DGFT もしくは DGFT を通じてアリペイが要求する内容に合致していること、ならびに、DGFT および顧客その他の第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し保証します。
2. 利用者は、アリペイ決済サービスを利用して顧客へ引渡または提供した取扱商品が顧客その他の第三者の権利または利益を侵害した場合には、利用者の責任と費用負担において当該第三者との紛争を解決するとともに、当該第三者または DGFT もしくはアリペイに生じた一切の損害を連帯して賠償するものとします。

第80条（入金情報）

ショップと顧客との間で対面販売が成立し、顧客が商品代金の支払いを完了した場合、アリペイは、アリペイが顧客から商品代金を受領した旨を DGFT に対して通知し、DGFT はこれを受けて当該通知を利用者に転送するものとします。利用者は、当該通知の受領後、顧客に対して速やかに取扱商品の引渡または提供を開始するものとします。

第81条（精算）

1. DGFT は、利用者に対し、DGFT 所定の方法により、日本円をもって前条の商品代金にかかる精算を行うものとします。
2. 利用者は、前項の精算に関し、原則としてショップ管理機能上に表示された売上データを基礎として計算されるものとしますが、DGFT がアリペイから取得する入金明細データとの齟齬が生じた場合には、当該入金明細データが優先して適用されることを承諾するものとします。

第82条（返金）

1. 利用者が自己の販売方針に基づき顧客に対する商品代金の返金（以下、本章において「本件返金」といいます。）を必要と判断した場合、または利用者が顧客に対して本件返金を行う旨を通知した

場合、DGFT は、DGFT 所定の方法による利用者からの依頼に基づき、本条の定めに従って速やかに本件返金を行うものとします。

2. 利用者は、DGFT を通じてアリペイに対し、利用契約に基づいてアリペイが DGFT に送金する前の商品代金から本件返金に相当する額（以下、本章において「返金額」といいます。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与するものとします。
3. アリペイが DGFT に送金する前の商品代金が返金額より少額のため前項の差引処理ができない場合、アリペイは、商品代金の不足が解消された時点において返金処理を行うものとします。
4. 前二項に基づき差引処理された返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとします。加えて、アリペイが顧客から商品代金を回収した時点で既に差し引かれたアリペイ所定のサービス手数料について、後日本件返金の対象となり顧客に対して返金が行われた場合は、当該サービス手数料は利用者へ返金されるものとします。
5. DGFT は、取引日より 365 日目の日本時間 23 時 59 分までに利用者より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとします。但し、DGFT が別途指定する旅行商品（航空券、クルーズ、ホテル等）については、本件返金の可能な期間は取引日より 1 年間とします。

第83条（エクスプレスチェックアウト）

1. DGFT は、エクスプレスチェックアウトで使用可能なクレジットカードまたはデビットカードの種類、発行銀行、支払限度額を随時変更できるものとします。また、DGFT は、DGFT 所定のリスク管理基準に従い、またはアリペイから事前に利用者へ通知することにより、エクスプレスチェックアウトを停止または終了することができるものとします。
2. DGFT は、アリペイから、アリペイの決済処理システムを介した不当な支払請求またはその他の不正取引（以下、本章において「不正取引」と総称します。）があった旨の通知を受けた場合、以下各号に定める措置を講じるものとします。
 - (1) 利用者は、DGFT に対し、当該不正取引において商品の配送またはサービスの提供を適切に行ったことを証明できる証拠資料を提出するものとします。なお、証拠資料には、ショップ内の CCTV（防犯カメラ映像）、対象商品の名称や金額等が含まれますが、これらに限りません。証明資料の提供がされない、もしくは十分と認められない場合、または不正取引が利用者の故意もしくは過失に起因することが判明した場合には、利用者は DGFT に対して、当該不正取引に関して DGFT が利用者へ支払った商品代金を返還するものとします。
 - (2) 連続した 3 カ月間におけるエクスプレスチェックアウトを利用した不正取引の累積額が、当該期間のエクスプレスチェックアウトを利用して完了した取引総額の 1000 分の 1 を超える場合、DGFT は予告なくエクスプレスチェックアウトを停止する権利を有するものとします。
 - (3) 特定の 1 カ月におけるエクスプレスチェックアウトを利用した不正取引の累積額が、当該期間のエクスプレスチェックアウトを利用して完了した取引総額の 10 万分の 1 を超える場合、利用者は、DGFT の要請に応じ、不正取引の発生リスクを低減するものとします。利用者が DGFT の通知を受領した日から 30 日以内に DGFT が要請した予防措置を講じなかった場合には、DGFT は予告なくエクスプレスチェックアウトを停止する権利を有するものとします。
3. 前二項に基づきエクスプレスチェックアウトが停止または終了されたことに起因または関連して顧客との間でクレーム、請求その他の紛争が生じた場合、利用者は、利用者の責任および費用負担において当該紛争を解決するものとし、DGFT は一切責任を負わないものとします。

第84条（サービス利用上の遵守事項）

1. 利用者は、DGFT に開示または提供した全ての情報およびデータが真正、正確かつ完全であることを保証するものとします。利用者は、本条項に違反することにより顧客その他の第三者の権利または利益を侵害した場合には、利用者の責任と費用負担において当該第三者との紛争を解決するとともに、当該第三者または DGFT もしくはアリペイに生じた一切の損害を連帯して賠償するものとします。
2. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また利用者は、利用者が法人である場合は、利用者の代表者、または利用者の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支

配者を指すものとし、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。

- (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第2号または第3号の対象者と取引を行っている
3. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとし、）が前記①および②に該当せず、もしくは利用者が法人である場合において、利用者における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
- (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
 - (7) 中央銀行の役員
 - (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
4. 利用者は、前項の表明保証に違反した場合（DGFTにおいて、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、DGFTが利用者に対しアリペイ決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求めることができることを予め承諾するものとします。この場合においてDGFTが満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFTは利用制限等の措置を採ることができるものとします。DGFTが本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより利用者にかんする損害が生じたとしても、DGFTは免責されるものとします。
5. 利用者は、アリペイ決済サービスを、利用者の名義で第三者のために導入せず、またはDGFTもしくはDGFTを通じてアリペイが提供する決済のインターフェースを、他のウェブサイトまたは企業のための商業的または非商業的なサービスに利用しないものとします。
6. 利用者は、DGFT または DGFT を通じてアリペイが提供した取引管理システムを適切に利用することを保証するものとし、また利用者のシステムが、注文の取扱いおよび物品の配送またはサービスの提供に関して、DGFT または DGFT を通じてアリペイが提供するソフトウェア要件およびサービス・プロセスに合致していることを保証するものとします。
7. DGFT およびアリペイのロゴおよびコンテンツは、DGFT が別途認める場合を除き、利用者が支払方法としてアリペイ決済サービスの利用を受け付けることを示すためにのみ使用しなければなりません。また、利用者は、DGFT の指針および指示に従って、アリペイ決済サービスについて誠実に顧客に説明し、サービス申込のためにDGFT またはアリペイのプラットフォームにアクセスできるよう顧客を導くことを保証するものとします。
8. 利用者は、顧客に対し、アリペイ決済サービスの利用の対価として、サービス手数料、決済処理手数料またはシステムアクセス手数料等のいかなる手数料も請求しないものとします。
9. 利用者は、顧客に対して、いかなる方法によっても、いずれの販売チャンネルでの精算の際であるかにかかわらず、アリペイ決済サービスを決済方法として使用することを制限しないものとします。
10. 利用者は、対面販売の証拠（配送の証憑など）を取引完了後5年間保管するものとし、DGFT がその閲覧を請求した場合は、これに応じるものとします。

11. 利用者は、アリペイが関連法令等を遵守するために必要な場合には、DGFT を通じてアリペイに対して対面販売に係る情報を共有するものとし、また、アリペイに関連する規制当局や金融機関に対してアリペイ決済サービスに関連する情報を提出するものとします。
12. 利用者は、アリペイが自己のアンチマネーロンダリング、コンプライアンスおよびセキュリティに関する方針および手続に基づき、対面販売にかかる商品代金の支払拒絶、またはアリペイ決済サービスの利用制限等を講じることができること、法令に従いアリペイが規制当局に対して疑わしい取引等の報告を行うことができることを予め承諾するものとします。
13. 利用者は、アリペイ決済サービスに関する著作権その他の知的財産権がアリペイに帰属し、利用契約または加盟店契約に基づきアリペイ決済サービスを利用する目的に限定してアリペイから当該知的財産権を使用する権利を許諾されるものであることを確認します。また、当該許諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものであり、アリペイは、利用契約または加盟店契約の契約期間中いつでも当該許諾した権利の内容を修正し、または許諾を撤回することができるものとします。
14. 利用者は、以下の場合を除き、DGFT または DGFT を通じたアリペイによる事前の同意なく利用契約または加盟店契約に関連する事項を公表してはならないものとします。
 - (1) 利用者またはアリペイが相互に利用契約または加盟店契約に関連する同内容の事項の公表を行う場合
 - (2) 利用者に適用される関連法令の要求に基づき利用契約または加盟店契約に関連する事項の公表を行う場合
15. 利用者は、DGFT を通じたアリペイによる事前の書面による同意がない限り、アリペイ決済サービスに関連して DGFT およびアリペイの間で締結した契約およびアリペイとの取引関係に関する情報を公表その他第三者に提供しないものとします。
16. 利用者は、DGFT に対して届け出ている利用者の商号、代表者、所在地、ショップ、連絡先、指定預金口座等加盟店申込書もしくは原契約または加盟店契約に定める届出事項等に変更が生じる場合、DGFT 所定の方法により、当該変更の 2 週間前までに、DGFT に届け出なければならないものとします。
17. DGFT は、オフライン決済サービスの一般的な市場レートに比して優遇された条件で利用者に対するアリペイ決済サービスの手数料を設定するものとします。また、利用者は、DGFT または DGFT を通じたアリペイの要求に応じて、本条を遵守していることを証明する書面を提出するものとし、DGFT は、利用者が本条に違反しかつ DGFT が利用者には是正支持を行ったにもかかわらず相当期間中に是正を行わない場合、またはアリペイがアリペイ決済サービスを停止もしくは終了させた場合には、利用契約を直ちに停止または終了させることができるものとします。
18. 利用者は、DGFT またはアリペイに対し、利用者の販売促進資料その他の資料（当該資料について利用者が保有する知的財産権を含む）を使用する権利を許諾するものとし、かかる権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものであり、かかる使用許諾は無償でなされるものとします。また、利用者は、DGFT またはアリペイに対し、DGFT またはアリペイが自らの販売促進資料にアリペイ決済サービスの導入企業として利用者の名称を記載することを許諾するものとします。
19. DGFT は、利用者に対し、DGFT がアリペイより受領した通知または最新のアリペイ規則等に基づき、当該通知等を遵守するために DGFT が必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとします。利用者は、DGFT から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとします。

第85条（利用者の同意）

1. 利用者は、DGFT およびアリペイに対して、利用契約に定める義務を履行する目的に限り、DGFT およびアリペイが利用契約で意図する自らの義務を履行するために必要なマーケティング資料、財産的価値のある物件またはその他の利用者の知的財産権が含まれる資料を使用、複製、公開、配布および伝送するための非独占的で譲渡不能なロイヤルティなしのライセンスを供与することに異議なく同意します。
2. 利用者は、DGFT およびアリペイが自社のウェブサイト、広告、プレスリリースおよびメディア向けの記事を含む販売促進資料の中で、アリペイ決済サービスの利用に関連して利用者の名称に言及することに異議なく同意します。
3. 利用者は、アリペイに対して、利用者の知的財産権が含まれる資料を前項の販売促進資料へ掲載する

目的に限定して使用、複製、公開、配布および伝送するための非独占的で譲渡不能なロイヤルティなしのライセンスを供与することに異議なく同意します。

第86条（保証制限および免責）

1. DGFT は、アリペイ決済サービスに関して、明示的か黙示的かを問わず、商品性または特定目的への適合性その他一切の保証を行わないものとします。
2. DGFT は、いかなる場合も、利用者に対して、逸失利益、間接損害、特別損害、付随的損害、特別損害もしくは懲罰的損害または利用契約の締結時点において予見不能な損害に関して賠償責任を負わないものとします。

第4章 WeChat Pay 決済サービス

利用者が第2条第12号③に定めるWeChat Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第87条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「WeChat Pay 決済サービス」とは、WeChat Pay 決済サービス契約に基づき利用者に提供する、商品代金の収納代行およびそれに係る情報処理サービスをいいます。
- (2) 「端末デバイス」とは、WeChat Pay 決済サービスを利用するために必要な、機械端末、タブレット端末その他の決済端末機をいいます。
- (3) 「取引データ」とは、取引にかかる原証憑および／または文書、電磁的記録媒体その他の媒体を問わず、WeChat Pay 決済サービスを利用して行った取引にかかる情報であって、原則として、商品販売にあっては商品名、数量、取引通貨、取引金額、取引当事者、取引当事者の所在国、注文時間等の商品取引にかかる情報を含み、サービス取引にあってはサービス種別、特定のサービスに関する情報（航空チケットに記載された航空便および出発時間、ホテル名および宿泊時間、留学の入学通知等を含みますが、これらに限られないものとします。）、取引量、取引通貨、取引金額、取引当事者、取引当事者の所在地、注文時間等のサービス取引にかかる情報を含むものとします。

第88条（委託業務）

1. 利用者はDGFTに対し、以下の業務を委託し、DGFTはこれを受託します。

- (1) テンペイへの商品代金の収納依頼
 - (2) テンペイからの商品代金の入金情報の受領
 - (3) テンペイからの商品代金の受領
 - (4) その他利用者およびDGFTで合意した業務
 - (5) 前各号に付随関連する業務
2. DGFTは、第6条（利用契約の成立等）第5項により付与された代理受領権限に基づき、前項第3号の業務として、テンペイから商品代金（以下本条において、テンペイによる支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合にはそれを差し引いた額を指すものとします。）を受領するものとします。この場合、当該受領時点において、テンペイの利用者に対する商品代金支払義務は消滅するものとします。
3. 利用者は、DGFTを通じてテンペイに対し、商品代金をテンペイが利用者を代理して顧客から受領する権限を授与し、テンペイは当該権限に基づき、顧客から商品代金を受領するものとします。この場合、当該受領時点において、顧客のテンペイに対する商品代金支払義務及び顧客の利用者に対する商品代金支払義務は消滅するものとします。

第89条（取扱商品等）

1. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを利用するにあたり、以下に定める商品販売およびサービス取引（以下、本章において「取扱商品等」といいます。）のうち、DGFTに届け出た取扱商品等についてのみ取り扱うことができるものとします。

- (1) 商品取引
- (2) 航空機チケット
- (3) ホテル宿泊
- (4) 海外留学
- (5) 旅行チケット
- (6) 国際物流
- (7) 国際レンタカー
- (8) 国際会議
- (9) ソフトウェアサービス（デジタルエンターテイメント製品およびアプリケーションソフトウェアを指し、ネットワークゲームのチャージ等のデジタル資産チャージサービスを除きます。）
- (10) 医療サービス

- (11) その他 DGFT およびテンペイが別途指定したサービス
2. DGFT およびテンペイは、前項各号に定める取扱商品等を随時変更することができるものとし、利用者は当該変更に応じた適切な措置を講ずるものとし、利用者は、テンペイが前項各号に定める取扱商品等を変更した結果、WeChat Pay 決済サービスを利用できなくなる可能性があることにつきあらかじめ了承するものとし、これにより利用者に生じた損害につき、DGFT は一切の責任を負わないものとし、

第90条 (サービス利用上の遵守事項)

1. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを利用して行った取引の日から5年間または関係国の法令もしくは規則で要求される期間のうちいずれか長い期間において、取引データを適切に保管するものとし、
2. 利用者は、利用者の注文処理、システムプログラムおよび精算方式が、DGFT およびテンペイが定める手続きに準拠していることを保証するものとし、
3. 利用者は、DGFT またはテンペイが明示的に許可した範囲内で、DGFT が指定する利用標識（テンペイが提供してDGFT が承認するWeChat Pay 決済サービスに関するロゴを含むものとし、）を端末デバイス、事業場店舗または公式ウェブサイトの目立つ位置に掲示するものとし、利用者は、WeChat Pay 決済サービスおよびテンペイの名称（中国語および英語の表記を含むものとし、）その他テンペイが所有または適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下、本条において「商標等」といいます。）等を、加盟店が支払方法としてWeChat Pay 決済サービスの利用を受け付けることの明示、及び本規約に定める業務の遂行以外の目的に使用してはならないものとし、DGFT およびテンペイは、利用者による商標等の取扱状況等について、オンサイトの方法によるレビューを実施することができるものとし、
4. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスを継続的に顧客に提供することを保証するものとし、顧客がWeChat Pay 決済サービスを利用者のショップにおいて利用できる状態を維持することを保証するものとし、利用者は、DGFT の書面による事前同意なくして、直接間接の如何を問わず、WeChat Pay 決済サービスのインターフェースを停止し、または顧客に対しWeChat Pay 決済サービスの提供を一時的に終了してはならないものとし、
5. 利用者は、顧客に対し、WeChat Pay 決済サービスの利用料その他の手数料の支払いを請求してはならないものとし、
6. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、以下に掲げる事項を遵守するものとし、但し、第2号については、WeChat Pay 決済サービスの利用が不可能な状態とした上で端末デバイス等の譲渡等を行う場合はこの限りでない。また、第1号および第3号から第5号については、端末デバイスの使用等によりWeChat Pay 決済サービスの提供に支障が生じない場合はこの限りでない。
 - (1) 端末デバイスを本規約に規定された範囲内で合理的に使用すること。
 - (2) DGFT の事前の書面による承諾なしに、端末デバイスを第三者に譲渡、貸与、質入れ等の担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (3) 本規約に規定された範囲を越えて端末デバイスを使用したり、端末デバイスを他の場所に移動しないこと。
 - (4) 取引や伝送中の決済情報の安全性、機密性を脅かすような態様での端末デバイスの使用、改変をしないこと。
 - (5) 次に定める措置を含む、端末デバイスに関する適切な保護措置を講じること。
 - ① 安定、安全かつ作業しやすい場所に設置すること
 - ② 直射日光や高温多湿の場所を避け、強い磁気の発生する場所から離れた場所に設置すること
 - ③ 十分な電源供給、通信回線状況の下で使用すること
7. 利用者は、DGFT が定める要件に従ってWeChat Pay 決済サービスに関する販売促進資料を作成、使用または処分するものとし、DGFT の書面による事前同意なくして、WeChat Pay 決済サービスの販売促進以外の目的で当該販売促進資料を使用してはならないものとし、
8. 利用者は、WeChat Pay 決済サービスに関する事項について、DGFT とテンペイとの間のWeChat Pay 決済サービス契約およびWeChat Pay 決済サービスについてテンペイが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン、仕様書等（以下、本章において「テンペイ規則等」と総称します。）が適用されることをあらかじめ承認するものとし、なお、利用者が、利

用契約に関連し、テンペイ規則等の内容について DGFT に問合せをした場合は、DGFT は実務上可能な範囲で当該問合せに回答するものとします。

9. DGFT による WeChat Pay 決済サービスの利用承認日から 90 日経過までの間、利用者が同サービスにかかる取引を一切行わない場合、DGFT またはテンペイは、利用者による同サービスの利用を停止することができるものとし、これにより利用者に生じた損害につき、DGFT またはテンペイは一切の責任を負わないものとします。
10. DGFT は、利用者に対し、DGFT がテンペイより受領した通知または最新のテンペイ規則等に基づき、当該通知等を遵守するために DGFT が必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとします。利用者は、DGFT から当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとします。

第91条（禁止事項）

1. 利用者は、いかなるハイリスク活動も積極的に実施せず、または顧客がそれを実施する支援もしないことを保証するものとします。なお、ハイリスク活動は、クレジットカード詐欺、マネーロンダリング、詐欺、端末デバイスの移転、顧客アカウント情報の保持または開示、虚偽の申請、スキミング、悪意のある破産などを含みますが、これらに限定されないものとします。
2. 利用者は、DGFT および顧客の書面による事前同意なくして、顧客の情報を収集、維持または使用するのためのいかなる措置も講じないことを保証するものとします。
3. 利用者は、リバース・エンジニアリングその他の方法により DGFT またはテンペイが提供もしくは所有するシステム、ソフトウェアまたは端末デバイスを復号しないことを保証するものとします。また、利用者は、かかるシステムまたはソフトウェア（ソースコード、オブジェクト・プログラム、ソフトウェア・ファイル、ローカル・コンピュータ・メモリで実行されるデータ、顧客の端末から伝送されるデータ、サーバデータなどを含むがこれらに限定されないものとします。）を複製、修正、編集、集約または改変してはならないものとします。さらに、利用者は、テンペイの書面による事前の許可なく、かかるシステムまたはソフトウェアの元の機能を改変し、または機能を追加してはならないものとします。
4. 利用者は、DGFT の書面による許可なくして、DGFT またはテンペイにより提供されたインターフェース技術、セキュリティプロトコルおよび安全性証明書を公開し、第三者に譲渡し、または第三者に使用させる（使用が無償であるか否かを問いません。）ことがないことを保証するものとします。さらに、利用者は、本規約に規定された以外の目的のために WeChat Pay 決済サービス専用リソース（顧客情報、取引データ、端末デバイス、販売促進およびマーケティング資料などを含みますがこれらに限定されないものとします。）を使用してはならないものとします。さらに、利用者は、こうしたリソースを、第三者に譲渡し、または第三者に使用させてはならないものとします。
5. 利用者は、以下の取引活動を行ってはならないものとします。
 - (1) 関係国の輸出入管理に関する規制に準拠していない商品取引
 - (2) 市場において一般に許容されていない商品取引、および不明確な価格決定メカニズムや潜在的リスクを伴う無形商品取引
 - (3) 関係国および社会を危険にさらし、または社会公共の利益を害するおそれがあるプロジェクトおよび運営活動
 - (4) DGFT、テンペイもしくは第三者の法的権利を侵害し、または法的利益を損なう虚偽広告、事実誤認を生じさせる販売行為その他の活動

第92条（リスク評価および実施措置）

DGFT およびテンペイは、利用者の地理的特性、業界特性、業務規模、財務信用状況等を総合的に考慮して、利用者または取引に対するリスク評価を実施するものとします。DGFT およびテンペイは、リスク評価の結果、利用者または取引がハイリスクであると判断した場合その他 DGFT またはテンペイが必要と判断した場合には、取引の制限、取引量の制限の設定、商品代金の支払留保、追加調査およびリスク準備金の請求等の措置を講じることができるものとします。

第93条（返金）

1. 利用者は、顧客に直接返金をしてはならないものとします。直接返金をした場合、結果として生じ

る紛争およびリスクは、すべて利用者が負担するものとします。

2. 利用者が、顧客からの依頼および自己の販売方針に基づき、顧客に対する商品代金の返金（以下、本章において「本件返金」といいます。）を必要と判断した場合には、DGFT は、DGFT 所定の方法による利用者からの依頼に基づき、本条の定めに従って速やかに本件返金を行うものとします。
3. 利用者は、DGFT を通じてテンペイに対し、利用契約に基づいてテンペイが DGFT に送金する前の利用者にかかる商品代金合計額から本件返金に相当する額（以下、本章において「本件返金額」といいます。）を差し引き、DGFT の指示に従って顧客に対し本件返金を行う権限を付与するものとします。
4. テンペイが DGFT に送金する前の利用者にかかる商品代金合計額が本件返金額より少額のため本件返金の原資が不足している場合、テンペイは、本件返金額の不足が解消されるまで、本件返金を留保する場合があります。
5. 本件返金がなされた場合の本件返金額については、決済手数料の課金対象とはならないものとします。
6. DGFT は、取引日より 365 日以内に利用者より受領した本件返金の指示についてのみ受諾し対応するものとします。
7. 利用者は、本規約上の義務を履行せず、または業務の変更もしくは終了について第 16 条（業務内容等の変更）に基づく届け出義務を履行していない場合であって、当該義務の不履行の結果として DGFT またはテンペイからの連絡に対し 3 日以内に返答がなかったときは、顧客の申出により、テンペイが当該申出にかかる取引の商品代金を、顧客に対し本件返金することにつき、あらかじめ了承するものとします。
8. 本条の場合において、DGFT から利用者に対し、本件返金にかかる商品代金を支払っていない場合は、DGFT は当該商品代金相当額の支払いを要さず、利用者へ支払済みのときは、DGFT は、支払済みの当該商品代金相当額の返還を求め、または、次回以降に当該利用者に対して支払う金額から当該商品代金相当額を差し引くことができるものとします。

第94条（表明保証）

1. 利用者は、DGFT に対し、利用契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ、保証します。
 - (1) 利用者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存在する法人または個人であり、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、利用契約を締結し、利用契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能および権利を有していること。
 - (2) 利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行は、利用者が法人である場合において利用者の会社の目的の範囲内の行為であり、利用者はかかる利用契約の締結および履行ならびに当該取引の実行につき法令上および利用者の内部規則において必要とされる一切の手続きを履践していること。
 - (3) 利用契約で別途明確に定める場合を除き、利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行および情報開示により、法令、規則、公的機関その他の第三者の許認可、承諾もしくは同意等またはそれらに対する通知等（以下、本号において「許認可等」といいます。）が要求されることはなく、または要求される許認可等を全て取得および保持しており、かつ、利用者による利用契約の締結およびその条項の履行ならびに利用契約において企図される取引の実行および情報開示は、法令、規則、通達、ガイドライン、命令、判決、決定、令状、利用者が法人である場合において利用者の定款その他の内部規則、利用者を当事者とするまたは利用者もしくは利用者の財産を拘束しもしくはこれに影響を与える第三者との間の契約または証書等に抵触または違反するものではないこと。
 - (4) 利用契約等の締結の前後を問わず、利用者が WeChat Pay 決済サービスのために DGFT またはテンペイに提供した利用者に関する情報（利用者の事業および経営に関する基本情報、法令に基づく許認可および登録の要否に関する情報、事業所の所在地や連絡先に関する情報を含みますがこれらに限定されないものとします。）、資料および書類がすべて真実であり、かつ正確性、完全性、適法性、有効性、追跡可能性かつ一貫性を有していること。

- (5) 利用者に適用のあるデータ保護法制の要求事項を遵守し、利用者の個人データ処理に関して、常時適切なすべての情報保護手段を講じ、維持するとともに、当該データ保護法制および利用契約等に定める義務違反を招来するようないかなる行為も行わないこと。
2. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また利用者は、利用者が法人である場合は、利用者の代表者、または利用者の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支配者を指すものとします。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。
- (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
- (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
- (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
- (4) 第 2 号または第 3 号の対象者と取引を行っている
3. 利用者は、利用契約等の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとします。）が前記①および②に該当せず、もしくは利用者が法人である場合において、利用者における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
- (1) 国家元首
- (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
- (7) 中央銀行の役員
- (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
4. 利用者は、前項の表明保証に違反した場合（DGFT において、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、DGFT が利用者に対し WeChat Pay 決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求めることができることを予め承諾するものとします。この場合において DGFT が満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFT は利用制限等の措置を採ることができるものとします。DGFT が本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより利用者にかんする損害が生じたとしても、DGFT は免責されるものとします。

第95条（調査協力）

1. 利用者は、DGFT から照会または要請の通知を受領してから 3 営業日以内に、取引データその他の情報または資料を電子メールまたは DGFT に要求される他の方法で DGFT に提出するものとします。
2. 顧客が支払いを拒否または取引を否定する場合、第 20 条（顧客との紛議）の定めに加え、利用者がその全責任をもって速やかにかつ慎重に調査を行って問題に対処し、DGFT に対し、取引データその他の情報または資料を適時にかつ正確に提供するものとします。
3. 利用者は、DGFT またはテンペイが利用者による WeChat Pay 決済サービスを利用した取引または顧客からの苦情その他必要とする事項に関して調査を要すると判断した場合には、DGFT は、利用者

に対して調査を実施または要請することができ、利用者は速やかにその調査に協力しなければならないものとします。

4. 利用者は、DGFT またはテンペイが日本または中国の規制当局に対して利用者に関する情報を提供する可能性があることにつき、あらかじめ了承するものとします。利用者は、かかる旨を利用者の規約上において顧客に対し明示し、顧客の同意を取得するものとします。

第96条（知的財産権）

利用者は、WeChat Pay 決済サービスの利用に関連してテンペイが所有する商標の使用（すべてのマーケティング、販売促進および宣伝資料への掲載を含むがこれらに限定されないものとします。）を希望する場合は、かかる使用がテンペイの商標使用に関するレギュレーションに合致するか否かを決定するため、テンペイの書面による事前承認を条件とするものとします。その場合、利用者は、テンペイの商標を含むすべての資料のコピーを、その使用前に、DGFT を通じてテンペイに承認を求めて DGFT 所定の方法により DGFT に提出するものとします。

第97条（免責）

利用者は、以下に定める事由により WeChat Pay 決済サービスが停止、中止もしくは廃止され、または DGFT とテンペイとの間の WeChat Pay 決済サービス契約が終了する可能性があることをあらかじめ了承し、かかる WeChat Pay 決済サービスの停止、中止、廃止または決済事業契約終了に関して、DGFT およびテンペイは何らの責任も負わないものとします。

- (1) テンペイが必要なセキュリティ予防策を講じたにも関わらず、悪意のあるハッカー攻撃、コンピューターウイルス攻撃を受け、または、テンペイの合理的支配が及ばない状態となった場合
- (2) テンペイが必要なセキュリティ予防策を講じたにもかかわらず、コンピューターシステムが激しく破壊され、麻痺し、または通常の状態で作動できない状況に陥り、テンペイが WeChat Pay 決済サービスを提供することができない場合
- (3) 通信機関において通信システムの調整または故障が発生した場合
- (4) WeChat Pay 決済サービスが関連法令や規則等に違反した場合
- (5) 利用者が中国、日本その他の関係国の法令、規則等または本規約に違反したことを理由として、テンペイが DGFT との間の WeChat Pay 決済サービス契約の全体を解除し、または WeChat Pay 決済サービス全体の利用を制限した場合
- (6) WeChat Pay 決済サービスの利用開始から 90 日経過までの間、DGFT および WeChat Pay 決済サービスを利用する全ての利用者が同サービスにかかる取引を一切行わない場合
- (7) 中国、日本その他関係国の法令もしくは規則等への抵触、または規制当局の命令その他の措置により、WeChat Pay 決済サービスの停止、中止または廃止が要請された場合
- (8) 中継銀行、またはテンペイ以外の通知サービスプロバイダーによって引き起こされた他の事由
- (9) 関係法令や規則等の変更に伴いテンペイが事業を変更する場合であって、当事者間で解決することができない場合
- (10) その他テンペイが WeChat Pay 決済サービスの停止、中止もしくは廃止が必要と判断した場合、またはテンペイに起因する事由が発生した場合

第98条（決済手数料等の変更）

1. 利用者は、中国人民銀行、中国国家外貨管理局その他の関連規制当局、または中国国内の協力組織等による方針変更に伴って、テンペイが WeChat Pay 決済サービスの利用料率を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、当該変更の範囲内において、DGFT が別紙 1 「本件決済サービスの提供にかかる条件」第 1 項に定める決済手数料の内容（手数料単価、手数料率等）を変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとします。
2. 利用者は、テンペイが DGFT または利用者の WeChat Pay 決済サービス利用状況に基づき、DGFT への商品代金の決済期間を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、当該変更に伴って DGFT が別紙 1 「本件決済サービスの提供にかかる条件」第 2 項に定める取扱期間等を変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとします。
3. 利用者は、テンペイが DGFT に通知または公表することにより、WeChat Pay 決済サービス契約または WeChat Pay 決済サービスの機能を適宜変更することができること、およびかかる変更がなされた場合に、第 8 条（本規約等の変更）の規定にかかわらず、当該変更に伴って DGFT が、WeChat

Pay 決済サービスにかかる本規約および機能を随時変更することができることにつき、あらかじめ了承するものとします。この場合において、DGFT は、一定の予告期間において、変更後の内容を利用者に通知するものとします。

第99条（契約違反の責任）

1. 利用者が、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、DGFT は、利用者に対して、次項に定める権利を行使することができるものとします。
 - (1) 第 41 条（契約の解除）第 2 項各号に掲げる事由
 - (2) 第 90 条（サービス利用上の遵守事項）第 10 項に基づき DGFT が求めた措置等に速やかに対応しない場合
 - (3) 第 91 条（禁止事項）に違反していると DGFT またはテンペイが合理的に判断した場合
 - (4) 利用者が DGFT またはテンペイの問い合わせおよび調査要請を不当に拒否し、意図的に遅延させ、または是正を拒否した場合
 - (5) DGFT またはテンペイの調査に対する回答を、第 95 条（調査協力）第 1 項の期限もしくは別途指定された期限内に行わず、または合理的理由なく拒否した場合
 - (6) 利用者による WeChat Pay 決済サービスを利用した取引について、顧客との商品代金に関する紛議が発生し、商品等の販売を行った日より合理的期間を経過しても当該紛議が解消しない場合
 - (7) 直接間接の如何を問わず、利用者が詐欺に関与した場合
 - (8) 利用者が WeChat Pay 決済サービスを利用して違法な事業に関与した場合
 - (9) 本規約の規定に違反した場合
 - (10) 利用者が中国、日本その他の関係国の法令、規則等に違反した場合
 - (11) 利用者が DGFT またはテンペイの利益を害する行為をした場合
 - (12) 利用者が危険な事象または異常な取引に関与していると DGFT またはテンペイが合理的に判断した場合
2. 利用者が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、DGFT は利用者に対して、何ら催告等を要することなく、以下の各号のいずれかの権利の一つまたは複数を選択して行使することができるものとします。
 - (1) 商品代金の支払いを留保する権利
 - (2) 商品代金の支払いを拒否する権利
 - (3) 取引を一時停止する権利
 - (4) 端末デバイスを撤去する権利
 - (5) 利用契約の全部または一部を解除する権利
 - (6) DGFT およびテンペイの被った損害、損失その他の費用を賠償および/または補償することを請求する権利
3. DGFT が前項において商品代金の支払いの留保または拒否を決定した場合において、当該商品代金を利用者に支払済みのときは、DGFT は、DGFT の任意の選択に従って、支払済みの当該商品代金相当額の返還を求め、または、次回以降に当該利用者に対して支払う金額から当該商品代金相当額を差し引くことができるものとします。

第5章 Alipay+決済サービス

利用者が第2条第12号④に定めるAlipay+決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第100条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「Alipay+決済サービス」とは、加盟店が対象取引を行った場合に、本規約所定の手続きに従って加盟店が行った精算金支払請求に応じ、DGFTが加盟店に対して精算金の支払を行うサービスをいいます。
- (2) 「加盟店」とは、第101条（登録申請）に基づいてAlipay+決済サービスの利用の登録を申請し、第5条（審査および登録）においてDGFTがAlipay+決済サービスを利用することを承諾した者をいいます。
- (3) 「ショップ」とは、加盟店が運営する店舗・自動販売機等をいいます。
- (4) 「取扱商品」とは、加盟店がショップで顧客へ販売または提供する、DGFTが承認した物品、権利、ソフトウェア等またはサービスをいいます。
- (5) 「顧客」とは、ショップにおいて加盟店に対し取扱商品の購入を申し込んだ、または加盟店より当該申込を承認された、個人または法人をいいます。
- (6) 「本件決済手段」とは、Alipay+に加盟している事業者が、当該加盟した地位に基づき顧客に対して提供する決済手段をいいます。
- (7) 「対象取引」とは、加盟店および顧客間において行われる本件決済手段を用いて決済が行われる取扱商品の販売等にかかる対面取引をいいます。
- (8) 「決済データ」とは、加盟店と顧客間の対象取引において、DGFTが決済処理のために用いるデータをいいます。
- (9) 「ショップ管理機能」とは、加盟店がショップにおける加盟店と顧客とのAlipay+決済サービスを用いた取引の確認および決済データの処理を行うことを目的として、DGFTがショップに対して提供する機能をいいます。
- (10) 「コンテンツ」とは、加盟店がショップで提供または表示する一切の情報をいいます。
- (11) 「イシュー」とは、顧客に対し、本件決済手段を提供する事業者をいいます。
- (12) 「Alipay+」とは、Alipay Connect Pte.Ltd. 及びAlipay.com co.,Ltdが提供する資金決済に関するサービスをいいます。
- (13) 「Alipay+Coreルール」とは、Alipay+への参加者（ただし、加盟店は除きます。）がAlipay+の決済システム等を利用するに際して遵守すべき事項としてブランド運営者が定める各種の規制、ガイドラインその他のルールをいいます。なお、ブランド運営者が各種の規制、ガイドラインその他のルールを変更した場合、当該変更後のルールも含むものとします。
- (14) 「Alipay+Coreルール等」とは、Alipay+Coreルール及びAlipay+決済サービス契約を総称して意味するものとします。
- (15) 「ブランド」とは、ブランド運営者に係るトレードマークその他識別子であって、ブランド運営者が保有しまたはその権利を有するものをいいます。
- (16) 「ブランド運営者」とは、直接または間接にDGFTに対してAlipay+の利用に係るサービスを提供する事業者をいい、本規約においてはAlipay Connect Pte.Ltd. およびAlipay.com co.,Ltdを個別にまたは総称して意味するものとします。

第101条（登録申請）

1. Alipay+決済サービスの利用を希望する者（以下、「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守すると共に、本規約に基づく取引に対して妥当する範囲でAlipay+Coreルールが適用または準用されることに同意し、かつ、以下の各号に掲げるAlipay+決済サービスの申込情報（以下、「申込情報」といいます。）をDGFT所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）に記載のうえ提供（DGFT所定の申請内容入力ページに必要事項を入力の上申込書を電磁的方法で提供する場合があります。）することにより、DGFTに対し、Alipay+決済サービスの利用の登録を申請することができるものとします。

- (1) 名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、法人番号ならびに代表者の氏名および生年月日（登録希望者が個人の場合は、氏名、生年月日、住所、電話番号および電子メールアドレス）
 - (2) 登録希望者が行う取引の種類
 - (3) 登録希望者が販売等しようとする商品等の種類
 - (4) 過去5年以内に特定商取引に関する法律に基づき処分を受けたことがあるか否か（ある場合はその内容）
 - (5) 過去5年間に消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがあるか否か（ある場合はその内容）
 - (6) 登録希望者が取扱う商品が許認可を要する場合には、当該許認可証
 - (7) ショップの名称、所在地、連絡先
 - (8) 登録希望者の指定する金融機関の振込口座（ただし、本人名義のものに限ります。）
 - (9) その他 DGFT 所定の事項（Alipay+決済サービスに関し、DGFT から金銭の支払を受ける際に利用する銀行口座を含むがこれに限られません。）
2. 登録希望者は、前項の登録申請にあたり、以下に掲げる事項を表明し、かつ保証するものとします。
- (1) 登録希望者が、特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また過去5年間に同法による行政処分を受けていないこと
 - (2) 登録希望者が、消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また過去5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと
 - (3) 第23条（秘密情報等の適切な管理）ないし第27条（是正計画の策定と実施）を遵守するための体制を構築していること

第102条（審査および登録）

1. DGFT は、DGFT 所定の基準に従って、前条に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下、「登録申請者」といいます。）の登録の可否を審査し、DGFT が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。尚、登録希望者が提供した申込情報に誤りがあった場合、DGFT は何ら責任を負わないものとします。
2. DGFT が前項の通知を行った時点で、DGFT と登録申請者の間に本規約に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）が成立し、以後、当該登録申請者は加盟店となります。
3. DGFT は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) DGFT に提供した申込情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 未成年者である場合
 - (4) 登録希望者が過去 DGFT との契約に違反した者またはその関係者であると DGFT が判断した場合
 - (5) 第39条（反社会的勢力の排除）に定める規定に該当していると DGFT が判断した場合
 - (6) 第118条（契約の解除）に定める措置を受けたことがある場合
 - (7) その他、DGFT が登録を適当でないと判断した場合

第103条（必要機器等の調達・導入等）

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスの利用に先立ち、自らの責任と費用負担により Alipay+決済サービスを利用するために必要な機器等（タブレット端末等を指し、Alipay+決済サービスを利用するために当該タブレット端末等にインストールするアプリケーションその他のソフトウェアを含みます。）を調達し、かつ Alipay+決済サービスにアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等（以下併せて「必要機器等」といいます。）を導入するものとし、本契約の有効期間中、必要機器等を維持する（アプリケーションその他のソフトウェアを最新バージョンにアップデートすることを含みます。）ものとします。
2. DGFT は、加盟店に対して、ショップ管理機能の利用のために必要となる ID およびパスワードを付与するものとします。加盟店は、当該 ID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これらを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。これらの管理

不十分、使用上の過誤、第三者による使用等により生じた損害については、加盟店が一切の責任を負うものとします。

3. 加盟店は、Alipay+決済サービスの利用にあたり、ブランド運営者側の仕様変更、または Alipay+ のバージョンアップ等に伴い技術的な対応が必要となる場合には、DGFT 所定の方式により当該対応を実施するものとします。

第104条 (Alipay+決済サービスのサービス開始日)

DGFT は、加盟店が申込書に入力した利用開始希望日をもとに、Alipay+決済サービスの開始日を加盟店に通知するものとします。

第105条 (加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等)

1. 加盟店は、Alipay+決済サービスを利用するにあたって、次の各号記載の事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店が作成した販売条件や商品説明等を含むコンテンツの表示内容に基づき、瑕疵のない取扱商品の販売または提供を行うこと
 - (2) 本規約の遂行に必要な諸データは、適法かつ公正な手段によって取得されたものであること。DGFT に提供する情報・データは真実、正確、完全かつ最新のものであること。
 - (3) 旅行商品・酒類・商品券類・金銀の地金・タバコ・印紙・切手・古物等の販売にあたり許認可を得るべきまたは届出を行うべき商品等を取扱う場合は、あらかじめ DGFT にこれを証明する関連証書類を提出し、事前に DGFT の承認を得ること
 - (4) 加盟店のショップにおけるエントランスやレジカウンターおよび加盟店のウェブサイトにおける決済画面のほか、取扱商品のマーケティング資料その他 Alipay+Core ルールが定める箇所においてブランド及び本件決済手段にかかるトレードマーク（以下、これらを総じて「ブランド等」といいます。）の表示を行うこと、取扱商品以外のものに関してブランド等を利用しないこと、ならびにその利用等に関して Alipay+Core ルール等ならびに DGFT およびブランド運営者の指示等に従うこと
 - (5) 商品の交換、返品、返金または取引のキャンセル等に関する取り決め、顧客連絡窓口及び苦情対応手順を定め、これをショップまたはそのウェブサイト等に掲示すること
 - (6) 本規約において明示的に認められる場合を除き、ブランド運営者による事前の承諾なく、ブランド運営者、Alipay+決済サービス、加盟店とブランド運営者との取引関係（取引件数、取引金額、事業の成長性や事業計画を含みます。）をプレスリリースその他の方法により公表しないこと
 - (7) Alipay+決済サービスの利用に当たり、DGFT、イシューまたはブランド運営者の名誉・信用を直接もしくは間接的に毀損し、または業務を妨害する行為をしないこと
 - (8) 法令、ガイドラインその他加盟店の事業遂行上遵守することが求められる事項
 - (9) 有害なコード、コンピュータ・プログラム等を DGFT またはブランド運営者のシステムまたは第三者のコンピュータに送信または書き込みしないこと
 - (10) DGFT またはブランド運営者のシステム（ソースコードその他のシステムの構成要素を含みます。）の修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、分解、再構成または当該システムのソフトウェア保護メカニズムの破壊、無効化その他の回避行動を試みないこと
 - (11) その他、Alipay+Core ルール等上、DGFT が加盟店に遵守させることが求められる事項
2. 加盟店は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下、「取扱禁止商材」といいます。）を販売または提供することはできないものとします。
 - (1) アダルト商品またはサービス
 - (2) ギャンブルまたは宝くじ
 - (3) タバコ製品のオンライン販売
 - (4) あらゆる種類の武器
 - (5) プライバシーまたは財産を侵害する商品またはサービス
 - (6) 送金サービスや暗号通貨を含む金融商品またはサービス
 - (7) 生物化学的に感染性のある製品

- (8) 国家安全保障を脅かす、または人種、性別、宗教、地域等に関する差別的な内容を含む商品またはサービス
 - (9) ジェネリック医薬品、疑似医薬品、麻酔薬、向精神薬、麻薬または代理出産サービス
 - (10) 関連法令により違法とされるまたは取扱いが禁止される商品またはサービス
 - (11) その他 DGFT またはブランド運営者が不相当と認めたもの
3. 取扱商品またはコンテンツの知的財産権に関して第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の費用および責任において解決するものとします。
 4. 加盟店は、Alipay+およびブランド運営者の名称（中国語および英語の表記を含みます。）その他ブランド運営者が所有しまたは適法に使用する商標、商号、ブランドネーム、ロゴマーク等（以下「商標等」といいます。）並びに Alipay+に関する著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属し、利用契約または加盟店契約（以下「本契約等」といいます。）に基づき Alipay+決済サービスを利用する目的に限定してブランド運営者から当該知的財産権を使用する権利を許諾されるものであること、当該許諾が利用者に対していかなる権利も付与するものでないことを確認します。また、当該許諾される権利は、譲渡不可、再許諾不可の非独占的なものであり、ブランド運営者は、本契約等の契約期間中いつでも当該許諾した権利の内容を修正し、または許諾を撤回することができるものとし、当該修正または撤回により利用者が生じた損害について DGFT およびブランド運営者は一切の責任を負わないものとします。
 5. 加盟店が販売促進の目的で Alipay+に関するコンテンツを表示し、または発行等する場合には、加盟店は、これらのコンテンツに係る著作権その他の権利がブランド運営者に帰属することを確認します。
 6. 加盟店は、ブランド運営者が Alipay+に関連して作成し若しくはブランド運営者のために作成され、または加盟店により提供された申込情報その他のデータまたは情報に関連して発生した著作権その他の知的財産権がブランド運営者に帰属することを確認します。
 7. 加盟店は、利用契約の締結を行う時点において、国際連合安全保障理事会決議等の国際的な要請等に基づき規制を受ける以下各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。また加盟店は、加盟店が法人である場合は、加盟店の代表者、または加盟店の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、以後の改正を含みます。また、当該法律に関連する政令等を含みます。以下、本条において「犯収法」といいます。）における実質的支配者を指すものとします。）が、以下各号のいずれにも該当しないことも併せて表明し、保証するものとします。
 - (1) 国際連合安全保障理事会または日本、米国、その他の各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域における企業または個人と取引を行っている、または当該国・地域において何等かの資産を有している。
 - (2) 日本の財務省により、経済制裁措置の対象として公表されている。
 - (3) 米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control、略称：OFAC）により、制裁措置の対象として公表されている。
 - (4) 第 2 号または第 3 号の対象者と取引を行っている。
 8. 加盟店は、利用契約の締結を行う時点において、犯収法における①「外国の政府等において重要な地位を占める者」または②「過去にその地位にあった者」に自己が該当せず、あるいは自己の家族（配偶者（事実婚を含みます）、自己の父母、自己の子、自己の兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいうものとします。）が前記①および②に該当せず、もしくは加盟店が法人である場合において、加盟店における犯収法上の実質的支配者および当該実質的支配者の家族（定義は前記と同じとします。）が前記①および②に該当しないことを表明し、保証するものとします。なお、①の具体的内容は以下に掲げるとおりとしますが、当該記載と犯収法の規定に相違がある場合には、犯収法の規定が優先するものとします。
 - (1) 国家元首
 - (2) 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - (3) 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - (4) 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - (5) 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - (6) 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職

- (7) 中央銀行の役員
- (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員
- 9. 加盟店は、前項の表明保証に違反した場合（DGFTにおいて、違反またはそのおそれがあると判断した場合を含みます。）、DGFTが加盟店に対しAlipay+決済サービスを提供しない、あるいはサービスの内容等に一定の制限を設ける措置（以下、これらの措置を本項において「利用制限等」といいます。）を採ることができること、あるいは提供のために追加的な情報または資料の提供を求められることができることを予め承諾するものとします。この場合においてDGFTが満足する追加的な情報または資料の提供がなされない場合、DGFTは利用制限等の措置を採ることができるものとします。DGFTが本項の規定に従い利用制限等の措置を採ったことにより加盟店にいかなる損害が生じたとしても、DGFTは免責されるものとします。
- 10. 加盟店は、本契約等の締結を行う時点において、加盟店およびその関連会社について、本契約等に基づく義務の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、調査その他の手続を受けていないことを表明し、保証するものとします。
- 11. 加盟店は、ブランド運営者が自己のアンチマネーローダリング、コンプライアンスおよびセキュリティに関する方針および手続に基づき、対象取引にかかる商品代金の支払拒絶、またはAlipay+決済サービスの利用制限等を講じることができること、および法令に従いブランド運営者が関係当局に対して疑わしい取引等の報告を行うことができることを予め承諾するものとします。

第106条（申込情報の変更）

- 1. 加盟店は、申込情報その他DGFT所定の事項に変更が生じることとなった場合はあらかじめ（販売等しようとする商品等の種類または銀行口座等の変更に関しては、変更の効力が生ずる日の30日以上前であることを要するものとします。）DGFT所定の方法により届け出るものとします。
- 2. 加盟店が前項の届出を怠ったことにより生じた加盟店の損失その他の負担について、DGFTはその責を負いません。

第107条（Alipay+決済サービスの利用）

- 1. 加盟店は、顧客から本件決済手段を利用することを求められた場合には、顧客が保有する端末に表示されたQRコードまたはバーコードその他DGFT所定の情報等（以下、「QRコードまたはバーコード等」といいます。）を必要機器等を用いて読み取り、または必要機器等に表示したQRコードまたはバーコード等を顧客に読み取らせることによって、本件決済手段による取引を遂行するものとします。なお、顧客から本件決済手段の利用方法についての問合せを受けた場合には、その適切な利用方法を顧客に対して教示し対応するものとします。
- 2. 加盟店は、Alipay+決済サービスを、本規約の目的の範囲内であつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとします。
- 3. 加盟店は、DGFTがブランド運営者による支払確認通知を受領するまでの間、加盟店の責任において、利用者に対する商品の引渡しまたはサービスの提供を行うものとします。ブランド運営者が支払確認通知をDGFTに送信した時点において、顧客の加盟店に対する代金支払債務は消滅するものとし、当該代金支払債務にかかる精算は、第114条（対象取引に係る代金の支払）に従って行われるものとします。
- 4. DGFTは、加盟店が誤って送信したAlipay+決済サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによってなんら責任を負いません。
- 5. 加盟店は、顧客とのトラブル、システム障害によるトラブル等につき、一方的に顧客が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任をとり得ない範囲について顧客が理解できるようショップに明示するものとします。
- 6. 加盟店は、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく申込を拒絶したり、他の支払方法を要求したり、他の支払方法と異なる代金・料金を請求する等、本件決済手段を利用して対象取引の申込を行った顧客に不利となる差別的取扱やAlipay+決済サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
- 7. DGFTが本規約に関連し、顧客または第三者から直接または間接に異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、DGFTの指示に従い、直ちにその解決のため

に必要な措置を講ずるものとします。なお、上記通知および指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものでないことを確認します。

8. 加盟店に第118条（契約の解除）第2項各号に該当する事由が生じた場合、加盟店は、直ちにDGFTへ連絡するとともに、履行が完了していない加盟店の顧客にも連絡し責任を持って対応をするものとします。
9. DGFTは、加盟店に対し、DGFTがブランド運営者より受領した通知または最新のAlipay+Coreルール等に基づき、当該通知等を遵守するためにDGFTが必要と判断した措置および対応を講じるよう求めることができるものとします。加盟店は、DGFTから当該措置等を求められた場合、自己の費用および責任をもって速やかにこれに対応するものとします。

第108条（不正利用防止措置）

1. 加盟店は、対象取引を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって、法律、政令、省令、業界水準その他のルールを遵守し、適切な本人確認の実施、不正利用防止措置の実施その他の必要な措置を講じなければならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店において対象取引の実施に関し不正利用が発生していると認められる場合、加盟店は再発防止策を講ずるものとし、その計画の策定または実施に関しDGFTによる指示がある場合には、これに従うものとします。
3. ブランド運営者がAlipay+決済サービスの全部または一部について不正利用が発生するリスクが高いと判断した場合、DGFTまたはブランド運営者は、Alipay+決済サービスの全部または一部の停止もしくは終了、取引上限の設定その他DGFTまたはブランド運営者が必要と認める措置を講じることができるものとします。
4. 前項に定める措置により加盟店が被った損害について、DGFTおよびブランド運営者は一切責任を負わないものとします。

第109条（顧客との紛議）

1. 加盟店は、顧客からの苦情、問い合わせ等を受けた場合は、速やかな対応を行うものとし、加盟店とその顧客との間で対象取引の債務不履行等の瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、または紛争等が生じた場合であっても、DGFTおよび第三者に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 顧客からの加盟店の取扱商品に対する苦情、返品要求、商品取替要求、中途解約の請求、広告上の解釈に係る問合せ、アフターサービス等に係る問合せについては、加盟店が全責任をもって速やかにその処理にあたるものとし、DGFTおよび第三者に一切迷惑をかけないものとします。
3. 顧客からの苦情または紛争等が解決するまでの間、DGFTは、当該苦情または紛争等に関連する対象取引に係る精算金の支払を停止することができるものとします。

第110条（資料提供等）

1. 加盟店は、DGFTが、加盟店の業務運営の適切性を調査するため、DGFTもしくはブランド運営者に適用される法令等を遵守するため、または本規約もしくはAlipay+Coreルール等を遵守するために必要な情報、資料等の提供を求めた場合、直ちにこれに応じるものとします。
2. DGFTは、以下の各号のいずれかに該当しているおそれがあると判断した場合、またはその事実が判明した場合、その事実または合理的な理由を加盟店に提示したうえで、加盟店の業務時間内において、加盟店の事業所内に立ち入り、加盟店の本規約の遵守状況を確認することができるものとします。
 - (1) 加盟店においてクレジットカード番号等その他顧客に関する情報が漏えい、滅失、毀損すること
 - (2) 加盟店において不正利用が行われていること
 - (3) 加盟店が本規約または法令に違反していること
 - (4) ブランド運営者、その関連会社またはそのパートナーに言及した加盟店作成の資料が、これらの者またはブランドに関する業務上の信用に悪影響を及ぼすこと
 - (5) 前各号に掲げる事由のほか、加盟店におけるAlipay+決済サービスの利用に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、DGFTが加盟店に対する調査を実施することが相当であると認める事由

3. 前項の調査および確認の結果、DGFTが必要と認めるときは、DGFTは、加盟店に対する差し止め請求その他必要な措置を採ることができるものとし、加盟店は、これに従うものとし、
4. 加盟店は、ブランド運営者とDGFTとの間の契約に定める事項について、ブランド運営者から加盟店に対して調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとし、
5. 加盟店は、関連法令に従って、取引に関するデータを取引日から少なくとも5年間保存するものとし、

第111条（第三者の権利の処理）

加盟店は、第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを表明し、保証すると共に、取扱商品に第三者の著作権その他の権利が含まれている場合は、何ら支障のないように必要な手続きを加盟店が行った上で、取扱商品を提供するものとし、

第112条（Alipay+決済サービスの停止または中断）

1. DGFTは、以下の場合に該当する場合その他Alipay+Coreルール等に基づき必要と認められた場合は、Alipay+決済サービスの一部または全部の提供を停止することができるものとし、
 - (1) システムの定期的な点検・補修のため
 - (2) DGFTがシステムの適正な運用のため必要と認められた場合
 - (3) DGFTのシステムに起因する事由その他の事由によって加盟店のサーバー運用に支障が生じる、または支障が生じるおそれがある場合
 - (4) DGFTのサービスに使用する通信回線が輻輳し、または使用不能な場合
 - (5) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力によりAlipay+決済サービスの運営ができなくなった場合
 - (6) その他、ブランド運営者またはDGFTが停止または中断を必要と判断した場合
2. DGFTが前項に基づきAlipay+決済サービスの停止を行う場合には、可能な限りあらかじめ、その理由、実施期日および期間を加盟店に通知するものとし、ただし、緊急の場合、または地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力による場合は除くものとし、
3. DGFTは、Alipay+決済サービスにおける加盟店もしくは顧客とDGFT間の伝送に用いる第三者の回線または加盟店の機器等に起因する通信不良、遅延、誤送等Alipay+決済サービスの運営障害について一切の責を負わないものとし、

第113条（クレジットカード番号等の取扱い）

1. 加盟店は、正当な理由がある場合を除き、顧客が保有するクレジットカード番号等（以下、「クレジットカード番号等」といいます。）を取り扱ってはならないものとし、
2. 加盟店は、割賦販売法その他の法令に従い、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、カードの会員番号等の漏洩等を防止するために必要かつ適切な措置を講ずるものとし、

第114条（対象取引に係る代金の支払）

1. DGFTは、商品代金の総額（DGFT、イシューまたはブランド運営者による支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合はそれを差し引いた額を指すものとし、以下同様とします。）から決済手数料を差し引いた金額を加盟店の指定する金融機関口座に送金して支払うものとし、
2. 商品代金の総額が決済手数料に足りない場合は、加盟店は、決済手数料から商品代金総額を減じた金額をDGFTの定める期日までにDGFTの指定する金融機関口座に送金して支払うものとし、
3. 加盟店が前項、その他本規約に基づきDGFTに支払うべき金額を、DGFTが正当と認める理由無くしてDGFTの定める期日までに支払わなかった場合、DGFTは、当該期日後に受領した商品代金の加盟店への引渡し分から差し引くことにより、加盟店のDGFTに対する支払に充てることができるものとし、
4. 本条に従って、加盟店またはDGFTが相手方に対する支払を行う際の銀行振込手数料は、支払を行う当事者が負担するものとし、
5. 加盟店が、第2項の支払いを、DGFTの定める期日より2ヶ月を超えて遅延した場合には、DGFTはAlipay+決済サービスの提供を停止することができるものとし、

6. 以下の事項のいずれかが生じた場合、DGFT は、第 1 項の支払いを留保することができるものとします。この場合において、DGFT は、加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
 - (1) 加盟店が Alipay+決済サービスの利用の申込に際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 107 条（Alipay+決済サービスの利用）第 7 項に基づき求められた措置を講じない場合
 - (3) 第 110 条（資料提供等）に基づく情報等の提供、調査または措置等を求められたにも関わらず、これらに応じない場合
 - (4) 加盟店による対象取引の実施に関し不正利用が発生した場合
 - (5) 加盟店による対象取引に関して顧客または第三者から直接または間接に異議等を受けた場合
 - (6) 加盟店による対象取引に関して顧客から商品代金の返金を求められた場合
 - (7) 加盟店が第 18 条（禁止事項）第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (8) 前各号のほか、加盟店が本規約、法令または Alipay+Core ルール等に違反する行為を行った場合
 - (9) 第 112 条（Alipay+決済サービスの停止または中断）第 1 項または第 118 条（契約の解除）第 1 項または第 2 項に基づき Alipay+決済サービスの一部または全部の提供が停止された場合
 - (10) 加盟店が自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (11) 加盟店の信用状態に変化が生じ、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (12) 加盟店が差押え・仮差押え・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (13) 加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (14) 加盟店が Alipay+決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (15) 加盟店が DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (16) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (17) 加盟店が DGFT またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (18) ブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき商品代金の留保等を求めた場合
 - (19) 加盟店が次条第 1 項の事由に該当し、または該当するおそれがあると、DGFT が合理的判断により認めるとき
 - (20) 決済通貨の兌換性、譲渡性または流動性に悪影響を及ぼし、ブランド運営者の精算および決済にかかる義務を妨げる事由が発生した場合（ただし、ブランド運営者と DGFT との間で決済日の延期につき合意した場合に限ります。）
 - (21) その他 DGFT またはブランド運営者が不相当と認めた場合
7. 前項各号のいずれかの事項が生じていたにもかかわらず、DGFT が第 1 項の支払を行った場合、加盟店は、DGFT の選択により、DGFT の請求があり次第直ちに当該支払われた代金を返還するか、または当該代金を加盟店に対する次回以降に支払予定の精算金から差し引くことにより返還するものとします。
8. 加盟店と顧客との間の取引に関して、取消、解除その他の理由により返金等の処理が生じる場合には、加盟店は、その旨を DGFT に連絡するものとし、DGFT は、ブランド運営者に連絡の上、必要となる送金処理を行う等、Alipay+Core ルール等に基づき対応します。
9. 返金処理にあたっては、Alipay+を通じて確実に行うものとし、現金による返金を含む他の方法による返金は一切行わないものとします。加盟店は、取引日から 12 ヶ月以内の取引についてののみ返金を行うものとします。
10. DGFT は、加盟店に対し、日本円をもって本条の商品代金に係る精算を行うものとします。
11. 加盟店は、ブランド運営者が対象取引に適用する為替レートと市場価格との間に著しい乖離が生じた場合、DGFT またはブランド運営者が当該取引に係る精算処理の停止その他必要な措置を講じる可能性があることを予め承諾するものとします。

第115条（商品代金の支払拒絶またはその返還）

DGFT は、加盟店の Alipay+決済サービスに関し以下の事由に該当した場合には、加盟店に対し、当該 Alipay+決済サービスにかかる商品代金の支払いを拒絶し、または、その返還を求めることができるものとします。

- (1) 加盟店が顧客との間で成立している対面販売を解除しまたは取り消した場合
- (2) 第 20 条（顧客との紛議）第 1 項に定める紛議が生じた場合において、当該紛議にかかる対面販売の日より 60 日を経過しても解消しない場合
- (3) 顧客以外の第三者が当該顧客のクレジットカードを利用して通信販売を行った場合
- (4) 決済事業契約に定める事由に基づき、決済事業者が DGFT に対し、商品代金の支払いを拒絶しまたはその返還を求めた場合
- (5) 利用契約の定め違反して対面販売が行われたことが判明した場合
- (6) 前条第 6 項各号に掲げる事由に該当した場合
- (7) その他、DGFT の合理的判断により、利用者に対し対面販売に係る商品代金の支払拒絶または返金請求をした場合

第116条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、DGFT の承諾なく、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、Alipay+決済サービスに関して有する自己の DGFT に対する債権について、譲渡、質入れ、担保提供その他の処分を行ってはならないものとします。
3. 合併または会社分割等により、加盟店から本契約上の地位を包括承継した者は、承継した日から 30 日以内に DGFT またはブランド運営者所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、DGFT は何らの催告なくして本契約を解約できるものとします。

第117条（賠償責任）

1. 加盟店および DGFT は、本規約もしくは Alipay+Core ルール等に違反することにより、または、Alipay+決済サービスの利用または提供に関して、DGFT、イシュア、ブランド運営者または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。当該損害には、弁護士費用その他の経費のほか、Alipay+Core ルールにより直接または間接的に DGFT またはブランド運営者が負担することとなった罰金、違約金（名称の如何を問わないものとします。以下、本条及び次条において同じ。）を含むものとします。
2. 前項の損害には、加盟店が取扱禁止商材を販売または提供していたことによりブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき DGFT に課した罰金、違約金及び加盟店が本規約に違反したことによってブランド運営者が被った損害であり、かつ DGFT に転嫁された損害が含まれるものとします。
3. 本条第 1 項の損害賠償責任の範囲は、相手方が被った直接かつ現実の通常損害に限られ、機会損失等の間接損害は含まれないものとします。ブランド運営者および DGFT は、本件精算金支払サービスに係る適格性や適合性等について何ら保証するものではなく、不備やエラー、中断等が生じないことを保証するものではありません。また、ブランド運営者は、その故意または重過失等による場合を除き、Alipay+Core ルールに定める金額その他の範囲に限り責任を負うものとし、この場合、DGFT は、ブランド運営者が現実に負担する限度で責任を負うものとします。
4. 本規約に基づく DGFT の加盟店に対する損害賠償金の額は、DGFT の故意または重過失による場合を除き、当該損害賠償を行う時点で過去 3 ヶ月間に加盟店が DGFT に支払った決済手数料（ただし、DGFT がイシュアおよびブランド運営者に対して支払った手数料を含みません。）の総額を上限とします。
5. 加盟店および DGFT は、本規約に違反することにより、または、Alipay+決済サービスの利用および提供に関して、顧客または第三者との間でトラブルが発生した場合には、自己の費用と責任で解決するものとします。
6. 加盟店および DGFT は、本規約の履行が地震、洪水、戦争、内乱、法令の改廃、所轄官庁の命令その他の不可抗力の事由によって履行不能もしくは遅滞となった場合、相手方に対し損害賠償の義務を負わないものとします。

第 117 条の 2（罰金等の支払）

1. 加盟店は、加盟店側の事由に起因して Alipay+Core ルール等に基づき発生する罰金、違約金（当該事由に起因して DGFT に課された罰金、違約金を含みます。）の支払義務を負うものとします。

当該支払義務の履行にあたっては、原則として、DGFT の請求に応じ、これを支払うものとし
ます。

2. 前項第 2 文にかかわらず、前項に規定する罰金、違約金につきブランド運営者から加盟店に対して請求が直接なされた場合には、当該請求に応じるものとします。

第118条 (契約の解除)

1. 次項に定める場合のほか、顧客からの苦情や法令等の違反、財政状況の重大な変化、多数の紛争発生、費用の未払い等の Alipay+Core ルール等の定める停止または解除事由の発生その他関連法令等または Alipay+Core ルール等の不遵守等により、DGFT またはブランド運営者により本契約の継続が不相当と判断された場合には、DGFT は、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
2. DGFT は、加盟店に以下の事項の一が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) Alipay+決済サービスの利用を申込みするに際し、虚偽の届出を行っていた場合
 - (2) 第 105 条 (加盟店の遵守事項、提供する商品またはサービス等) 第 2 項に該当する商品またはサービス等を取り扱った場合
 - (3) 第 18 条 (禁止事項) 第 1 項に該当する行為を行っていた場合
 - (4) 前各号のほか、本規約または Alipay+Core ルール等に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、加盟店がこれを是正しないとき
 - (5) 本規約または Alipay+Core ルール等に基づき DGFT またはブランド運営者から求められた措置を適切に講じない場合
 - (6) ブランド運営者が Alipay+決済サービスの提供に必要なサービスの提供を停止した場合
 - (7) 法令違反行為が存在し、当該違反を繰り返した場合、または当該違反が重大である場合
 - (8) Alipay+Core ルール等に違反し、Alipay+及びそのパートナーに重大な不利益、損害又は損失を与えるおそれがあるとブランド運営者または DGFT が判断した場合
 - (9) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (10) 加盟店の信用状態に問題が発生し、またはそのおそれがあると DGFT が判断した場合
 - (11) 差押え・仮差押え・仮処分申立、もしくは滞納処分を受けた場合、または破産・民事再生・会社更生・任意整理・特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (12) 加盟店が営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (13) Alipay+決済サービスの利用において対象取引を悪用していることが判明した場合
 - (14) 加盟店が実施した対象取引について、不正利用の金額が DGFT またはブランド運営者が定める基準を超えた場合
 - (15) DGFT の同意なく決済手数料の支払いを怠った場合
 - (16) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
 - (17) DGFT またはブランド運営者の名誉・信用を毀損し、または業務を妨害する行為をした場合
 - (17) DGFT とブランド運営者との間の Alipay+決済サービス契約を終了する旨の通知を DGFT が受けた場合
 - (18) ブランド運営者が Alipay+決済サービスの提供の停止を求めた場合
 - (19) 第 4 条 (登録申請) 第 3 項において表明保証した内容が真実に反することまたはそのおそれがあることが判明した場合
 - (20) その他 DGFT が合理的理由に基づき、利用契約の継続を不相当と認めた場合
3. 加盟店は、DGFT が以下の事由のいずれかに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合であって、事前の催告を行ったにもかかわらず、DGFT がこれを是正しないとき

- (2) 自ら振り出したもしくは引き受けた手形・小切手が不渡りになった場合その他支払停止になった場合
 - (3) 差押え・仮差押え・仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・任意整理特別清算の申立を受けた場合、もしくはこれらの申立を自らした場合、または合併によらず解散した場合
 - (4) 営業を停止した場合、または所轄官庁から営業停止を含む行政処分を受けた場合
 - (5) 営業または業態が公序良俗に反すると判断された場合
4. 加盟店および DGFT は、相手方が第 1 項から第 3 項各号の事由に該当したことにより本契約が解除された場合において、解除事由によって自己に生じた損害の賠償を第 117 条（賠償責任）に従って相手方に請求することができるものとします。
 5. 加盟店が第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合、加盟店は、期限の利益を失い、DGFT が請求した場合は、直ちに、加盟店が DGFT に対して負担するすべての債務を一括で弁済するものとします。

第119条（契約の終了に伴う措置）

1. 本契約が終了した場合、加盟店は、直ちにブランド等の使用を中止し、かつ Alipay+決済サービスの利用を前提とした取扱商品告知、取引誘因行為を中止するものとします。
2. 本契約の終了以前に、加盟店が顧客から取扱商品購入の申込を受け付け、かつ Alipay+決済サービスにおいてはイシューまたはブランド運営者に売上請求がなされた取引については、本契約の終了後においても本規約に従って加盟店、DGFT 共にこれを履行するものとします。

Alipay China にかかる特則

以下の規定は、Alipay+決済サービスにかかる本件決済手段のうち、Alipay China に関して追加的に適用されるものです。

第120条（苦情処理）

1. DGFT またはブランド運営者が本規約に関連し、顧客または第三者から直接または間接に異議、苦情など（以下「苦情等」といいます。）を受けた場合において、DGFT から加盟店に対して苦情等に関する通知（以下「苦情通知」といいます。）がなされたときは、加盟店は、DGFT またはブランド運営者の指示に従い、直ちにその解決のために返金処理その他の必要な措置（以下「是正措置」といいます。）を講ずるものとします。なお、当該通知および指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。
2. 苦情通知を受領した場合、加盟店は、DGFT に対し、苦情通知が送信された日から 5 営業日以内（以下「加盟店回答期限」といいます。）に、DGFT またはブランド運営者の指示に基づく是正措置の対応可否（対応を拒否する場合はその理由も含みます。）について回答する（以下、この回答を「加盟店回答」といいます。）ものとします。
3. 加盟店回答の結果、加盟店が是正措置の対応を承諾した場合、または是正措置の対応を拒否した場合でその理由が合理的ではないと DGFT もしくはブランド運営者が判断したときは、加盟店は、DGFT またはブランド運営者の指示に従い、加盟店回答をした日から 10 営業日以内に是正措置を実施するものとします。また、これらの場合において、DGFT 自らが DGFT またはブランド運営者の指示に基づく是正措置を実施することについて、加盟店は同意するものとします。
4. 加盟店回答期限までに加盟店回答がなされない場合、DGFT は、直ちにその旨をブランド運営者に通知し、DGFT 自らが加盟店回答期限の経過から 10 営業日以内に DGFT またはブランド運営者の指示に基づく是正措置を実施するものとし、加盟店はこれに同意するものとします。
5. DGFT またはブランド運営者の指示に基づく是正措置の実施を承諾した加盟店が DGFT またはブランド運営者所定の方法による是正措置を実施することができない場合、加盟店はその旨を DGFT を通じてブランド運営者に通知するものとし、ブランド運営者が是正措置を実施するものとします。なお、是正措置として返金処理を行う場合において、ブランド運営者が DGFT に送金する前の商品代金が返金額より少額るとき、ブランド運営者は、商品代金の不足が解消された時点において返金処理を行うものとします。

6. ブランド運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、顧客の苦情等が正当か否か、顧客に返金処理を行うべきか否か、および是正措置を講じるべきか否かについて、ブランド運営者として決定（以下「ブランド運営者決定」といいます。）を行い、ブランド運営者決定の内容を DGFT に通知します。DGFT は、ブランド運営者決定が通知された日から 10 営業日以内に返金処理その他のブランド運営者の指示に基づく是正措置を実施するものとし、このことに加盟店は同意し、協力するものとします。
 - (1) DGFT または加盟店がブランド運営者の指示に基づく是正措置の対応を拒否した場合でその理由が合理的ではないとブランド運営者が判断したとき
 - (2) DGFT または加盟店が、Alipay+Core ルール等または本契約に基づきブランド運営者の指示に従った是正措置を実施する義務を負っているにもかかわらず、これを履行しない場合
 - (3) ブランド運営者が Alipay+Core ルール等に関連して苦情等を受けた場合において、ブランド運営者から DGFT に苦情等に関する通知がなされた日から 15 日以内に、ブランド運営者が DGFT から何らの回答も受領していないとき

第121条（取扱禁止商材等）

1. 加盟店は、取扱禁止商材として以下の URL に記載された商品またはサービスを販売または提供することはできないものとし、また取扱制限商材として以下の URL に記載された商品またはサービスを、ブランド運営者の事前の書面による承諾がある場合を除き、販売または提供するとはできないものとし、
(URL: https://www.veritrans.co.jp/tos/alipayplus_prohibition)
2. 加盟店が前項に違反した場合の取扱いについては第 117 条（賠償責任）の規定を準用するものとし、加盟店が前項に違反したことによりブランド運営者が Alipay+Core ルール等に基づき DGFT に課した罰金、違約金（名称の如何を問わないものとし、）は、同条第 1 項の損害に含むものとし、
3. 加盟店が前項に違反した場合の取扱いについては第 117 条の 2（罰金等の支払）の規定を準用するものとし、
3. 加盟店が第 1 項に違反した場合、DGFT は、何ら催告することなく、直ちに Alipay+決済サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとし、

第6章 LINE Pay 決済サービス

利用者が第2条第12号⑤に定めるLINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第122条（LINE Pay 決済に関する規約）

1. 利用者はLINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、LINE Pay が定める以下規約を確認し、かつ、同意するものとします。
 - (1) LINE Cash 加盟店規約
 - (2) LINE Money 出店規約
 - (3) 包括代理加盟店経由加盟店契約特約
 - (4) プライバシーポリシー
2. 前項の規約と、利用契約の条項が矛盾・抵触する場合には、前項の規約が優先するものとします。
3. 利用者は第1項の規約が変更される可能性があり、変更時には規約に定める手続き・条件に従い更改がなされること、およびDGFTまたはLINE Payにより新たな規約が定められる可能性があり、当該規約への同意がLINE Pay 決済サービスの継続提供の条件となる可能性があることを予め承諾するものとします。

第123条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「LINE Pay 決済サービス」とは、LINE Pay が発行する「LINE Cash」および「LINE Money」ならびに「LINE Pay ライト」による代金決済サービスの総称をいいます。
- (2) 「LINE Pay 規約」とは、前条第1項において定める各規約の総称をいいます。なお、規約が変更された場合は当該変更後の規約を、新たな規約が追加された場合は当然に当該新規約を含むものとします。
- (3) 「LINE Pay 加盟店契約」とは、LINE Cash 加盟店規約における加盟店契約、LINE Money 出店規約における出店契約、その他LINE Pay 規約に基づきLINE Pay と利用者との間に成立する契約のいずれかまたは全部をいいます。
- (4) 「LINE Pay 加盟店」とは、LINE Cash 加盟店規約における加盟店および/またはLINE Money 出店規約における出店者をいいます。
- (5) 「対象顧客」とは、顧客のうち、利用者との取引において、LINE Pay 決済サービスの利用を希望する者をいいます。

第124条（包括代理権の授権）

1. 利用者は、LINE Pay 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとします。
 - (1) LINE Pay に対する、LINE Pay 決済サービス利用の申込み行為
 - (2) LINE Pay 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) LINE Pay に対する一切の各種届出、報告、申請行為
 - (4) LINE Pay に対する売上請求および売上請求の取消請求に関する一切の事項
 - (5) LINE Pay 決済サービスにより決済された商品代金の受領に関する一切の事項
 - (6) LINE Pay に対する一切の通知、審査依頼およびこれらの会社からの通知の受領
 - (7) その他、利用者がLINE Pay 決済サービスを利用するために必要な一切の行為
 - (8) その他、別途LINE Pay およびDGFT が合意した事項
 - (9) その他、別途利用者およびDGFT が合意した事項
2. 利用者は、利用契約の有効期間中、DGFT の書面による事前の同意なく、利用者がDGFT に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者は、利用者がDGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が利用者の代理人として適切な行為を行わない場合など合理的な理由がある場合を除き、すべてDGFT が行い、利用者は本人としてかかる行為を行わないことに合意するものとします。

4. 利用者は、前項にかかわらず、LINE Pay が利用者または DGFT のいずれに対しても、LINE Pay 加盟店契約の当事者としての LINE Pay の行為を行うことができることに合意するものとします。

第125条（申込み）

1. 利用者は、LINE Pay 決済サービスの利用を希望する場合、LINE Pay 規約に同意の上、別途 DGFT または LINE Pay が定める申込書を DGFT に提出しなければならないものとします。
2. DGFT が利用者からの申込みを LINE Pay に連携し、LINE Pay から申込みに対する承諾を得た場合、当該承諾の時点で LINE Pay と利用者との間で LINE Pay 加盟店契約が成立するものとします。
3. DGFT は前項に係る承諾を得た場合、速やかに利用者へ通知するものとします。
4. 利用者は、DGFT の要請に基づき、DGFT および LINE Pay が LINE Pay 加盟店審査を実施するために必要な書類を、第 1 項の申込書とともに DGFT に提出するものとします。
5. 利用者は、DGFT または LINE Pay が LINE Pay 加盟店申請をするためのウェブサイト等を準備した場合、第 1 項記載の申込書の提出に代わり、当該ウェブサイト等を経由した申込みを行うものとします。
6. 利用者は DGFT が求める場合、速やかに次の事項を DGFT が指示する方法により届け出るものとします。但し、DGFT はすでに他の本件決済サービス利用のために情報を得ている場合は、当該情報を用いることができるものとします。
 - (1) 利用者の商号
 - (2) 利用者の代表者氏名
 - (3) 利用者の所在地
 - (4) 利用者の連絡先電話番号
 - (5) 利用者の担当者
 - (6) その他、DGFT または LINE Pay が審査または LINE Pay 決済サービスの継続提供のために必要と判断する事項
7. 利用者は、前項で DGFT に届け出た内容に変更が生じたときは、DGFT 指定の方法により、遅滞なく DGFT に届け出るものとします。

第126条（決済）

1. DGFT は、対象顧客が取扱商品を購入する際、支払方法として LINE Pay 決済サービスを選択した場合に、当該取引にかかる情報のうち、LINE Pay 所定の決済データを LINE Pay のサーバーに引き継ぎ、LINE Pay より決済可否を得た上で、利用者に対し回答を行うものとします。
2. 利用者は、前項により DGFT から決済可能の回答を得た後、取扱商品を対象顧客に提供した場合は、DGFT 所定の方法により、DGFT に対して売上確定情報を提出しなければならないものとします。

第127条（商品代金）

1. LINE Pay 決済サービスを利用した商品代金は、DGFT が LINE Pay から受領し、決済手数料を控除した上で利用者へ支払うものとします。
2. 前項の商品代金について、対象顧客が利用者から取扱商品を購入する際に支払方法として LINE ポイントまたは LINE Pay ボーナスを利用した場合は、1 ポイント=1 円、1 LINE Pay ボーナス=1 円として換算のうえ、LINE Pay が利用者へ支払う精算金が含まれるものとします。なお、LINE Pay は、LINE ポイントに係る精算金について、当該精算金の支払時において利用者が別途 LINE Pay との間で締結した契約に基づき LINE Pay に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を控除してこれを支払うことができるものとします。
3. 利用者は、LINE Pay の利用者に対する商品代金の支払義務は、LINE Pay が DGFT に商品代金の全額を支払った時点で履行されたものと見なされ確定的に消滅することにつき、予め承諾します。

第128条（支払の停止・返還・留保等）

1. 利用者は、LINE Pay が LINE Pay 規約に基づき行う調査について合理的な協力を行うものとし、当該調査が完了するまで当該調査対象となる商品代金について前条第 1 項に基づく支払を DGFT が留保または拒絶できることを承諾します。

2. 対象顧客と利用者との間の取扱商品の取引が次の各号のいずれかに該当する場合、当該取引に係る商品代金相当額（以下本条において「チャージバック金額」といいます。）は、前条に規定するDGFTから利用者への支払の対象とはなりません。DGFTがチャージバック金額を前条第1項に基づいて利用者に支払済みの場合、DGFTは、支払済みのチャージバック金額の返還を求め、または、次回以降に当該利用者に対して支払う金額からチャージバック金額を差し引くことができるものとしてします。
 - (1) 利用者における取引の内容が正当でない、または不実である場合
 - (2) 対象顧客から自己の利用による取引ではない旨の申し入れがDGFTまたは利用者に対して行われた場合
 - (3) 原因となる取引に関する対象顧客と利用者との紛議等が、当該取引を行った日より60日を経過しても解消しなかった場合
 - (4) 利用者における取引がLINE Pay規約（本規約を含みます。以下同じです。）その他法令の規定に違反して行われたものである場合
 - (5) 前項に基づいて行われる調査について、利用者が合理的と認められる協力を行わない場合
 - (6) 対象顧客と利用者との間の取扱商品の取引について、当該取引日から30日以内にLINE Pay所定の方法によって取消または解除が行われた場合
 - (7) 前各号のほか、LINE Payが合理的理由を示して、利用者に対し、支払の停止を通知、または支払済みのチャージバック金額の返還を求めた場合
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、DGFTは、当該事由が解消するまでの間、利用者に対する前条第1項に基づく支払を留保または拒絶できるものとしてします。
 - (1) 対象顧客と利用者との間で紛議等が発生する可能性があるとしてDGFTが合理的に判断した場合
 - (2) 対象顧客と利用者との間の取扱商品の取引について、前2項各号のいずれかに該当する疑いがあるとDGFTが認めた場合
 - (3) 利用者がLINE Pay規約に掲げる解除事由のいずれかに該当する場合

第129条（遵守）

利用者は、LINE Pay 決済サービスを利用する場合には、以下各号を遵守しなければならないものとしてします。

- (1) 対象顧客との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に対象顧客が不利にならないよう取り計らい、利用者またはDGFTが対象顧客に対し責任を取り得ない範囲について、対象顧客が理解できるよう取扱商品の販売ページ等適切な場所に明示すること。
- (2) 対象顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口寄せられた苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。
- (3) DGFTからLINE Pay加盟店契約の遵守状況、ショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うこと。
- (4) 利用者の責めに帰すべき事由により、対象顧客その他の第三者からLINE Pay決済サービスの利用に関して苦情その他の申立てがあった場合には、利用者の責任において解決するものとし、DGFTまたはLINE Payに一切の迷惑をかけること。

第130条（責任）

利用者は、利用契約またはLINE Pay加盟店契約に対する違反によってDGFT、LINE Pay、LINE Pay決済サービスを利用する他のLINE Pay加盟店、または対象顧客に損害を与えた場合には、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含みますが、それに限られません。）を賠償する責任を負うものとしてします。

第7章 au PAY 決済サービス

利用者が第2条第12号⑥に定める au PAY 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第131条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「au PAY 決済サービス」とは、KDDI 所定の方法により、当該サービスを利用する店舗(以下、「取扱店舗」といいます。)の利用客(以下、「顧客」といいます。)が、自らの au PAY プリペイドカードにチャージしている金額(以下、「au PAY 残高」といいます。)の範囲内で利用者が提供する商品又はサービスの対価を支払うことができるサービスをいいます。
- (2) 「KDDI 所定の方法」とは、顧客が au PAY 決済サービス専用のスマートフォン向けアプリケーションまたは KDDI 及び au ペイメント株式会社（以下「auPM」といいます。）が承認したもので、au PAY 決済サービス提供機能を有したアプリ(以下、「本アプリ等」といいます。)を利用して、取扱店舗が表示するバーコード等を読み取る方法(以下、「店舗提示方式」といいます。)又は本アプリ等で顧客が表示するバーコード等を、利用者がその所有又は管理するスマートフォン端末、タブレット端末、POS レジ端末その他の電子機器(以下、「端末機器等」といいます。)を利用して読み取る方法(以下、「顧客提示方式」といいます。)のいずれかの方法をいいます。
- (3) 「バーコード等」とは、KDDI が発行するバーコード等の番号・記号等、又は QR コード若しくはバーコードその他 DGFT 所定の情報等をいいます。
- (4) 「加盟店契約」とは、利用者が au PAY 決済サービスの提供を受けるために、利用者が au PAY 基本規程及び au PAY 加盟店規約に同意の上、利用者と KDDI との間で締結される契約をいいます。
- (5) 「au PAY 基本規程」とは、KDDI が別途定める、au PAY の企画・運営を行う事業者である KDDI（以下、「ブランドオーナー」という場合があります。）の許諾を得た au PAY 事業者が発行する「au PAY」につき、発行、データ管理、決済その他 au PAY に関する業務に携わる事業者間において、各事業者が遵守すべき事項を定めるとともに、au PAY の発行管理に係る業務について円滑に推進し、au PAY の普及を促進することを目的とした規程（URL: <https://form.aupay.wallet.auone.jp/agreement/basic/> なお、当該 URL が変更された場合には変更後の URL を指します。）をいいます。
- (6) 「au PAY」とは、KDDI が保有する決済サービスブランドの名称をいいます。
- (7) 「au PAY 事業者」とは、au PAY サービス提供者、ペイメントサービス事業者、au PAY 加盟店管理事業者、au PAY 包括代理加盟店及びプロセッサの総称をいいます。
- (8) 「au PAY 加盟店規約」とは、KDDI が別途定める、KDDI と加盟店との au PAY 決済サービスの利用等に関する事項を定める規約（URL: <https://form.aupay.wallet.auone.jp/agreement/store/> なお、当該 URL が変更された場合には変更後の URL を指します。）をいいます。

第132条（包括代理権の授与）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) KDDI との加盟店契約及びこれに付随する合意の締結並びにこれらに関する解除又は終了の意思表示（KDDI の意思表示を利用者に代わって受領することを含みます。）
 - (2) KDDI への加盟店契約の申込及び加盟店契約に関する届出、通知、書類の提出、協議その他一切の連絡事項の取次ぎ（利用者の申込及び加盟店契約に関して、KDDI が利用者に通知、連絡又は指示等する事項を利用者に代わって受領することを含みます。）
 - (3) au PAY 決済サービスによる売上についての KDDI への決済情報の送信、KDDI との確認
 - (4) au PAY 決済サービスによる売上金の KDDI への請求及び受領に関する事務
 - (5) au PAY 決済サービスの手数料をはじめとする KDDI に支払うべき金銭の支払条件の合意
 - (6) au PAY 決済サービスに関する KDDI への金銭の支払い、金銭の精算
 - (7) 前号の支払いの代行及び精算後の金銭の回収
 - (8) その他 DGFT が KDDI と個別に合意した事項

2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した包括代理権の全部又は一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、KDDI は、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としての KDDI の行為を行うことができるものとします。

第133条（加盟店契約）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用を希望する場合は、本章の内容、au PAY 基本規程及び au PAY 加盟店規約に承諾した上で、DGFT 所定の方法により、DGFT を通じて KDDI に対して加盟店契約の申込みを行うものとします。
2. KDDI は、本条第 1 項に基づき au PAY 決済サービスの利用の申込みをした利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申込みを拒否することができます。
 - (1) 申込書の内容に虚偽若しくは不備があるとき、又はその虞があるとき
 - (2) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反している、又はその虞があるとき
 - (3) 監督官庁から営業許可の取消若しくは停止処分その他類似の処分を受けているとき
 - (4) 営業又は提供している商品若しくはサービスが公序良俗に反すると KDDI が判断したとき
 - (5) KDDI の業務遂行に重大な支障を及ぼすとき、又はその虞があるとき
 - (6) au PAY 決済サービスの提供が運用上又は技術上の理由から困難であると KDDI が判断したとき
 - (7) その他 KDDI が利用者として不相当であると判断したとき
3. au PAY 加盟店規約において本章の規定と矛盾・抵触する定めがある場合、本章の定めが優先されるものとし、本章に定めのない事項に限り、au PAY 決済サービスについては、au PAY 加盟店規約が適用されるものとします。
4. 利用者は、取扱店舗について、予め KDDI に書面等にて通知のうえ、KDDI から承認を得なければならないものとします。
5. 利用者は、前項の承認を得ていない店舗において、au PAY 決済サービスを顧客に提供してはならないものとします。
6. 利用者は、au PAY 決済サービスの普及率向上のための施策その他協力を行うものとします。
7. 利用者は、乙が、au PAY 決済サービスのために必要な場合に限り、第 30 条（秘密保持）の規定にかかわらず、利用者の秘密情報を KDDI および auPM に対し開示することができる旨につき、予め承諾するものとします。

第134条（au PAY 決済サービスの顧客への提供）

1. 利用者は、自己の名と責任において、KDDI と協働して継続的かつ安定的に au PAY 決済サービスを顧客に提供するものとします。
2. 利用者は、au PAY 決済サービスを顧客に提供するために必要な端末機器等を自己の費用と責任で準備、維持するものとし、KDDI が au PAY 決済サービスの利用条件を変更した場合も同様とします。

第135条（利用者における掲示等）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの利用が可能な旨を顧客に対して示すため、取扱店舗の見やすい位置に、KDDI の商標又は KDDI 所定の加盟店マーク若しくはその他 KDDI が指定するロゴ等（以下、「au PAY 決済サービスロゴ」といいます。）を掲示するものとします。
2. 利用者は、店舗提示方式で使用するバーコード等につき、次の第 1 号の際に同号に定める確認及び掲示を行わなければならないとともに、KDDI の承認を得ていない取扱店舗において掲示されることがないように善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、利用者は、au PAY 決済サービスによる決済時、顧客の本アプリ等の決済完了画面において自己の店舗名が表示されているかを確認するものとし、もし自己の店舗名でない店舗名が表示されていることを認識した場合には、直ちに KDDI にその旨連絡するものとします。
 - (1) バーコード等の発行を受けた際

バーコード等付近に記載された ID が、当該加盟店の加盟店 ID と一致していることを確認した上で、当該確認を行ったバーコード等を、当該加盟店の取扱店舗に掲示すること。

3. 第 1 項に基づく au PAY 決済サービスロゴの掲示及び前項に基づくバーコード等の掲示にあたっては、利用者は、KDDI の提示する規定又は指示に従わなければなりません。

第136条（第三者への委託）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの顧客への提供に関する業務を、事前に KDDI の書面による承諾を得ない限り、第三者に委任、委託又は代理等(以下、「業務委託等」といいます。)させることができないものとします。
2. 前項に基づき、KDDI の事前承諾を得て利用者が第三者に業務委託等を行った場合は、利用者は、当該業務委託等先をして、加盟店契約において利用者が負う義務と同等の義務を課すものとします。また、当該業務委託等先が KDDI、DGFT 又は第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、当該業務委託等先と連帯して KDDI、DGFT 又は第三者に対して損害を賠償するものとします。
3. 第 1 項に基づき KDDI が利用者による第三者への業務委託等を承諾した場合においても、KDDI が当該業務委託等先について利用者との協議のうえ適当でないと合理的に判断し、当該業務委託等の中止を求めた場合は、利用者は、KDDI の要求から合理的期間内に当該業務委託等を中止するものとします。
4. KDDI は、au PAY 決済サービスに関して行う業務の全部又は一部を、利用者の承諾なくして第三者に業務委託等を行うことができるものとします。

第137条（au PAY 決済サービスにおける取引）

1. au PAY 決済サービスを通じた利用者及び顧客間の商品又はサービスの購入又は利用(以下、「取引」といいます。)に関する支払いは、KDDI 所定の方法によって、au PAY 決済サービスによる取引を遂行するものとし、当該顧客の au PAY 残高の取引相当額の金額の減算が確認できた場合に当該取引に関する支払いは完了するものとします。
2. 前項に基づき、au PAY 決済サービスを通じて顧客による支払いが確認された場合は、当該取引に関して、当該顧客による利用者に対する支払いは完了したものとみなされ、利用者が別途当該顧客に対して支払いを求めることはできないものとします。
3. 利用者は、顧客に対して販売した商品又はサービスの売上傳票若しくはデータ又はその他の証憑を、当該顧客と取引のあった日から最低 7 年間、適切に保存するものとし、KDDI から要請があったときはそれらの証憑を遅滞なく KDDI に提出するものとします。
4. 利用者は、au PAY 決済サービスの顧客への提供に関し、顧客に対して最高又は最低限度額を定める場合は、事前に KDDI と協議の上、KDDI の書面による承諾を得なければなりません。

第138条（ID）

1. KDDI は、au PAY 決済サービスの利用に関し、利用者に対して所定の ID(以下、「ID」といいます。)を付与します。
2. 利用者は、ID を第 22 条（調査）の秘密情報等として、第 1 章の規定に従って取り扱うものとします。

第139条（au PAY 決済サービスによる支払いの拒否及び差別待遇の禁止）

1. 利用者は、顧客に対し、正当な理由なく、au PAY 決済サービスによる支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード払い等その他の支払い手段の使用を要求すること、又は、名目の如何を問わず、利用者が負担すべき手数料の顧客への転嫁等、au PAY 決済サービスによる支払いを行おうとする顧客に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。
2. 利用者は、KDDI から依頼があったときは、au PAY 決済サービスを通じた顧客の利用者への支払い状況等の調査に直ちに協力するものとします。

第140条（取扱い禁止商品等）

1. 利用者は、以下のいずれかに該当する商品又はサービスを取り扱ってはならないものとします。
 - (1) 事実誤認を生じさせ、又はその虞のあるもの
 - (2) 通常人の射幸心を煽るもの、又はその虞のあるもの

- (3) 賭博を行い、又はその虞のあるもの
 - (4) 富くじの売買などを肯定若しくは助長し、又はその虞のあるもの
 - (5) 青少年の性的感情を著しく刺激するなど、その健全な育成を阻害し、又はその虞があるもの
 - (6) わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの、又はその虞のあるもの
 - (7) 無限連鎖講若しくはマルチ商法を行うもの、又はその虞のあるもの
 - (8) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定若しくは助長するもの、又はその虞のあるもの
 - (9) 犯罪的行為を助長するなど、社会的に有害であり、又はその虞のあるもの
 - (10) 特定の個人、団体を誹謗中傷し、又はその虞のあるもの
 - (11) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの、又はその虞のあるもの
 - (12) KDDI 若しくは第三者の財産、プライバシー等の権利を侵害し、又はその虞のあるもの
 - (13) KDDI 若しくは第三者の知的財産権を侵害し、又はその虞のあるもの
 - (14) 回数券、定期券、商品券、印紙、切手、金券類等の換金性が高いもの、又は換金の虞が高いと KDDI が判断するもの
 - (15) 商品等の引渡し若しくは役務提供を複数回に渡り又は継続的に行う取引に該当するもの(特定商取引法に定義される「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られません。)、又はその虞のあるもの
 - (16) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等の定めに違反するもの、又はその虞のあるもの
 - (17) 取引に必要な許認可を得ていないもの、又はその虞のあるもの
 - (18) 公序良俗に反し、又はその虞があるもの社会風俗に重大な悪影響を与えるもの、又はその虞のあるもの
 - (19) その他 KDDI が不相当と判断したもの
2. 利用者は、KDDI から、取り扱う商品又はサービスについて報告を求められた場合は、直ちにこれに応じるものとし、また、KDDI が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、KDDI からの指示に従い、直ちに当該商品又はサービスの取扱いを中止するものとし、

第141条（顧客との紛議等）

- 1. 利用者は、取引に関する一切の責任及び費用を負担するものとし、顧客からの苦情、相談を受けた場合や、顧客との間において紛議が生じた場合は、自己の責任及び費用において直ちにその解決にあたるものとし、
- 2. KDDI が利用者による au PAY 決済サービスに関する顧客からの苦情その他の問合せ等に関して調査を要すると判断した場合は、KDDI は利用者に対して調査を実施又は要請することができ、利用者は直ちにその調査に協力しなければならないものとし、

第142条（支払い処理の取消し）

- 1. KDDI は、取引について、次の各号に定める事由が生じた場合、当該取引に関する当該顧客の au PAY 残高の減算処理を取消し、また、KDDI 及び DGFT は、当該取引に基づく利用者への売上金の支払いを拒否することができるものとし、
 - (1) 売上票が正当なものでないとき、又はその虞のあるとき
 - (2) 売上票の記載内容に不実不備があるとき、又はその虞のあるとき
 - (3) au PAY 決済サービスの不正利用又は au PAY 決済サービスを通じた不正取引が行われたとき、又はその虞のあるとき
 - (4) その他利用者が加盟店契約に違反したとき、又はその虞のあるとき
- 2. 利用者は、前項に基づく顧客への返金処理は KDDI を通じて行うものとし、如何なる場合であっても、顧客に対して、直接返金をしてはならないものとし、
- 3. 前項の返金処理に関する利用者及び KDDI との精算は、次条第 1 項に定める KDDI の利用者に対する支払いと相殺処理されるものとし、

第143条（売上金の払込み）

1. KDDI は、au PAY 決済サービスを通じて利用者に対する支払いが完了した取引の売上金額を、別途定める期間で集計した総額から、第 142 条（支払い処理の取消し）に基づき顧客へ返金処理した金額を差し引いた残金から、決済手数料の金額その他 au PAY 決済サービスに係る費用等の精算金（当該精算金の支払時において利用者が KDDI に対して負担する弁済期の到来したポイント料金、広告費その他一切の費用を含みます。）を差し引いた残金（以下、「売上金」といいます。）を、DGFT を通じて利用者に支払うものとします。但し、売上金が 1 万円未満の場合は、次回支払い時に繰り越しするものとします。なお、売上金の支払いの際の振込手数料は、DGFT が負担するものとします。
2. 利用者は、KDDI の利用者に対する売上金の支払義務は、KDDI が DGFT に売上金の全額を支払った時点で履行されたものとみなされ確定的に消滅することにつき、予め承諾するものとします。
3. 本条第 1 項にもかかわらず、KDDI 及び DGFT は、利用者が加盟店契約に違反する場合は、利用者に対し、本条に定める売上金の支払義務を負わないものとします。
4. KDDI 及び DGFT は、利用者に対して売上金を支払う前に、次の各号の場合のいずれかに該当した場合、KDDI 所定の調査が完了するまでの間、当該利用者に対して売上金の支払いを留保することができるものとします。この場合、当該留保期間中に当該売上金に対して、遅延損害金は生じないものとします。
 - (1) 当該売上金に係る取引につき、前条第 1 項各号のいずれかに定める事由が生じたとき。
 - (2) 利用者が KDDI に対する債務の一部でも履行を遅延しているとき。
 - (3) 当該利用者のバーコード等が他の利用者の取引において使用されたことを理由として、当該売上金に係る請求が当該他の利用者からなされたとき。
5. KDDI が、利用者に対して DGFT を通じて売上金を支払った後に、前項第 1 号若しくは第 2 号の場合又は次の号の場合のいずれかに該当することが判明した場合、KDDI は利用者に対して、KDDI 指定の方法により、直ちに売上金を返還するよう求めることができるものとします。なお、利用者が当該売上金の返還に応じない場合、KDDI は、その後に支払期日を迎える利用者の売上金から当該利用者が KDDI に返還すべき金額を控除することができ、また、DGFT は当該控除がなされた金額を利用者に対し支払えば足りるものとします。
 - (1) 前項第 3 号の場合で、当該売上金が同号の他の利用者の取引によって生じたものであると認められるとき。
6. 利用者が本規約に基づく届出を怠ったことにより、KDDI が DGFT を通じて利用者に対して本条に定める売上金の支払いが行えない場合において、KDDI 又は DGFT が利用者に対して相当の期間を定めて届出を行うよう催告したにもかかわらず、当該催告が不着の場合又は届出が行われなまま当該催告の日から起算して 1 年が経過した場合は、KDDI 及び DGFT は利用者に対する売上金の支払義務を免れるものとします。

第144条（相殺）

KDDI は、利用者に対して金銭債務を負っているとき、加盟店契約に基づき利用者が負っている金銭債務と、弁済期の如何にかかわらず、何時でも、書面で通知することにより、対当額にて相殺することができるものとします。

第145条（1 円未満の端数の取扱い）

加盟店契約に基づく金額の計算において、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

第146条（本ブランドの利用許諾等）

1. KDDI は、利用者が au PAY 決済サービスを顧客に提供するために必要な範囲内において、本ブランドを利用することを許諾するものとします。
2. 利用者は、加盟店契約が終了したとき、直ちに本ブランドの利用を中止しなければならないものとします。

第147条（禁止行為）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスを顧客に提供するにあたり、端末機器等の改良、複製、改変又は解析等を行ってはならず、また、これに加担してはならないものとします。

2. 利用者は、KDDI から提供されたアプリケーションその他のプログラム及びシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバース・エンジニアリング等の行為をしてはならないものとします。
3. 利用者は、au PAY 決済サービスを利用して架空取引及び au PAY 残高の現金化並びに顧客が本サービスを通じてこれらの行為をすることを幫助してはならないものとします。
4. 利用者は、加盟店契約上の地位又は加盟店契約に基づいて発生した一切の権利及び義務を、事前に KDDI の書面による承諾を得ない限り、第三者に譲渡することはできないものとします。

第148条（不正取引の抑止）

利用者は、KDDI から取引を停止すべき旨の情報が送信されたときは、直ちに自らの端末機器にその旨を記録し、当該取引を行ってはならないものとします。

第149条（報告・検査等）

1. KDDI は、利用者の求めに応じ、KDDI の業務の処理状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、ブランドオーナーの指定する資料を提出しなければならないものとします。
2. KDDI は、利用者に対し、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等について、自ら又はその指定する者により相当の方法によって必要な検査を行うことができるものとします。
3. 利用者は、KDDI の求めに応じ、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、KDDI の指定する資料を提出しなければならないものとします。
4. 前二項に基づく報告等の結果、KDDI が必要と認めた場合は、KDDI は、利用者に対し、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等に関する指示を行うことができ、利用者は、これに従わなければならないものとします。
5. 利用者は、利用者の au PAY 決済サービスの利用状況等に関し、KDDI の監査担当部署又は監督官庁、税務署等の官公署等から検査・監督上の要求を受けた場合は協力するものとします。

第150条（契約終了後の処理）

1. 利用者は、加盟店契約が終了したときは、au PAY 決済サービスの顧客への提供を直ちに中止しなければならないものとします。
2. 加盟店契約終了前に、加盟店契約に基づき、KDDI 及び利用者間並びに DGFT 及び利用者間で生じ、かつ、加盟店契約終了時に存続する債権及び債務は、加盟店契約終了後も存続するものとします。

第151条（セキュリティ保持義務）

1. 利用者は、au PAY 決済サービスの顧客への提供にあたって、顧客の情報を含む一切の情報を、インターネットを介して KDDI、DGFT 又は第三者に伝達する場合は、暗号化する等、商業上合理的な安全化措置を講じるものとし、事前に KDDI の書面による承諾を得るものとします。
2. 利用者は、au PAY 決済サービスの顧客への提供にあたって、顧客の情報を含む一切の情報を第三者に閲覧、改ざん、ハッキング等されないための商業上合理的な安全化措置を講じるものとし、事前に KDDI の書面による承諾を得るものとします。

第152条（資料等の貸与）

1. KDDI は、利用者に対し、利用者が au PAY 決済サービスを顧客へ提供するために KDDI が必要と認める資料、情報(以下、総称して「業務資料等」といいます。)を貸与又は提供するものとします。
2. 利用者は、前項の規定により KDDI から業務資料等の貸与又は提供を受けた場合は、直ちに預り証又は受領書を KDDI に提出するものとします。
3. 利用者は、業務資料等を第 22 条（調査）の秘密情報等として、第 1 章の規定に従って取り扱うものとします。

第153条（KDDI 及び DGFT の責任）

1. KDDI 及び DGFT は、以下の事項について、利用者に対し、何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 天災地変、停電その他不可抗力による au PAY 決済サービスに関するシステムの停止に関する事項

(2) 利用者又は顧客の行為、属性、信用その他これらの者に関する一切の事項

2. KDDI 及び DGFT が au PAY 決済サービスに関して利用者に対して責任を負う場合であっても、その上限額は利用者が DGFT を通じて KDDI に支払った KDDI 所定の手数料の合計金額を超えないものとします。

第154条 (利用者の責任)

利用者は、自らの業務に関し、自らの責めに帰すべき事由により KDDI、DGFT 又は第三者に損害等を生じさせた場合は、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

第8章メルペイ決済サービス

利用者が第2条第12号⑦に定めるメルペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第155条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「メルペイ決済サービス」とは、メルペイが DGFT を通じて提供する、第2号に定める加盟店と第4号に定める顧客との間の取引の代金を、当該顧客がメルペイにあらかじめ登録した情報または都度入力する情報を用いて決済を行うサービス（その他メルペイの提供するサービスおよび機能も含まれます。）をいいます。
- (2) 「加盟店」とは、メルペイ所定の規約に同意の上、メルペイ決済サービスの利用を申し込み、メルペイがこれを承諾した者であって、商品等の販売または提供を行い、当該販売に係る代金の決済にメルペイ決済サービスを利用する者をいいます。
- (3) 「商品等」とは、加盟店が販売する商品もしくは権利または提供する役務をいいます。
- (4) 「顧客」とは、メルペイ所定の規約に同意し、メルペイより、商品等の取引に係る代金の決済にメルペイ決済サービスを利用することを認められた者をいいます。
- (5) 「取引代金」とは、加盟店と顧客との商品等の取引に係る決済代金額（消費税、送料等を含みます。）をいいます。
- (6) 「加盟店契約」とは、メルペイ決済サービスの利用に関し、メルペイが定める契約条件に基づきメルペイと加盟店の間で締結する契約をいいます。
- (7) 「ガイド」とは、ガイドラインその他のメルペイ決済サービスに関してメルペイが定めるルールをいいます。

第156条（包括代理権の授権）

1. 利用者は、メルペイ決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFT が利用者を包括的に代理する権限を授権することに同意するものとします。
 - (1) 加盟店規約（外部加盟店用）（以下、「加盟店規約」といいます。）を内容とする加盟店契約の締結および終了に関する一切の行為
 - (2) 加盟店が、加盟店規約に基づき加盟店としてメルペイに対して行う行為およびこれに付随する一切の行為
 - (3) 加盟店に関する届出
 - (4) 加盟店における取引代金の収納に関する業務
 - (5) その他、DGFT および加盟店が合意し、メルペイが承認した業務
2. 加盟店は、メルペイ決済サービスの利用に係る DGFT との契約（以下、「本契約」といいます。）の有効期間中、DGFT の書面による事前の同意なく、加盟店が DGFT に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、メルペイ、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのメルペイの行為を行うことができるものとします。

第157条（加盟店の申請・承認）

1. 利用者は、メルペイ決済サービスの利用を希望するときは、以下の各号の加盟店規約等（以下、「加盟店規約等」といいます。）の内容に同意した上で、メルペイ所定の加盟店申込書およびメルペイが請求する資料を DGFT を通じメルペイに提出して新規加盟を申請することができるものとします。
 - (1) 加盟店規約ならびにこれに付帯する各種特約およびメルペイ加盟店運用ガイドライン (<https://www.merpay.com/merchant/terms/>)
 - (2) プライバシーポリシー (<https://www.mercari.com/jp/privacy/>)
 - (3) ロゴ利用規約 (https://jp.merpay.com/tos_service_logo/)
 - (4) 前各号に定めるほか、加盟店が遵守するものとしてメルペイが定めた規約、ガイドその他のル

ール

2. 前項の申請につき、メルペイの加盟店審査に合格した加盟希望者については、メルペイは、メルペイが定めた基準に則して適当と認める加盟希望者についてのみ、新規加盟を承認するものとし、この場合、当該加盟店は、本契約および加盟店契約に基づき、メルペイ決済サービスを決済手段として取り扱うことができるものとします。この場合、DGFT を加盟店の代理人として、メルペイと当該加盟店との間で加盟店規約を内容とする加盟店契約が成立するものとします。なお、メルペイが加盟希望者を加盟店として不適当と認めた場合には、メルペイは、当該加盟希望者を承認しないことができるものとし、DGFT を通じて当該加盟希望者に対し不承認の旨を通知するものとします。
3. 利用者が DGFT またはメルペイに対し自己に関する情報を提供する場合に、当該情報に個人情報が含まれるときには、利用者は、当該個人情報を適法に取得し、当該個人情報に係る本人から、DGFT およびメルペイに対し当該個人情報を第三者提供することについての同意を適切に取得するものとします。
4. 利用者が加盟店となった後に、メルペイ決済サービスを利用するショップを追加する際には、予め DGFT および DGFT を通じてメルペイに対し、メルペイ所定の事項を届け出るとともに、DGFT およびメルペイの承認を得るものとします。

第158条（加盟店規約等の遵守）

1. 加盟店は、本規約に加え、加盟店規約等を遵守（プライバシーポリシーについては同意することです足りません。以下本項において同じ。）し、加盟店規約等に定める加盟店の義務および責任を履行する義務を負うものとします。
2. DGFT およびメルペイは、加盟店に対して、加盟店規約等の遵守状況、運営状況、実態等について適宜報告を求めることができるものとします。この場合、加盟店は、直ちに DGFT およびメルペイに対して報告を行わなければならないものとします。
3. 利用者は、本規約または加盟店規約等に違反したことにより DGFT またはメルペイに損害が生じた場合には、DGFT またはメルペイに対し、当該損害を賠償する責任を負うものとします。また、利用者は、本規約または加盟店規約等に基づく取引に関連して利用者の責めに帰すべき事由により DGFT またはメルペイに損害を与えた場合には、DGFT またはメルペイが被った損害を賠償する責任を負うものとします。
4. 加盟店は、メルペイ決済サービス等に関連して顧客または第三者との間で発生したトラブル（メルペイ決済サービス等を将来利用するという前提のもとで起こったトラブルを含みます。）に関して、加盟店の費用及び責任で解決するものとし、DGFT およびメルペイは責任を負わないものとします。当該トラブルが生じた際には、加盟店の責任により解決するものとし、当該トラブルにより DGFT またはメルペイが損害を被った場合は、加盟店が当該損害を賠償するものとします。但し、当該トラブルが DGFT またはメルペイの故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。
5. ユーザーと加盟店、又は加盟店と第三者との間で、メルペイ決済サービス等に関連して、裁判、クレーム、請求等の何らかの紛争が生じた場合、加盟店は自己の費用及び責任で解決するものとし、DGFT およびメルペイは、当該紛争に関与しないものとします。加盟店は、当該紛争により DGFT またはメルペイが損害を被った場合は、当該損害を賠償するものとします。但し、当該紛争がメルペイ又は DGFT の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。

第159条（精算等）

1. メルペイは、加盟店規約に基づき加盟店に対して支払義務を負う代金決済額、商品等代金等一切の金銭から所定の手数料等を差し引いた金額の金員（以下、「サービス代金」といいます。）の支払については、加盟店を代理する DGFT に対して行うものとします。メルペイの加盟店に対するサービス代金の支払義務は、メルペイが DGFT に対して支払いを行った時点で確定的に消滅するものとし、加盟店は、当該消滅について承諾するものとします。
2. DGFT は、前項に基づきメルペイから支払われた金員から、決済手数料等を差し引いた金額の金員を、自らの責任で加盟店に支払うものとします。
3. 加盟店規約の定めにかかわらず、顧客がメルペイに対してサービス代金にかかる支払留保・拒絶、支払済み金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合の取扱いについては、DGFT およびメルペイ間において別途協議のうえ解決するものとします。
4. 前項の協議の結果、DGFT からメルペイに対しサービス代金の返還がなされる場合は、メルペイの

DGFT に対する振込金から差引充当すること、および当該金額に不足が生じる場合は、次回以降の振込金から差引充当することを加盟店は承諾するものとします。

5. 別段の合意のない限り、加盟店は、メルペイが DGFT を通じて提供する取引代金の金額の明細を確認し、当該明細の内容に疑義がある場合は、当該明細を受領してから 5 営業日以内に、DGFT を通じてメルペイに申し出るものとします。加盟店から当該申し出がなかった場合、メルペイは、メルペイが作成した取引代金の金額の明細の内容を正しいものとして取り扱います。

第160条（加盟店の管理・報告等）

1. DGFT は、加盟店が加盟店規約に関する業務を適切に行うよう指導、監督するものとし、加盟店はこれに従うものとします。
2. DGFT は、メルペイからの要請があった場合または自ら必要と判断した場合には、加盟店に対し、本契約に関する業務について、報告または資料の提出を求めるなど、調査するものとします。
3. 前項の調査の結果、DGFT は、メルペイ若しくは自らが、加盟店の業務を不適切と判断した場合、当該加盟店に対し、改善措置を講じさせるものとします。

第161条（解除等）

1. 加盟店が加盟店規約に定める停止または解除事由のいずれかに該当した場合で、メルペイが DGFT に対し、当該加盟店によるメルペイ決済サービスの取扱いを停止または終了する旨通知したときには、DGFT は、これを当該加盟店に通知するとともに、当該加盟店をしてメルペイ決済サービスの取扱いを直ちに停止または終了させるものとします。
2. 前項に基づく契約の解除は、DGFT およびメルペイの加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
3. 本条に定めるメルペイ決済サービスの取扱いの停止または解除により、加盟店に損害、損失または費用が生じた場合であっても、DGFT およびメルペイは責任を負わないものとします。
4. DGFT およびメルペイは、火災、停電、天災地変等の不可抗力、ネットワークおよびシステムの障害等によりメルペイ決済サービスの提供が中断ないし停止したとしても、当該中断・停止により加盟店に発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。

第162条（ロゴ等の掲載）

加盟店は、メルペイのアプリ、ウェブサイト等の媒体（以下、「メルペイ媒体」といいます。）に、加盟店の名称またはロゴ等を掲載することに同意するものとします。なお、掲載方法・掲載時期および期間等についてはメルペイの裁量によるものとします。但し、加盟店が同意を拒否した場合、DGFT は速やかに当該旨をメルペイに伝達するものとし、この場合、メルペイは、当該加盟店の名称またはロゴ等をメルペイ媒体に掲載せず、または、すでに掲載済みであった場合は速やかにこれを中止するものとします。

第163条（売上データの提出）

加盟店は、メルペイ決済サービスを行った場合において、加盟店規約に基づき売上データの提出が求められるときは、メルペイの指示に従い、DGFT を通じてメルペイに対して当該決済に係る売上データを提出するものとします。但し、メルペイが承認する方法により、メルペイ決済サービスによる決済の処理と同時に自動的に売上データの処理が行われる場合は、この限りではありません。なお、加盟店は、メルペイが別途売上票等の提出を求めたときは、速やかに DGFT を通じて提出するものとします。

第164条（非保証および免責）

1. DGFT およびメルペイは、メルペイ決済サービス等の内容、品質及び水準が加盟店の求めるものを満たすことや、メルペイ決済サービス等の利用に伴う結果等について保証するものではありません。
2. DGFT 及びメルペイは、ユーザー、加盟店等に対して、適宜、情報提供を行うことがありますが、それらの情報の正確性や有用性、効果に対して保証するものではありません。
3. DGFT 及びメルペイは、メルペイ決済サービス等に関連するコンテンツの中に、コンピュータウィルス等有害なものが含まれていないことについて保証するものではありません。

第165条（加盟店規約等の変更）

1. メルペイは、加盟店規約を変更しようとする場合には、変更期日の 1 ヶ月前までに変更内容を書面

により DGFT に通知するよう最大限努力するものとし、当該変更内容を加盟店規約等に反映して加盟店に対して周知した後で、加盟店がメルペイ決済サービスを取り扱った場合には、加盟店は当該加盟店規約の変更の同意をしたものとみなす。なお、上記に関わらず、以下の規約等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) ロゴ利用規約：加盟店がメルカリのロゴ等を利用する際、加盟店は都度ロゴ利用規約を確認のうえ利用するものとし、当該内容が変更される場合であっても DGFT に通知することを要さない。
- (2) ガイド：加盟店の権利義務に係る修正または追加が発生した場合、メルカリは DGFT に対する可及的速やかな事前通知について最大限努力するものとし、加盟店が当該変更内容の周知を受けた後でメルペイ決済サービスを取り扱った場合には、加盟店は当該変更の同意をしたものとみなす。

2. DGFT およびメルペイは、前項の加盟店規約等の変更により加盟店に生じたすべての損害について、DGFT またはメルペイに故意又は過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。なお、本加盟店規約の変更の同意しない加盟店は、メルペイ決済サービス等の利用を停止するものとします。

第9章楽天ペイ決済サービス

利用者が第2条第12号⑧に定める楽天ペイ決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第164条（用語の定義）

本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「楽天ペイ決済サービス」とは、「楽天ペイ」アプリを用いて、加盟店の実店舗において商品、役務またはサービスの対価としての代金の支払を行うことができる、楽天ペイメントが加盟店および顧客に対し提供する決済サービスといたします。
- (2) 「顧客」とは、「楽天ペイ」アプリを用いて決済を行う一般のユーザーをいいます。
- (3) 「加盟店」とは、DGFTが第166条（加盟店契約の申込等）第2項に基づき審査し、DGFTが代理人として楽天ペイメントと加盟店契約を締結することにより、楽天ペイ決済サービスの取扱いを認められた利用者をいいます。
- (4) 「加盟店契約」とは、第166条（加盟店契約の申込等）に基づき、新規に楽天ペイメントの加盟店になることを希望する利用者が、DGFTを代理人として楽天ペイメントとの間で締結する契約をいいます。
- (5) 「加盟店規約」とは、楽天ペイ加盟店契約を締結した楽天ペイメントおよび利用者との間で適用されるものと定められている「楽天ペイ（実店舗決済）アプリ決済加盟店規約」（当該規約に付帯する特約等を含む。）（<https://pay.rakuten.co.jp/business/policy/b-policy/>）をいいます。
- (6) 「対象サービス」とは、加盟店が販売または提供する取扱商品のうち、楽天ペイメントが楽天ペイ決済サービスの利用対象サービスとして認めたものをいいます。
- (7) 「対象取引」とは、対象サービスに関する取引のうち、顧客が加盟店との間で楽天ペイ決済サービスにより支払いを行うものをいいます。
- (8) 「加盟店手数料等」とは、楽天ペイ加盟店契約に基づき、立替払い、ポイント充当または楽天キャッシュ（以下「立替払等」といいます。）の支払が取り消された場合において、加盟店が楽天ペイメントに返還すべき対象取引代金相当額、並びに加盟店が楽天ペイメントに対して支払うべき加盟店手数料をいいます。
- (9) 「加盟店端末」とは、加盟店などが楽天ペイ決済システムを利用するために使用する楽天ペイメントが認めるスマートフォン端末、POS端末その他の端末をいいます。
- (10) 「クレジットカード会社等」とは、楽天ペイメントが「楽天ペイ」について所定の契約を締結するクレジットカード会社その他の者またはその提携先をいいます。

第165条（包括代理権の授権）

1. 利用者は、楽天ペイ決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFTが利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) 楽天ペイメントと利用者との間の加盟店契約を締結する行為およびこれに付随する一切の行為（加盟店契約の締結に伴う書類その他の情報の楽天ペイメントへの提出も含む。）
 - (2) 利用者として楽天ペイメントとの間の届出、通知その他一切の連絡事項の取次ぎ
 - (3) 楽天ペイメントの利用者に対する解除の意思表示および自動更新の拒絶の意思表示その他の契約の終了に関する意思表示の受領（加盟店に対する改善指導の連絡の受領も含む。）
 - (4) 加盟店契約に基づく楽天ペイメントの利用者に対する相殺の意思表示の受領
 - (5) 対象取引代金相当額の収納
 - (6) その他 DGFT と利用者が合意し、楽天ペイメントが承認した事項
2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、楽天ペイメントは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としての楽天ペイメントの行為を行うことができるものとします。

第166条（加盟店契約の申込等）

1. 利用者は、楽天ペイ決済サービスの利用を希望する場合、楽天ペイ加盟店規約に同意の上、別途 DGFT または楽天ペイメントが定める申込書を DGFT に提出しなければならないものとします。なお、申込みにあたり、利用者は、DGFT に対して以下の各号に掲げる情報を提出するものとします。また、利用者は、DGFT に提出した当該情報が真実、正確かつ十分であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等（法人の場合は、法人の商号、所在地、代表電話番号のほか、代表者の氏名、生年月日、性別、自宅住所および自宅電話番号、ならびに管理者の氏名および所属部署等）の情報
 - (2) 取扱商材（許認可が必要な業種については、当該許認可の番号等、許認可の取得を示す事項）
 - (3) 販売方式（対面販売、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売の別）
 - (4) 取扱店舗の名称、所在地および電話番号
 - (5) 振込口座の情報（ただし、利用者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座に限る。）
 - (6) DGFT または楽天ペイメントが指定する本人確認書類の写し
 - (7) その他加盟店審査のために必要なものとして DGFT または楽天ペイメントが別途定める情報または資料
2. DGFT は、前項に基づき申込みを受けた場合、所定の基準に基づき加盟店審査を行った上で、問題ないと合理的に判断できた場合、利用者を代理して楽天ペイメントに対して加盟店契約の締結を申し込むものとします。
3. 楽天ペイメントは、前項に基づき申込みを受けた場合、楽天ペイ決済サービスの利用を希望する利用者（以下、本章において「新規加盟店希望者」といいます。）による楽天ペイの取扱いを認めるか否かの決定を行うものとします。
4. 楽天ペイメントは、前項に定める新規加盟店希望者による楽天ペイ決済サービスの取扱いを認めることを決定した場合は、DGFT に対し、当該新規加盟店希望者に係る加盟店契約を締結する旨の承諾を通知するものとします。新規加盟店希望者に対する当該承諾の発信をもって、楽天ペイメントと新規加盟店希望者との間で加盟店契約が成立し、DGFT はその旨を新規加盟店希望者に伝達するものとします。
5. 加盟店は、加盟店契約の成立後、本条第 1 項各号に掲げる情報に変更があった場合には、DGFT に対して遅滞なく届け出るものとします。DGFT は、当該変更後の情報に基づき、本条第 2 項に準じて加盟店審査を行うものとし、加盟店として不適切と判断したときは、その旨を楽天ペイメントに対して通知するものとします。

第167条（加盟店調査、管理等）

1. DGFT は、顧客から加盟店に対する苦情を受け付けた場合その他 DGFT が必要と判断した場合には、加盟店に対して、法令および契約遵守状況その他加盟店として適切か否かの調査を行うものとします。
2. DGFT は、前項の調査の結果、加盟店が不適切であると判断した場合には、速やかにその旨を楽天ペイメントに通知するとともに、当該加盟店に対して是正を求めるものとします。
3. DGFT は、加盟店による加盟店契約上の義務の不履行または違反が生じたことを知った場合には、乙に対しその旨報告の上、当該加盟店に対し、改善するよう指導を行うものとします。
4. DGFT は、加盟店が次のいずれかに該当すると判断した場合、加盟店に対し、指導その他必要な対応を求めることができるものとし、加盟店はこれを予め了承するものとします。
 - (1) 加盟店または加盟店の従業員等の故意または過失により、DGFT または楽天ペイメントが損害を被った場合
 - (2) 加盟店規約に基づく加盟店の義務に違反した場合、その他加盟店規約に違反した場合
 - (3) 楽天ペイメントとの間の他の契約に加盟店が違反した場合
 - (4) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (5) 顧客からの苦情等により、加盟店として適当でないと DGFT または楽天ペイメントが判断した場合
 - (6) 加盟店の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反すると DGFT または

楽天ペイメントが判断した場合

(7) 前各号のほか、DGFT または楽天ペイメントが必要と判断した場合

5. 加盟店は、DGFT または楽天ペイメントに対し、加盟店にて不正取引等の実態を確認した場合等における楽天ペイ決済サービスに関するセキュリティまたは顧客の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、加盟店の事前承諾を得た上で、または必要かつ最低限の範囲内で、DGFT または楽天ペイメントがかかる調査結果および情報を利用、公表すること、または他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることを了承するものとします。

第168条（加盟店契約締結後の加盟店に係る事項の報告）

1. 加盟店は、第166条（加盟店契約の申込等）第1項第1号から第5号に掲げる事項について変更の有無の確認を求められた場合、これに応じるものとします。
2. 加盟店は、第166条（加盟店契約の申込等）第1項第1号から第5号に掲げる事項について変更が生じる場合には、予めDGFTに対し、DGFT または楽天ペイメント所定の書面により届け出なければならないものとします。ただし、事前の届出が困難な事情がある場合には、変更後直ちに届け出るものとします。
3. 加盟店は、前項の届出事項のうち、代表者、取扱商材または販売方式もしくはカードの取扱店舗の変更については、予めDGFTに対して届け出た上で、DGFT または楽天ペイメントの承認を得るものとします。DGFT または楽天ペイメントの承認なく変更された場合、DGFT または楽天ペイメントは、当該加盟店における楽天ペイ決済サービスの利用を禁止することができるものとします。

第169条（販促物の掲出）

加盟店は、DGFT から求められた場合、DGFT または楽天ペイメントの指定する販促物（アクセプタンスステッカー、スイングPOP、ユーザーガイド、タペストリー、のぼり等を含みますが、これらに限られません。）を掲出するものとします。

第170条（加盟店規約の遵守）

1. 加盟店は、加盟店規約の内容を遵守するものとし、加盟店規約に定める加盟店の義務および責任を履行する義務を負うものとします。
2. 加盟店は、加盟店契約に違反した場合、または加盟店契約に基づく取引に関連してDGFT または楽天ペイメントに損害を与えた場合、DGFT または楽天ペイメントが被った損害を賠償する責めを負うものとします。
3. 前条の規定は、楽天ペイ決済サービス加盟店契約の終了後も、有効に存続するものとします。

第171条（精算）

1. DGFT は、楽天ペイメントから支払いを受けた対象取引代金相当額（DGFT または楽天ペイメントによる支払拒絶、対象取引代金の返還請求権等があった場合は、それを差し引いた額を指すものとし、楽天ペイメントが加盟店手数料等と相殺した場合は、当該相殺後の金額を指すものとし、以下、本条および次条において同様とします。）から所定の決済手数料を差し引いた金額を、第12条（支払方法）に基づき加盟店に支払うものとします。
2. DGFT は、楽天ペイメントから前項に定める支払を受けるにあたり、予め加盟店から代理受領権限の付与を受けるものとし、加盟店に代わって当該支払を受領するものとします。
3. 加盟店は、加盟店手数料等が対象取引代金相当額に不足する場合、DGFT に対し当該不足額を支払うものとします。
4. DGFT が本条第1項に基づき受領した対象取引代金相当額であって、加盟店に対する引渡しが行われていない金銭（以下、本章において「引渡未了金」という。）がある場合において、加盟店の楽天ペイメントに対する未払の加盟店手数料等の支払義務が存在し、かつ弁済期日が到来している場合であって、楽天ペイメントがその旨および金額をDGFT に通知したときは、引渡未了金の範囲内において、DGFT が加盟店から加盟店手数料等の支払を受けたものとみなし、当該加盟店手数料等相当額を楽天ペイメントに対して引き渡すものとします。
5. DGFT は、以下の事由が発生した場合、以下に定める期間、本条第1項に基づく当該事由に係る支払を留保することができ、加盟店は、かかる留保金額について利息および遅延損害金が発生しないことについて了承するものとします。

- (1) 加盟店が指定する金融機関口座が加盟店の本人名義(法人の場合は法人名義)でない場合(DGFTまたは楽天ペイメントが当該名義人の口座の利用を承諾した場合を除く。) DGFT または楽天ペイメント所定の方法により本人口座が指定されるまで。
- (2) DGFT が第 167 条(加盟店調査、管理等)第 1 項に基づく調査を行う場合 当該調査が完了するまで。
- (3) 次条(支払停止の抗弁)に定める抗弁事由が発生した場合 当該抗弁事由が解消し、楽天ペイメントから DGFT に対して留保金額に係る支払がなされるまで。
- (4) 加盟店規約第 40 条(契約の解除)第 1 項または第 2 項に定める事由が発生した場合 当該事由が解消した日または楽天ペイ加盟店契約を解除した日のいずれか早い日まで

第172条 (返品等)

1. 加盟店は、顧客から取扱商品の返品を受け付ける等、当該加盟店と顧客との間の対象取引について、顧客と合意の上これを取り消し、または解除した場合には、当該取引の成立日に限り、以下の各号のいずれかの方法により、対象取引(銀行口座払いを除くものとします。)を取り消すことができるものとします。
 - (1) 「楽天ペイ」アプリの機能において楽天ペイメントまたは DGFT 所定の方法により取消処理を行い、顧客による署名を取得して DGFT を通じて楽天ペイメントに送信する方法
 - (2) ショップ管理機能において楽天ペイメントまたは DGFT 所定の方法により取消処理を行う方法
2. 加盟店は、当該取引の成立日の翌日から起算して 60 日を経過するまでの間に限り、当該対象取引の取消しに関する状況その他の必要な情報(書面を含みますが、これに限られません。)を DGFT を通じて楽天ペイメントに対して提供した上、楽天ペイメント所定の方法によって当該対象取引の取消しを楽天ペイメントが認めた場合には、当該対象取引を取り消すことができるものとします。なお、加盟店は、楽天ペイメントから既に当該取消しに係る対象取引代金相当額を受領している場合には、対象取引の取消しに先立ち、楽天ペイメント所定の方法で対象取引代金相当額を支払う必要が生じる場合があることを承諾するものとします。
3. 銀行口座払いの場合は、前各項の規定を適用せず、加盟店が取扱商品等の返品を受け付ける等、顧客との合意により当該顧客との間の対象取引を取り消し、または解除した場合は、加盟店は、代理受領権限を付与されている DGFT に対して、当該取引に係る受領済みの対象取引代金相当額を支払うものとします。この場合、DGFT は、前条(精算)第 4 項に基づく方法により、引渡未了金の範囲内において、DGFT が加盟店から返金を受けたものとみなすことができるものとします。
4. 加盟店は、本条の手続に従う場合のほか、顧客との間の取扱商品の売買取引に関する事項については、第 175 条(顧客との紛争)に従って処理するものとします。

第173条 (支払停止の抗弁)

1. 顧客が加盟店との間の取引について、割賦販売法に定める支払停止の抗弁をクレジットカード会社等に申し出た場合、加盟店は、直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合、楽天ペイ決済サービスに基づく支払がすべて留保または取り消されるものとし、前条第 1 項に定める対象取引代金相当額の支払いは、以下のとおりとします。
 - (1) DGFT が加盟店に対して支払う前の場合には、DGFT は、前条に従い、当該支払を留保または拒絶できるものとします。かかる留保金額に利息および遅延損害金は生じないものとします。
 - (2) DGFT が加盟店に対して支払済の場合には、加盟店は、DGFT に対して当該支払済の対象取引代金相当額を直ちに返還するものとします。加盟店は、当該支払済の対象取引代金相当額が次回以降の加盟店に対する支払から差し引かれることについて、予め了承するものとします。
 - (3) 当該抗弁事由が解消し、クレジットカード会社等から、本項第 1 号により留保または拒絶していた金銭に係る支払を受けた場合には、DGFT は、加盟店に対し、前条第 1 項に従い、直後に到来する支払日に、留保していた対象取引代金相当額を支払うものとします。

第174条 (対象取引代金相当額の返還等)

1. 楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が加盟店契約等に基づき立替払等の支払を取り消した場合において、DGFT の加盟店に対する当該取消に係る対象取引代金相当額の支払前の場合、DGFT は、その支払を留保または取り消すことができるものとします。なお、留保された金額につい

て、利息および遅延損害金は生じないものとします。

2. 楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が加盟店契約等に基づき立替払等の支払を取り消した場合において、当該取消に係る対象取引代金相当額について、DGFT が第 171 条（精算）に基づき加盟店に支払済みの場合は、DGFT は、DGFT 所定の方法により当該対象取引代金相当額の返還を請求できるものとします。なお、加盟店は、当該支払済の対象取引代金相当額が DGFT の加盟店に対する支払から差し引かれることについて、予め了承するものとします。

第175条（顧客との紛争）

加盟店が顧客に販売した取扱商品について、不良品、品違い、量目不足、性能等に関する疑義、商品等の未着、誤請求等の事故が発生した場合、または広告上の解釈、当該取引の過程もしくは取引の内容等に関して顧客との間に紛争が生じた場合は、加盟店は、自らの責任と負担をもって解決するものとし、これにより DGFT、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等に損害が生じた場合は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。ただし、加盟店は、DGFT および楽天ペイメントの承諾なく、顧客に対して対象取引代金相当額を直接返還してはならないものとします。

第176条（広告）

1. 加盟店は、楽天ペイ決済サービスの取引について、楽天ペイメントの事前の承諾なく、広告宣伝してはならないものとします。
2. 加盟店は、前項の承諾を得て広告宣伝を行おうとする場合には、次項各号に掲げる事項を遵守し、広告案および媒体を特定して、DGFT を通じて楽天ペイメントに承諾の申請をするものとします。
3. 加盟店は、前項の承諾を得て広告宣伝を行う場合における広告の製作にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引法、割賦販売法、不当景品及び不当表示防止法、著作権法、商標法ならびにそれらに関連する法律、その他関連法令に違反しないこと
 - (2) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (3) 以下の事項を表示すること
 - ① 加盟店の商号・屋号
 - ② 加盟店の名称・所在地
 - ③ 加盟店の電話番号および電子メールアドレス
 - ④ 顧客がカード等を利用できる旨
 - ⑤ 加盟店の代表者または管理者の氏名および連絡方法
 - ⑥ その他楽天ペイメントが必要と認めた事項

第177条（楽天ペイ決済サービスの一時停止）

1. DGFT は、以下の各号に掲げる場合には、DGFT または楽天ペイメント所定の方法で加盟店に通知することにより、対象となる加盟店に係る楽天ペイ決済サービスによる取引を一時停止することができるものとします。ただし、やむを得ない事由がある場合には、DGFT は、通知することなく本項に基づく一時停止措置をとることができるものとします。なお、DGFT は、加盟店から利用再開の申し出があった場合には、第 166 条（加盟店契約の申込等）第 2 項に準じて審査を行った上、適切と認めた場合に限り、再開を認めるものとします。
 - (1) 特定の加盟店が加盟店契約その他楽天ペイ決済システムの利用について遵守すべき規定に違反して楽天ペイ決済サービスを利用した場合またはその疑いがある場合
 - (2) 第 174 条（対象取引代金相当額の返還等）第 2 項に定める対象取引代金相当額の返還等楽天ペイメントに対する債務の支払いを行わない場合
 - (3) 届出情報等が事実と異なる場合またはその疑いがある場合
 - (4) 特定の加盟店において、6 か月以上に渡り、楽天ペイ決済サービスの利用がなかった場合
 - (5) クレジットカード会社等から要請があった場合
 - (6) その他、第 167 条（加盟店調査、管理等）第 1 項に定める調査を行うために必要な場合、または当該調査の結果、一時停止すべきであると DGFT が判断した場合
2. DGFT は、以下の各号に掲げる場合には、DGFT または楽天ペイメント所定の方法で加盟店に通知または公表することにより、楽天ペイ決済サービスによる取引について、その全部または一部を一時停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合には、停止後直ちに通知または公

表することで足りるものとします。

- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により、楽天ペイ決済サービスの提供ができない場合
 - (2) 楽天ペイメントが運営するアプリ等の機能その他楽天ペイ決済サービスに不具合が生じた場合
 - (3) 楽天ペイ決済サービスの保守または点検に必要な場合
 - (4) 不正な取引が発生した疑いがあり、DGFT、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (5) 楽天ペイ決済サービスを利用した取引に関する情報が漏えいし、DGFT、楽天ペイメントまたはクレジットカード会社等が楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
 - (6) その他クレジットカード会社等から要請があった場合、または DGFT または楽天ペイメントがやむをえない事由により楽天ペイ決済サービスを停止すべきと判断した場合
3. DGFT、楽天ペイメントおよびクレジットカード会社等は、前項二項により楽天ペイ決済サービスによる取引を停止したことにより、加盟店に生じた損害について、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、賠償する責任を負わないものとします。

第178条（楽天ペイ決済サービスの終了）

1. DGFT または楽天ペイメントは、天災地変等の不可抗力または営業上のやむを得ない事由により、楽天ペイ決済サービスを終了する場合には、DGFT または楽天ペイメント所定の方法により加盟店に通知または公表することにより、楽天ペイ決済サービスの提供を終了することができるものとします。ただし、やむを得ない事由がある場合には、DGFT または楽天ペイメントは、事前に通知または公表することなく本項に基づく楽天ペイ決済サービスを終了することができるものとします。
2. 前項に基づき楽天ペイ決済サービスを終了したことにより、加盟店に生じた損害について、DGFT または楽天ペイメントは、責任を負わないものとします。

第179条（免責）

以下の各号に掲げる事由については、DGFT、楽天ペイメントおよびクレジットカード会社等は、自らの故意または重過失による場合を除き、加盟店（加盟店が第三者に対して賠償した場合を含みます。）に対して責任を負わないものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。

- (1) アプリの故障、不具合により、楽天ペイ決済サービスの利用ができない場合
- (2) 加盟店端末の不具合により、楽天ペイ決済サービスの利用ができない場合
- (3) 停電、通信回線の不具合または電力会社もしくは通信会社の都合により、楽天ペイ決済サービスの利用ができない場合
- (4) 銀行等の振込システムの障害その他金融機関の都合により、加盟店契約に基づく加盟店に対する支払ができない場合

第10章 J-Coin Pay 決済サービス

利用者が第2条第12号⑨に定めるJ-Coin Pay 決済サービスの利用を希望する場合には、第1章の規定に加え、本章の規定を適用するものとします。なお、本章の規定が第1章の規定と矛盾抵触する場合は、本章の規定が優先して適用されるものとします。

第180条（定義）

1. 本章における次の用語は、以下の意味を有するものとします。
 - (1) 「J-Coin Pay 決済サービス」とは、ユーシーカードが加盟店に対して提供する、加盟店における取扱商品の代金決済または寄付金の支払をコインで行うことを可能とするサービスをいいます。
 - (2) 「加盟店」とは、ユーシーカードとの間で商品もしくはサービスの代金決済または寄付金の支払にコインを利用することができることを内容とする加盟店契約（以下「J-Coin 加盟店契約」といいます。）を締結し、イシュー所定の加盟店マークを表示する利用者をいいます。
 - (3) 「イシュー」とは、株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）またはみずほ銀行が認める第三者をいいます。
 - (4) 「コイン取扱店舗」とは、加盟店がDGFTを通じてユーシーカードに届け出てユーシーカードの承認を得た店舗（取扱商品の販売または提供を顧客に対面で行う店舗に限ります）をいいます。
 - (5) 「代金債権」とは、取扱商品の対価として加盟店が顧客に対して取得する債権をいいます。
 - (6) 「顧客」とは、イシューが提供するJ-Coin Pay サービスのすべてのユーザーをいいます。
 - (7) 「アカウント」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号、以下「犯収法」といいます。）に定める取引時確認の手続を含む所定の手続を経て顧客がイシューより付与されるユーザーアカウントであり、J-Coin Pay サービスを利用するために使用されるものをいいます。
 - (8) 「J-Coin Pay サービス」とは、イシューが提供するコインに関連する一切のサービスをいいます。
 - (9) 「コイン」とは、アカウントにおいて保有され、顧客が加盟店における取扱商品の代金決済または寄付金の支払に利用することが可能なものとしてイシューが発行する電磁的記録であり、みずほ銀行が承認するものをいいます。
 - (10) 「寄付金」とは加盟店の寄付の募集・勧誘に応じ、顧客が加盟店に贈与する金銭をいいます。
 - (11) 「贈与債権」とは、顧客が加盟店に対し寄付金の支払にかかる贈与の意思表示を行うことにより発生する、加盟店の顧客に対する寄付金の支払請求権をいいます。
 - (12) 「二次アクワイアラ」とは、ユーシーカードの委託を受けJ-Coin Pay 決済サービスの全部または一部を提供する会社をいいます。
2. 本章に限り、基本規約第2条（用語の定義）第3号における「取扱商品」および同条第5号における「商品代金」を以下のとおり定義するものとします。
 - (1) 「取扱商品」とは、利用者がショップで顧客へ販売または提供する、物品・サービス・権利・ソフトウェア等をいいます。ただし、その対価を前払いする商品またはサービスおよびユーシーカードが別途指定する商品は、取扱商品から除くものとします。
 - (2) 「商品代金」とは、対面販売にかかる取扱商品の代金（取扱商品の販売に係る租税公課、送料、その他手数料等を含む場合があります。）であって、加盟店が当該代金債権をユーシーカードに債権譲渡したことに伴い、ユーシーカードが債権譲渡対価として加盟店に支払うべき金員をいいます。

第181条（包括代理権）

1. 利用者は、J-Coin Pay 決済サービスの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、DGFTが利用者を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) ユーシーカードとの加盟店契約の締結およびこれに付随する一切の合意
 - (2) 以下に定める事項
 - ① 加盟店に関する届け出
 - ② 加盟の申請
 - ③ 加盟店が対面販売した代金から手数料を差し引いた金額のユーシーカードからの受領
 - ④ その他、DGFTおよび利用者または加盟店が合意し、ユーシーカードが承認した業務

2. 利用者は、加盟店契約の有効期間中、利用者が DGFT に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 利用者が DGFT に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、DGFT が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて DGFT が行い、利用者は本人として係る行為を行わないものとします。なお、ユーザーカードは、利用者に対しても、加盟店契約の当事者としてのユーザーカードの行為を行うことができるものとします。

第182条（加盟の申し込み・承認）

1. 利用者は、J-Coin Pay 決済サービスの利用を希望するときは、本規約の内容に同意した上で、DGFT を通じて以下の書面をユーザーカードに提出して新規加盟を申し込み、ユーザーカードの承認を得るものとします。
 - (1) ユーザーカード所定様式による新規加盟店申込書
 - (2) その他加盟店審査のためユーザーカードが請求する資料
2. 前項の申込につき、ユーザーカードが利用者を加盟店として適当と認めた場合には、ユーザーカードは新規加盟承認の通知を DGFT に対して行うこととし、これをもって利用者とユーザーカードとの間に、本規約に定める内容の J-Coin 加盟店契約が成立するものとします。
3. 本条第 1 項の申込につき、ユーザーカードが利用者を加盟店として不適当と認めた場合には、ユーザーカードは当該利用者の新規加盟を拒否することができるものとします。この場合、ユーザーカードおよび DGFT は、利用者に対し、拒否の理由を開示しないものとします。
4. 加盟店は、本条第 1 項によりユーザーカードに提出した申込書の内容に変更があった場合、もしくは加盟店が退会する場合、DGFT を通じてユーザーカードに対して、事前に書面により当該変更内容等を通知するものとします。
5. 加盟店は、前項の届け出がないため、ユーザーカードまたは DGFT からの通知、送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。

第183条（加盟店の再審査）

加盟店は、ユーザーカードが必要と認めるときは、加盟店の適格性について再審査を受けるものとします。

第184条（加盟店の責任等）

1. 利用者は、J-Coin Pay 決済サービスを利用するにあたり、本規約を遵守しなければならないものとします。
2. DGFT は、J-Coin Pay サービスにおける決済および本規約に基づく業務に関し、加盟店を指導・監督するものとし、利用者はこれに従うものとします。
3. 利用者が、J-Coin 加盟店契約および J-Coin Pay 決済サービスにかかる利用契約（以下、両契約をあわせて「J-Coin 加盟店契約等」といいます。）または J-Coin 加盟店規約等に基づく取引に関連して DGFT またはユーザーカードに損害を与えた場合には、利用者は、DGFT またはユーザーカードが被った損害を賠償する責任を負うものとします。
4. 利用者または加盟店は、ユーザーカードが DGFT に対して利用者が対面販売した代金を第 186 条（コインの精算）の定めに基づき支払いをした場合、DGFT が当該代金を受領した時点で当該債権譲渡代金に関するユーザーカードの債務が確定的に消滅することを了承するものとします。

第185条（コインでの決済）

1. 加盟店は、顧客がコインを代金決済または寄付金の支払に利用する場合、当該顧客に対しみずほ銀行所定の方法でコインによる支払いを指定させみずほ銀行所定の手続を行わせると共に、加盟店においてもみずほ銀行所定の手続を行うものとし、これにより、加盟店はイシューに対し売上情報を送信するものとします。
2. 加盟店は、イシューが前項の売上情報を受信した時点において、顧客が当該決済に利用するものとして指定した当該コインについてイシューのサーバー上に記録された残高が当該取扱商品の代金額または寄付金の額に満たないことを解除条件として、ユーザーカードに対して当該取扱商品の購入に係る代金債権または贈与債権を譲渡するものとします。

3. 加盟店は、顧客のコインの残高から取扱商品の代金または寄付金の額に相当するコインが差し引かれた時をもって、前項に基づきユーシーカードに譲渡した代金債権または贈与債権が弁済等により消滅する前後を問わず、また、加盟店が当該債権譲渡の対価を受領する前後を問わず、当該代金または寄付金の支払いがあったものとして顧客を取り扱わなければならないものとします。

第186条（コインの精算）

1. DGFT は、ユーシーカードまたは二次アクワイアラから支払いを受けたユーシーカード所定の期間における前条（コインでの決済）第2項に基づく所定の債権譲渡対価としての商品代金相当額（DGFT またはユーシーカードによる支払拒絶、商品代金の返還請求等があった場合、その他ユーシーカードが DGFT に対して負担する弁済期の到来した J-Coin Pay 決済サービスまたは J-Coin Pay サービスに関連して支出した広告費その他の費用等があった場合は、それらを差し引いた額を指すものとし、以下、本条において同様とします。）から DGFT 所定の決済手数料を差し引いた金額を、第12条（支払方法）に基づき加盟店に支払うものとします。
2. DGFT およびユーシーカードは、顧客と加盟店との間の取扱商品もしくは寄付金の支払またはその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、コインによる代金決済または寄付金の支払後に債務不履行（契約不適合を含みます。）、返品、不備・不具合その他の問題が生じた場合は、加盟店の責任において、顧客と加盟店との間で解決するものとし、DGFT およびユーシーカードはなんらの責任も負わないものとします。①加盟店との間の紛議を理由に顧客が DGFT またはユーシーカードに苦情を申し入れた場合、②顧客と加盟店との間に紛議が発生した、もしくは発生する可能性があるとして DGFT またはユーシーカードが客観的かつ合理的理由に基づき認めた場合、または③加盟店が本契約その他法律の規定に違反した場合、DGFT またはユーシーカードは、加盟店に対する精算金の支払を、(1)上記①ないし③の紛議等の状態が解決・解消等するまで留保もしくは拒絶または(2)次回以降に加盟店に対して支払う債権譲渡対価としての商品代金から当該紛議等に起因して生じた損害（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。）を差し引くことができるものとします。
3. 債権譲渡対価としての商品代金について、差押え、仮差押え、滞納処分等があった場合、DGFT またはユーシーカードは、当該商品代金の支払について DGFT またはユーシーカード所定の手続きに従って処理するものとし、これによる限り、遅延損害金、損害賠償金、利息等名目のいかなるものも加盟店に一切の支払義務を負わないものとします。

第187条（返品等）

1. 加盟店は、顧客との間の取引の取消、解除等により商品代金の返金が必要と判断した場合、当該取引の決済日より365日以内に、DGFT、ユーシーカードまたはみずほ銀行所定の方法により、第185条（コインでの決済）に基づく決済を取り消すことができるものとします。
2. 加盟店は、前項により返金の対象となった商品代金を既に受領している場合、DGFT の選択に従い、当該商品代金を DGFT またはユーシーカードに返還するものとします。この場合において、DGFT またはユーシーカードは、翌月以降の加盟店に対する商品代金から当該返金にかかる商品代金を差し引くことができるものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。

第188条（遵守事項）

1. 加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。
 - (1) 加盟店は、J-Coin Pay 決済サービスを利用して、法令その他の規制により許認可または届出が必要となる取扱商品の販売、もしくは寄付金の募集・勧誘提供を行う場合、監督官庁から交付を受けた許認可証または届出書等の写しを DGFT を通じてユーシーカードに提出するものとし、かかる許認可または届出が取消または無効となった場合には、当該取扱商品に係る J-Coin Pay 決済サービスの利用を停止するものとします。
 - (2) 加盟店は、顧客からの取扱商品または寄付金の支払に関する問い合わせまたは苦情等に対応する窓口を設置の上、自己の責任において顧客からの問い合わせまたは苦情等に対応するものとします。
 - (3) 加盟店は、取扱商品の提供または寄付金の募集・勧誘にあたっては、特定商取引に関する法律、景品表示法、著作権法、資金決済に関する法律その他の法令その他の規制を遵守するものとし

ます。

- (4) 加盟店は、加盟店もしくはコイン取扱店舗等が行う告知（店頭における告知等、その媒体を問わないものとします。以下同様。）においてコインにより取扱商品の代金決済または寄付金の支払を行うことができる旨表示したときは、顧客によるコインの利用を拒むことはできないものとします。ただし、コインが盗取されたものであるとき、コインの保有者がコインを不正に取得したとき、または不正に取得されたコインであることを知りながら使用したときはこの限りではありません。
 - (5) 加盟店は、顧客がコインによる取扱商品の決済または寄付金の支払を行う場合には、現金その他の支払手段を用いる第三者より不利な取扱いを行わないものとします。
 - (6) 加盟店は、DGFT またはユーザーカードがコインの利用状況等 J-Coin Pay 決済サービスに関して調査を行う場合においては、これに必要な協力を行うものとします。
 - (7) 加盟店は、顧客によるコインの利用について不審がある場合、ユーザーカードまたは DGFT が予め通知した不正ユーザーと疑われる者による利用と思われる場合または日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申し込みもしくは多額の寄付がある場合には、DGFT を通じてユーザーカードに通知し、DGFT またはユーザーカードの指示がある場合には当該指示に従うものとします。
 - (8) 加盟店は、コインの不正利用防止に関して DGFT またはユーザーカードに協力するとともに、不正利用が発生した場合には、その是正および再発防止のために必要な調査に協力するものとします。
 - (9) 加盟店は、J-Coin Pay 決済サービスの利用に関し事故（第 193 条（守秘義務）に定める秘密情報の漏えいを含みますが、これに限られません。）が生じた場合には、速やかに DGFT を通じてユーザーカードに報告の上解決するものとし、解決に当たってはユーザーカードまたは DGFT の指示を遵守するものとします。
2. 加盟店は、J-Coin Pay 決済サービスの利用に関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。
- (1) 顧客に不正な方法によりコインを取得させ、または不正な方法で取得されたコインであることを知ってコインによる代金決済または寄付金の支払を許容する行為。
 - (2) 顧客にアカウントまたはコインを偽造もしくは変造させ、または偽造もしくは変造されたコインであることを知ってコインによる代金決済を許容する行為。
 - (3) QR コードを偽造・変造・模造・複製、その他ユーザーカード所定外の方法により生成等を行い、不正な取引を行う行為。
 - (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (5) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
 - (6) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
 - (7) イシュー、ユーザーカード、DGFT または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
 - (8) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為。
 - (9) イシュー、ユーザーカード、DGFT または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
 - (10) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（取扱商品の販売または提供およびユーザーカードが認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、ユーザーに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他 J-Coin Pay サービスおよび J-Coin Pay 決済サービスが予定している利用目的と異なる目的で J-Coin Pay サービスまたは J-Coin Pay 決済サービスを利用する行為。
 - (11) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為。
 - (12) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。なお、加盟店が事前に DGFT またはユーザーカードの承認の下限契約を締結した宗教団体である場合はこの限りではない。
 - (13) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。
 - (14) 加盟店若しくはコイン取扱店舗等においてユーザーを誤認させる表示をすること。

- (15) イシュー、ユーシーカードまたは DGFT のサーバーやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、ユーシーカードまたは DGFT のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、ユーシーカードまたは DGFT に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他イシューによる J-Coin Pay サービスもしくは J-Coin Pay 決済サービスの運営または他の顧客によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
 - (16) リバースエンジニアリングその他の解析行為、その他 J-Coin Pay 決済サービスを提供の趣旨に照らして本来の目的とは異なる目的で利用する行為。
 - (17) 加盟店として加盟店が DGFT を経て届け出た名義を第三者に使用させ、または第三者が使用すること。
 - (18) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。
 - (19) その他、DGFT またはユーシーカード不相当と判断した行為。
3. DGFT またはユーシーカードは、加盟店が第 1 項各号のいずれかに違反すると判断した場合、または、加盟店の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店に対し、是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。

第189条 (システムの使用等)

1. 加盟店は、J-Coin Pay 決済サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器を自己の費用と責任において準備し、使用可能な状態に置くものとします。また、本サービスに関するユーシーカードまたはみずほ銀行のシステム（以下「UCシステム等」といいます。）を使用するにあたっては、自己の費用と責任において、加盟店が任意に選択した電気通信サービスまたは電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします。
2. 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の使用環境に応じ、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを合理的な水準に保持するものとします。
3. 加盟店は、UCシステム等を複製、修正、改変または解析してはならないものとします。また、加盟店はUCシステム等を第三者に貸与または利用させてはならず、UCシステム等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。
4. ユーシーカードは、加盟店に対して J-Coin Pay 決済サービスの利用に際して物品等を貸与することがあります。当該物品等の所有権は、ユーシーカードが別段の意思表示をした場合を除き、ユーシーカードに留保されるものとし、加盟店は当該物品等を第三者に貸与または利用させてはならず、当該物品等またはその利用権を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。また、故意または過失を問わず、加盟店（加盟店の従業員等を含みます。）がかかる物品等を損壊、破壊、故障等させた場合、加盟店はかかる損害または修理費を負担するものとします。なお、ユーシーカードは、かかる物品等を提供または貸与する義務を負うものではありません。

第190条 (ロゴ等の使用)

1. 加盟店は、J-Coin Pay 決済サービスの利用が可能な旨を顧客に対して示すため、コイン取扱店舗の見やすい位置に、ユーシーカードまたはみずほ銀行所定の加盟店マークまたはその他ユーシーカードまたはみずほ銀行が指定する文字もしくはロゴ等（以下「ロゴ等」）を掲示するものとします。
2. 前項に規定するロゴ等の掲示にあたっては、加盟店は、ユーシーカードの提示する規定または指示に従うものとします。

第191条 (権利帰属)

1. 加盟店はユーシーカードに対し、ロゴ等、ユーシーカードのシステム等、その他ユーシーカードまたはみずほ銀行から貸与、提供または使用許諾されるソフトウェア、物品等（これらに含まれる一切のプログラム、コンテンツおよび情報を含みますが、これらに限られません。）に関し、本規約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではないことを確認するものとします。
2. 加盟店は、ユーシーカードのシステム等に関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を含むことを確認するものとします。

第192条（サービスの中止・中断等）

1. ユーシーカードは、システム保守、通信回線または通信手段、コンピュータの障害などによる本サービスにかかるシステム（ユーシーカードのシステム等を含みますが、これに限られません。以下「システム等」といいます。）の中止または中断の必要があると認めたときは、加盟店に対してその理由、実施日および期間を事前に通知の上、本サービスの全部または一部を中止または中断することができるものとします。但し、緊急の必要がある場合には、ユーシーカードは、加盟店に事前に通知することを要しないものとします。また、ユーシーカードおよび DGFT は、J-Coin Pay 決済サービスの中止または中断により加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負わないものとします。
2. ユーシーカードは、システム等（ただし、ユーシーカードが管理するシステム等に限る。）に障害等が発生した場合、可能な限り速やかに当該障害の復旧に努めるものとします。ただし、DGFT またはユーシーカードは、かかる障害により加盟店に損害等が生じた場合であっても、当該障害につきユーシーカードまたは DGFT の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これを賠償する責任を負わないものとします。
3. DGFT またはユーシーカードは、加盟店が本契約に違反し、または違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断した場合、加盟店に事前に通知することなく、J-Coin Pay 決済サービスの全部または一部についての中止または中断等の措置をとることができるものとします。DGFT またはユーシーカードは、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負わないものとします。
4. ユーシーカードは、加盟店が本契約に違反し、または違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断した場合、加盟店に対し、資料の徴収や監査（加盟店の事前の承諾を得た立入検査を含みます。）等ユーシーカードが必要と認める調査を行うことができるものとし、加盟店はこれに応じるものとします。

第193条（守秘義務）

1. 加盟店は、J-Coin 加盟店契約または J-Coin Pay 決済サービスに関連して知り得たユーシーカードの技術上、営業上、その他一切の情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、ユーシーカードの事前の書面（電子メール等の電磁的方法によるものを含む。以下同様。）による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、またはこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、個人情報はすべて秘密情報とします。
 - (1) 取得以前に既に公知であるもの
 - (2) 取得後に取得者の責めによらず公知となったもの
 - (3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 加盟店は、ユーシーカードより提供を受けた秘密情報について、J-Coin 加盟店契約の履行の目的のためにのみ使用し、J-Coin 加盟店契約の履行に必要な範囲内に限り、秘密情報を複製または複写できるものとします。この場合、秘密情報の複製物または複写物についても秘密情報と同様に扱うものとします。
4. 加盟店は、法令上秘密情報の開示が義務付けられ、または裁判所、政府もしくはその他の公的機関による秘密情報の開示の要請を受けた場合には、法律上可能な限り、秘密情報を開示することをユーシーカードに予め通知した上で、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
5. 加盟店は、J-Coin 加盟店契約が終了した場合、ユーシーカードが要求した場合、または秘密情報が不要になった場合には、ユーシーカードの指示に従い直ちに秘密情報を返却または廃棄もしくは消去するものとします。なお、廃棄または消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとします。
6. 本条に基づく加盟店の秘密保持義務は、J-Coin 加盟店契約終了後3年間は有効に存続するものとします。

第194条（加盟店サイト等の掲示）

1. 前条に関わらず、加盟店は、ユーザーカードが DGFT を通じて加盟店より届出を受けた加盟店サイト等に関する情報（その他イシューが指定する加盟店サイト等に関する情報を含みます。）を、イシューまたはイシューが指定する第三社が運営するサービスのウェブサイトまたはアプリケーション上に掲載する場合があること、また、ユーザーカードの判断により掲載を中止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 第 204 条（通知）第 2 項に基づき追加、変更された加盟店サイト等に関する情報についても前項と同様とします。
3. 加盟店は、ユーザーカードに届け出た加盟店サイト等に関する情報に誤りがあり、またはユーザーカードに届け出た加盟店サイト等に関する情報の変更を速やかにユーザーカードに届け出なかったことにより、ユーザーカード、DGFT またはイシューと顧客もしくは第三者との間に紛争が生じた場合、その紛争を速やかに解決し、当該紛争によりユーザーカード、DGFT およびイシューに生じた損害を補償するものとします。

第195条（個人情報等の取扱い）

1. ユーザーカードは、ユーザーカードが加盟店から取得した個人情報に関し、別途定めるプライバシーポリシーおよびユーザーカード所定の情報管理に関する社内規程に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 加盟店は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、顧客から取得する個人情報を適切に取り扱うものとします。
3. 加盟店は、ユーザーカードまたはみずほ銀行が、J-Coin Pay 決済サービスに関連して知り得た加盟店の売上情報その他一切の情報（個人情報を含む。）について、以下の利用目的の範囲内で利用することおよび第三者に提供することに同意するものとします。
 - (1) J-Coin Pay サービスおよび J-Coin Pay 決済サービスの提供のため
 - (2) 各種商品やサービス等に関する提案や案内、研究や開発のため
 - (3) 各種商品やサービス等の提供に際しての判断のため
 - (4) 各種リスクの把握および管理のため
 - (5) J-Coin Pay サービスまたは J-Coin Pay 決済サービスを用いた犯罪の検知およびその対応のため
 - (6) 顧客による J-Coin Pay サービス利用に関する契約の各条項の遵守状況または DGFT もしくは加盟店による J-Coin 加盟店契約の各条項の遵守状況の確認のため

第196条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えること

- を含みますが、これに限りません。)をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて DGFT もしくはユーシーカードの信用を毀損し、または DGFT もしくはユーシーカードの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 加盟店が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、DGFT またはユーシーカードは、加盟店に対して催告することなく直ちに J-Coin 加盟店契約等を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとします。
 4. DGFT またはユーシーカードは、前項の規定に基づく本契約の解除により加盟店に損害が生じた場合においても、加盟店に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第197条 (解約等)

1. ユーシーカードは、契約期間中であっても、解約日の 1 ヶ月前までに、加盟店に対して書面による申入れを行うことにより、J-Coin 加盟店契約を解約することができるものとします。
2. 第 40 条 (中途解約) または前項の場合において、解約を行った当事者は、相手方に損害等が生じた場合であっても、これを賠償する責任を負わないものとします。
3. J-Coin Pay 決済サービスを利用した決済が 1 年間行われていない場合、ユーシーカードまたは DGFT は、何ら催告その他の手続を要することなく、J-Coin 加盟店契約等を直ちに解除することができるものとします。
4. DGFT と加盟店との間の J-Coin Pay 決済サービスにかかる利用契約が終了したときは、当該加盟店とユーシーカードとの J-Coin 加盟店契約は当然に終了するものとします。

第198条 (本契約の解除)

1. ユーシーカードは、加盟店が次の各号に定める事由に該当する場合、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、J-Coin 加盟店契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 第 188 条 (遵守事項) に違反したとき
 - (2) 第 192 条 (サービスの中止・中断等) 第 4 項に基づくユーシーカードの調査に加盟店が合理的な理由なく応じないとき
 - (3) 前二号に記載する場合のほか、J-Coin 加盟店契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき
 - (4) 手形または小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (5) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (6) 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
 - (8) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、解散、減資または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
 - (9) その他信用不安事由が生じ、または契約を継続し難い事由が生じたとき
 - (10) 前各号の事由が生じるおそれがあるとユーシーカードが合理的に判断したとき
2. 前項各号の事由が生じた加盟店は、このためにユーシーカードに生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、前項各号の事由が生じた加盟店は、J-Coin 加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括してユーシーカードに支払うものとします。

第199条 (契約終了後の措置および残存条項)

1. 理由の如何を問わず、J-Coin 加盟店契約等が終了した場合、加盟店は直ちにユーシーカードのシステム等を含む J-Coin Pay 決済サービスの利用を停止するものとし、J-Coin 加盟店契約等の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければならないものとします。また、ロゴ等を削除し、加盟店もしくはコイン取扱店舗等が行う告知上から J-Coin Pay 決済サービスに関する記述を削除するものとします。さらに、加盟店は、ユーシーカードから、J-Coin 加盟店契約等に基づき付与された物品等 (決済システムを含みますが、これに限られません。)、その他ユーシーカー

ドから交付された一切の物（取扱関係書類を含むが、これに限らない。）を、ユーシーカードの指示に従って速やかにユーシーカードに返却または破棄するものとします。ただし、本サービス以外の目的のために決済システムを含む物品等またはロゴ等を使用する必要があるものとユーシーカードが認める場合はこの限りではありません。

2. 本規約の各条において明示的に記載されている場合のほか、第 186 条（コインの精算）第 2 項および第 3 項、第 188 条（遵守事項）第 3 項、第 191 条（権利帰属）、第 192 条（サービスの中止・中断等）、第 195 条（個人情報等の取扱い）第 3 項、第 196 条（反社会的勢力の排除）第 3 項および第 4 項、第 197 条（解約等）第 2 項、第 198 条（本契約の解除）第 2 項、本条、第 200 条（損害賠償）ないし第 203 条（譲渡禁止等）の各規定は、J-Coin 加盟店契約等の終了後といえども有効に存続するものとします。

第200条（損害賠償）

1. 加盟店が、J-Coin 加盟店契約等の違反によってユーシーカード、DGFT または顧客に損害を与えた場合には、その一切の損害（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、それらに限られません。）を直ちにユーシーカード、DGFT または顧客に賠償する責任を負うものとします。また、加盟店が、J-Coin 加盟店契約等の違反によってイシューに損害を与えた場合には、その一切の損害（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含むが、それらに限らない。）を直ちにイシューに賠償する責任を負うものとします。
2. 加盟店は、加盟店の営業（コイン取扱店舗の運営、取扱商品の販売、提供または寄付金の募集・勧誘を含みますが、これらに限られません。）に関連して顧客を含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム等」といいます。）を受けた場合、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連してユーシーカードまたは DGFT が損害を被った場合には、その全ての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。なお、ユーシーカードまたは DGFT が当該クレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要した全ての費用（弁護士費用、第三者から請求された損害等を含むが、それらに限らない。）は、加盟店が負担するものとします。

第201条（遅延損害金）

加盟店は、J-Coin 加盟店契約等に基づく債務の支払を遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払のあった日まで年利率 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割り計算とします。

第202条（免責）

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信回線もしくは諸設備の故障、その他ユーシーカード、DGFT および加盟店の責めに帰することのできない事由に起因する損害については、ユーシーカード、DGFT および加盟店は各自相互に何らの責任も負わないものとします。
2. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、J-Coin 加盟店契約等の履行が困難となり、もしくはそのおそれが生じ、または J-Coin 加盟店契約等の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、ユーシーカード、DGFT または加盟店は直ちにその旨を通知して協議を行い、各自の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第203条（譲渡禁止等）

加盟店は、本契約で認められる場合を除き、ユーシーカードまたは DGFT の事前の書面による承諾なくして、J-Coin 加盟店契約等上の地位、または J-Coin 加盟店契約等から生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他処分をしてはならないものとします。

第204条（通知）

1. 加盟店に対する通知は、第 28 条（通知）第 1 項の方法のほか、あらかじめ加盟店が届け出た連絡先に、ユーシーカード所定の方法により送付または送信することによって行うものとします。
2. 加盟店は、J-Coin 加盟店契約等の申し込み時に記載した事項に変更があった場合には、第 16 条（業務内容等の変更）に従い、DGFT を通じて速やかにその旨をユーシーカードに届け出るものとします。

ただし、取扱商品、寄付金およびコイン取扱店舗については、ユーザーカードが当該届出を受けて、承認したのもののみ変更の効力が生じるものとします。

3. 前項に規定する届出が遅延したことまたはかかる届出が行われないことにより、DGFT またはユーザーカードからの通知またはその他送付書類、精算金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

<別紙 1>

本件決済サービスの提供にかかる条件

1. 利用者は本件決済サービスを利用する場合には、DGFT に対して、別途 DGFT が所定の方法により定める決済手数料を支払うものとします。
2. 本件決済サービスにおける取扱期間等は、以下のとおりとします。

取扱期間	締切日	振込日	支払日
当月 1 日～当月 15 日	当月 15 日	当月末日	翌月 15 日
当月 16 日～当月末日	当月末日	翌月 15 日	翌月末日

3. 第 12 条第 1 項における振込最低金額は、別途 DGFT が所定の方法により定めるものとします。利用者は、各締切日時点において、支払を受けるべき商品代金の総額が振込最低金額未満の場合には、次回以降の締切日時点における当該総額が振込最低金額に達するまでの間、DGFT が当該支払を留保することができることにつき予め承諾するものとします。
4. 利用者は、各締切日までに第 12 条第 2 項に定める振込依頼を行うものとします。但し、利用者は、以下の期間（以下「振込依頼不可期間」といいます。）においては振込依頼ができないことにつき、予め承諾するものとします。

対象月	振込依頼不可期間	
2 月	当月 11 日から 16 日	当月 26 日から 28 日 (但し、閏年においては当月 29 日から翌月 1 日)
2 月以外の月		当月 26 日から翌月 1 日

5. 利用者は、第 12 条第 2 項に基づき振込依頼を行う場合には、DGFT に対して、別途 DGFT が所定の方法により定める指定振込手数料を支払うものとします。
6. 第 12 条第 4 項における基準日は、毎年 3 月末日とします。

<別紙 2>

決済手数料等に関する課金条件

1. 対面販売の取扱期間

課金対象を取扱期間ごとに締切り集計し、第 12 条に基づき DGFT が利用者に商品代金の総額から決済手数料に消費税等相当額を加えた金額（以下、別紙 2 において「決済手数料等」といいます。）および指定振込手数料（第 12 条第 2 項に基づき振込依頼を行った場合に限ります。）の合計金額を差し引いた金額を利用者の指定する金融機関に送金する場合は、振込日までに送金するものとします。利用者の商品代金の総額が当該決済手数料等に足りない場合、利用者は、支払日までに DGFT に支払うものとします。

2. 指定金融機関口座

DGFT が利用者に商品代金の総額から決済手数料等および指定振込手数料（第 12 条第 2 項に基づき振込依頼を行った場合に限ります。）の合計金額を差し引いた金額を送金する利用者の金融機関口座となります。指定金融機関口座は、別途利用者が DGFT に対し通知するものとします。

3. 決済手数料

別紙 1 「本件決済サービスの提供にかかる条件」第 1 項記載の、取扱期間に本件決済サービスで収納された収納金額に応じ課金される手数料となります。手数料単価、手数料率が併記されている場合、いずれか高い金額が適用となります。手数料の 1 円未満の端数は、切り捨て処理するものとします。

4. 消費税

決済手数料の消費税等相当額は、決済手数料の合計金額に税率を乗じて算出した金額とし、1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

5. 指定振込手数料

別紙 1 「本件決済サービスの提供にかかる条件」第 5 項記載の、DGFT が振込依頼に基づき指定金融機関口座に送金を行う場合に利用者に課金される手数料をいいます。

以上

加盟信用情報機関

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター 代表理事：松井哲夫
URL	https://www.j-credit.or.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における顧客等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報および当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報やそのおそれのある行為に関する情報を、DGFT および／または決済事業者が JDMセンターに登録することおよび JDM 会員に提供され共同利用することにより、JDM 会員の利用契約等締結時または途上の審査の精度向上を図り、悪質利用者を排除し、利用者のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用される情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 包括信用購入あっせん取引または個別信用購入あっせん取引における、当該利用者等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由 2. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者等に係る苦情発生防止および処理のために講じた措置の事実および事由 3. 包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る業務に関し顧客等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせんまたは個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由 4. 顧客等の保護に欠ける行為に該当したまたは該当すると疑われるもしくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM 会員・顧客等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 5. 顧客等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容および当該内容のうち、顧客等の保護に欠ける行為であると判断した情報および当該行為と疑われる情報ならびに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 6. 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報 7. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生または発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由 8. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該利用者による不正利用の防止に支障が生じまたは支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実および事由

	<p>9. 包括信用購入あっせん取引における、当該利用者がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報</p> <p>10. 上記⑦から⑧に関して、当該利用者に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由</p> <p>11. 上記②および⑩の措置の指導に対して、当該利用者が従わないもしくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実および事由</p> <p>12. 上記の他顧客等の保護に欠ける行為およびクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>13. 前記各号に係る当該利用者の氏名、住所、電話番号および生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号ならびに代表者の氏名および生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日（法人の場合は、代表者の氏名および生年月日）を除く。</p> <p>14. 利用者の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報</p>
登録される期間	上記の情報は、登録日または必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間登録されません。
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター (JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。)

2019年5月13日制定
2019年11月15日改定
2020年4月24日改定
2020年5月29日改定
2020年9月1日改定
2020年12月25日改定
2021年3月22日改定
2021年4月30日改定
2021年10月11日改定
2021年10月27日改定
2022年4月1日改定
2022年7月1日改定
2022年12月12日改定
2023年4月28日改定
2023年9月1日改定
2024年2月15日改定
2024年10月1日改定

株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー